

修 正 案	現 行	備 考
<p data-bbox="421 392 707 584">石川県地域防災計画 津波災害対策編 (平成<u>26</u>年修正)</p>	<p data-bbox="1384 392 1671 584">石川県地域防災計画 津波災害対策編 (平成<u>25</u>年修正)</p>	

修正案	現行	備考
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1節 (略)</p> <p>第2節 性格及び基本理念</p> <p>1 (略)</p> <p>2 基本理念等</p> <p>(1) 用語</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>ウ 指定公共機関 <u>日本郵便株式会社(北陸支社)、日本銀行(金沢支店)、日本赤十字社(石川県支部)、日本放送協会(金沢放送局)、中日本高速道路株式会社(金沢支社)、西日本旅客鉄道株式会社(金沢支社)、日本貨物鉄道株式会社(金沢支店)、西日本電信電話株式会社(金沢支社)、KDDI株式会社(北陸総支社)、日本通運株式会社(金沢支店)、北陸電力株式会社(石川支店)、株式会社NTTドコモ(北陸支社)、エヌ・ティ・ティコミュニケーションズ株式会社(北陸営業支店)、ソフトバンクテレコム株式会社(地域総務部(北陸))、ソフトバンクモバイル株式会社(地域総務部(北陸))、福山通運株式会社(金沢支店)、佐川急便株式会社(北陸支店)、ヤマト運輸株式会社(金沢主管支店)</u></p> <p>エ 指定地方公共機関 (略) 北陸鉄道株式会社、のと鉄道株式会社、IRいしかわ鉄道株式会社、株式会社北國新聞社、株式会社中日新聞北陸本社、北陸放送株式会社、石川テレビ放送株式会社、株式会社テレビ金沢、株式会社エフエム石川、北陸朝日放送株式会社、石川県医師会、石川県看護協会、石川県治水協会</p> <p>オ (略)</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1節 (略)</p> <p>第2節 性格及び基本方針</p> <p>1 (略)</p> <p>2 基本方針</p> <p>(1) 用語</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>ウ 指定公共機関 日本郵便株式会社(北陸支社)、日本銀行(金沢支店)、日本赤十字社(石川県支部)、日本放送協会(金沢放送局)、中日本高速道路株式会社(金沢支社)、西日本旅客鉄道株式会社(金沢支社)、日本貨物鉄道株式会社(金沢支店)、西日本電信電話株式会社(金沢支社)、KDDI株式会社(北陸総支社)、日本通運株式会社(金沢支店)、北陸電力株式会社(石川支店)、株式会社エヌ・ティ・ティドコモ(北陸支社)、エヌ・ティ・ティコミュニケーションズ株式会社(北陸営業支店)</p> <p>エ 指定地方公共機関 (略) 北陸鉄道株式会社、のと鉄道株式会社、株式会社北國新聞社、株式会社中日新聞北陸本社、北陸放送株式会社、石川テレビ放送株式会社、株式会社テレビ金沢、株式会社エフエム石川、北陸朝日放送株式会社、石川県医師会、石川県看護協会、石川県治水協会</p> <p>オ (略)</p>	

修正案	現行	備考
<p>(2) <u>基本理念</u></p> <p>この計画は、震災対策のうち主として津波による被害を対象に、県、市町、防災関係機関、事業所及び県民がとるべき基本的事項等を定めたものである。</p> <p><u>県、市町及び防災関係機関は、津波災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、それぞれ全機能を有効に発揮し、相互に協力して、さまざまな対策を組み合わせた総合的な津波防災対策を講じ、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめなければならない。</u></p> <p>このため、県、市町及び防災関係機関は、実施計画の作成などにより本計画の具体化を図るとともに、関連する各種計画とも有機的な連携を図りながら、常に本県をとりまく諸条件を見極め、必要に応じて修正を加えるなど、その弾力的な運用を図る。</p> <p>また、事業者及び県民は、それぞれ自助・共助の精神に基づいて自ら津波災害への備えの充実に努めることが大切である。</p> <p><u>なお、災害対策の実施に当たっては、県、市町、指定公共機関及び指定地方公共機関は、それぞれの機関の果たすべき役割を的確に実施していくとともに、相互に密接な連携を図る。</u></p> <p><u>併せて、県及び市町を中心に、県民一人ひとりが自ら行う防災活動や、地域の防災力向上のために自主防災組織や地域の事業者等が連携して行う防災活動を促進することで、県、市町、防災関係機関、事業者及び県民等が一体となって最善の対策をとらなければならない。</u></p> <p><u>施策を実施するため、災害救助関係費用の支弁に要する財源はもとより、災害対策全般に要する経費の財源にあてるため、県及び市町は、災害対策基金等の積立、運用等に努める。</u></p>	<p>(2) <u>基本方針</u></p> <p>この計画は、震災対策のうち主として津波による被害を対象に、県、市町、防災関係機関、事業所及び県民がとるべき基本的事項等を定めたものである。</p> <p><u>県、市町及び防災関係機関は、津波災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を防災の基本方針とし、それぞれ全機能を有効に発揮し、相互に協力して、さまざまな対策を組み合わせた総合的な津波防災対策を講じるものとする。</u></p> <p>このため、県、市町及び防災関係機関は、実施計画の作成などにより本計画の具体化を図るとともに、関連する各種計画とも有機的な連携を図りながら、常に本県をとりまく諸条件を見極め、必要に応じて修正を加えるなど、その弾力的な運用を図る。</p> <p>また、事業者及び県民は、それぞれ自助・共助の精神に基づいて自ら津波災害への備えの充実に努めることが大切である。</p>	

修正案	現行	備考																
<p>第3節 県、市町及び防災関係機関の責務と処理すべき事務又は業務の大綱</p> <table border="1" data-bbox="163 344 945 603"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指定 地方 行政 機関 近畿中国森林管理局</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・森林治水による災害予防に関すること。 ・保安林、保安施設等の整備及びその防災管理に関すること。 ・災害時における木材（国有林）の供給に関すること。 </td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="163 675 945 1270"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指 定 地 方 行 政 機 関 東京管区气象台 (金沢地方气象台)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表を行うこと。</u> ・<u>気象業務に必要な観測体制の充実を図るとともに、予報、通信等の施設及び設備の整備に努めること。</u> ・<u>気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る。）、水象の予報及び特別警報・警報・注意報、並びに台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等を適時・的確に防災機関に伝達するとともに、これらの機関や報道機関を通じて住民に周知できるよう努めること。</u> ・<u>気象庁が発表する緊急地震速報（警報）について、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努めること。</u> ・<u>市町村が行う避難勧告等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成に関して、技術的な支援・協力を行うこと。</u> ・<u>災害の発生が予想されるときや、災害発生時において、都道府県や市町村に対して気象状況の推移やその予想の解説等を適宜行うこと。</u> ・<u>都道府県や市町村、その他の防災関係機関と連携し、防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動に努めること。</u> </td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱	指定 地方 行政 機関 近畿中国森林管理局	<ul style="list-style-type: none"> ・森林治水による災害予防に関すること。 ・保安林、保安施設等の整備及びその防災管理に関すること。 ・災害時における木材（国有林）の供給に関すること。 	機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱	指 定 地 方 行 政 機 関 東京管区气象台 (金沢地方气象台)	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表を行うこと。</u> ・<u>気象業務に必要な観測体制の充実を図るとともに、予報、通信等の施設及び設備の整備に努めること。</u> ・<u>気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る。）、水象の予報及び特別警報・警報・注意報、並びに台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等を適時・的確に防災機関に伝達するとともに、これらの機関や報道機関を通じて住民に周知できるよう努めること。</u> ・<u>気象庁が発表する緊急地震速報（警報）について、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努めること。</u> ・<u>市町村が行う避難勧告等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成に関して、技術的な支援・協力を行うこと。</u> ・<u>災害の発生が予想されるときや、災害発生時において、都道府県や市町村に対して気象状況の推移やその予想の解説等を適宜行うこと。</u> ・<u>都道府県や市町村、その他の防災関係機関と連携し、防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動に努めること。</u> 	<p>第3節 県、市町及び防災関係機関の責務と処理すべき事務又は業務の大綱</p> <table border="1" data-bbox="1126 336 1912 596"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指 定 地 方 行 政 機 関 近畿中国森林管理局</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・森林治水による災害予防に関すること。 ・保安林、保安施設、<u>地すべり防止施設</u>等の整備及びその防災管理に関すること。 ・災害時における木材（国有林）の供給に関すること。 </td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="1126 692 1939 976"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指 定 地 方 行 政 機 関 東京管区气象台 (金沢地方气象台)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>防災気象施設の管理に関すること。</u> ・<u>気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る。）、水象に関する予報及び警報等の発表・解除及び各関係機関への通知に関すること。</u> ・<u>災害時の異常気象調査に関すること。</u> </td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱	指 定 地 方 行 政 機 関 近畿中国森林管理局	<ul style="list-style-type: none"> ・森林治水による災害予防に関すること。 ・保安林、保安施設、<u>地すべり防止施設</u>等の整備及びその防災管理に関すること。 ・災害時における木材（国有林）の供給に関すること。 	機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱	指 定 地 方 行 政 機 関 東京管区气象台 (金沢地方气象台)	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>防災気象施設の管理に関すること。</u> ・<u>気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る。）、水象に関する予報及び警報等の発表・解除及び各関係機関への通知に関すること。</u> ・<u>災害時の異常気象調査に関すること。</u> 	
機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱																	
指定 地方 行政 機関 近畿中国森林管理局	<ul style="list-style-type: none"> ・森林治水による災害予防に関すること。 ・保安林、保安施設等の整備及びその防災管理に関すること。 ・災害時における木材（国有林）の供給に関すること。 																	
機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱																	
指 定 地 方 行 政 機 関 東京管区气象台 (金沢地方气象台)	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表を行うこと。</u> ・<u>気象業務に必要な観測体制の充実を図るとともに、予報、通信等の施設及び設備の整備に努めること。</u> ・<u>気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る。）、水象の予報及び特別警報・警報・注意報、並びに台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等を適時・的確に防災機関に伝達するとともに、これらの機関や報道機関を通じて住民に周知できるよう努めること。</u> ・<u>気象庁が発表する緊急地震速報（警報）について、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努めること。</u> ・<u>市町村が行う避難勧告等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成に関して、技術的な支援・協力を行うこと。</u> ・<u>災害の発生が予想されるときや、災害発生時において、都道府県や市町村に対して気象状況の推移やその予想の解説等を適宜行うこと。</u> ・<u>都道府県や市町村、その他の防災関係機関と連携し、防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動に努めること。</u> 																	
機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱																	
指 定 地 方 行 政 機 関 近畿中国森林管理局	<ul style="list-style-type: none"> ・森林治水による災害予防に関すること。 ・保安林、保安施設、<u>地すべり防止施設</u>等の整備及びその防災管理に関すること。 ・災害時における木材（国有林）の供給に関すること。 																	
機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱																	
指 定 地 方 行 政 機 関 東京管区气象台 (金沢地方气象台)	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>防災気象施設の管理に関すること。</u> ・<u>気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る。）、水象に関する予報及び警報等の発表・解除及び各関係機関への通知に関すること。</u> ・<u>災害時の異常気象調査に関すること。</u> 																	

修正案		現行	備考																
指 定 公 共 機 関	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>西日本電信電話株式会社 (金沢支店)</td> <td rowspan="6"> <ul style="list-style-type: none"> ・公衆電気通信施設の防災対策及び復旧対策に関すること。 ・災害非常通話の確保及び気象警報の伝達に関すること。 </td> </tr> <tr> <td>KDDI株式会社 (北陸総支社)</td> </tr> <tr> <td>株式会社NTTドコモ (北陸支社)</td> </tr> <tr> <td>エヌ・ティ・ティコミュニケーションズ株式会社 (北陸営業支店)</td> </tr> <tr> <td>ソフトバンクテレコム株式会社 (地域総務部(北陸))</td> </tr> <tr> <td>ソフトバンクモバイル株式会社 (地域総務部(北陸))</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱	西日本電信電話株式会社 (金沢支店)	<ul style="list-style-type: none"> ・公衆電気通信施設の防災対策及び復旧対策に関すること。 ・災害非常通話の確保及び気象警報の伝達に関すること。 	KDDI株式会社 (北陸総支社)	株式会社NTTドコモ (北陸支社)	エヌ・ティ・ティコミュニケーションズ株式会社 (北陸営業支店)	ソフトバンクテレコム株式会社 (地域総務部(北陸))	ソフトバンクモバイル株式会社 (地域総務部(北陸))	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>西日本電信電話株式会社 (金沢支店)</td> <td rowspan="4"> <ul style="list-style-type: none"> ・公衆電気通信施設の防災対策及び復旧対策に関すること。 ・災害非常通話の確保及び気象警報の伝達に関すること。 </td> </tr> <tr> <td>KDDI株式会社 (北陸総支社)</td> </tr> <tr> <td>株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ (北陸支社)</td> </tr> <tr> <td>エヌ・ティ・ティコミュニケーションズ株式会社 (北陸営業支店)</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱	西日本電信電話株式会社 (金沢支店)	<ul style="list-style-type: none"> ・公衆電気通信施設の防災対策及び復旧対策に関すること。 ・災害非常通話の確保及び気象警報の伝達に関すること。 	KDDI株式会社 (北陸総支社)	株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ (北陸支社)	エヌ・ティ・ティコミュニケーションズ株式会社 (北陸営業支店)	
	機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱																	
西日本電信電話株式会社 (金沢支店)	<ul style="list-style-type: none"> ・公衆電気通信施設の防災対策及び復旧対策に関すること。 ・災害非常通話の確保及び気象警報の伝達に関すること。 																		
KDDI株式会社 (北陸総支社)																			
株式会社NTTドコモ (北陸支社)																			
エヌ・ティ・ティコミュニケーションズ株式会社 (北陸営業支店)																			
ソフトバンクテレコム株式会社 (地域総務部(北陸))																			
ソフトバンクモバイル株式会社 (地域総務部(北陸))																			
機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱																		
西日本電信電話株式会社 (金沢支店)	<ul style="list-style-type: none"> ・公衆電気通信施設の防災対策及び復旧対策に関すること。 ・災害非常通話の確保及び気象警報の伝達に関すること。 																		
KDDI株式会社 (北陸総支社)																			
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ (北陸支社)																			
エヌ・ティ・ティコミュニケーションズ株式会社 (北陸営業支店)																			
指 定 公 共 機 関	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日本通運株式会社 (金沢支店)</td> <td rowspan="4"> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時における陸路の緊急輸送の確保に関すること。 </td> </tr> <tr> <td>福山通運株式会社 (金沢支店)</td> </tr> <tr> <td>佐川急便株式会社 (北陸支店)</td> </tr> <tr> <td>ヤマト運輸株式会社 (金沢主管支店)</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱	日本通運株式会社 (金沢支店)	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時における陸路の緊急輸送の確保に関すること。 	福山通運株式会社 (金沢支店)	佐川急便株式会社 (北陸支店)	ヤマト運輸株式会社 (金沢主管支店)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日本通運株式会社 (金沢支店)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時における陸路の緊急輸送の確保に関すること。 </td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱	日本通運株式会社 (金沢支店)	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時における陸路の緊急輸送の確保に関すること。 						
	機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱																	
日本通運株式会社 (金沢支店)	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時における陸路の緊急輸送の確保に関すること。 																		
福山通運株式会社 (金沢支店)																			
佐川急便株式会社 (北陸支店)																			
ヤマト運輸株式会社 (金沢主管支店)																			
機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱																		
日本通運株式会社 (金沢支店)	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時における陸路の緊急輸送の確保に関すること。 																		

修 正 案

現 行

備 考

機 関 名		処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
指 定 地 方 公 共 機 関	のと鉄道株式会社	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鉄道施設の防災管理に関すること。 ・ 災害時における鉄道による人員の輸送確保に関すること。
	IRいしかわ鉄道株式会社	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鉄道施設の防災管理に関すること。 ・ 災害時における鉄道による人員の輸送確保に関すること。

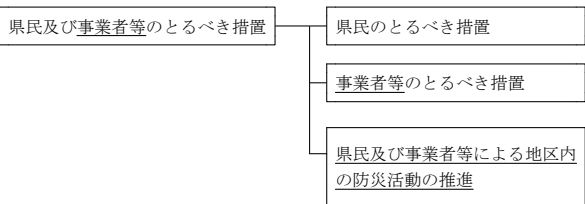
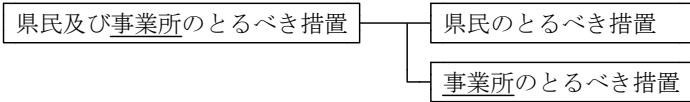
機 関 名		処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
指 定 地 方 公 共 機 関	のと鉄道株式会社	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鉄道施設の防災管理に関すること。 ・ 災害時における鉄道<small>の</small>人員の輸送確保に関すること。

修正案	現行	備考
<p>第3節 本県の特質と既往の津波災害</p> <p>1 (略)</p> <p>2 社会的要因とその変化 (略)</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 交流人口の増大・国際化の進展 毎年多くの観光客が本県を訪れるなど、交流人口が増大している。加えて、国境を越えた経済社会活動の拡大とともに、在県・来県外国人も増加している。したがって、<u>要配慮者</u>としての旅行者や外国人にも十分配慮する必要がある。</p> <p>(4) 生活環境の変化 (略) このため、いったん地震が発生すると、生活面及び情報面での不安が増大し、心理的にも危険な状態に<u>陥る</u>ことが予想される。</p> <p>(5) 住民の共同意識の変化 今日の社会経済の発展は、物質的には豊かな社会を出現させた反面、生活様式の多様化や都市化の進展に伴い、住民の地域的連帯感が希薄化になってきている。このため、いったん地震が発生すると、混乱を増幅させ、被害が拡大することが予想される。</p> <p>(6) (略)</p>	<p>第3節 本県の特質と既往の津波災害</p> <p>1 (略)</p> <p>2 社会的要因とその変化 (略)</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 交流人口の増大・国際化の進展 毎年多くの観光客が本県を訪れるなど、交流人口が増大している。加えて、国境を越えた経済社会活動の拡大とともに、在県・来県外国人も増加している。したがって、<u>災害時要援護者</u>としての旅行者や外国人にも十分配慮する必要がある。</p> <p>(4) 生活環境の変化 (略) このため、いったん地震が発生すると、生活面及び情報面での不安が増大し、心理的にも危険な状態に<u>おちいる</u>ことが予想される。</p> <p>(5) 住民の共同意識の変化 今日の社会経済の発展は、物質的には豊かな社会を出現させた反面、生活様式の多様化や都市化の進展に伴い、住民の地域的連帯感が希薄化になってきている。このため、いったん地震が発生すると、混乱を増幅させ、被害が拡大することが予想される。</p> <p>(6) (略)</p>	

修正案	現行	備考												
<p>第4節 本県の特質と既往の津波災害</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 石川県及びその周辺での津波の発生状況</p> <table border="1" data-bbox="98 488 1025 708"> <thead> <tr> <th>年代</th> <th>波源域 (推定地震規模)</th> <th>主な記述</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1762.10.31 宝暦12年9月15日</td> <td>新潟県沖 (M6.6)</td> <td>※1: 鶴島村で津波、潮入り5軒。願村で流失18軒など。 ※2: ※3: 津波によって佐渡北端の両津市願が全部落流失。同市鶴島で26戸流失。 ※3: 両津・油川(陸奥湾)・能登七浦などの大型湾内の波高が目立って大きく、津波の周期がやや長周期成分を含んでいることを示している。 ※5: ※6: 津波があった、願村全戸、鶴島村で26戸流失</td> </tr> </tbody> </table> <p>第5節 (略)</p>	年代	波源域 (推定地震規模)	主な記述	1762.10.31 宝暦12年9月15日	新潟県沖 (M6.6)	※1: 鶴島村で津波、潮入り5軒。願村で流失18軒など。 ※2: ※3: 津波によって佐渡北端の両津市願が全部落流失。同市鶴島で26戸流失。 ※3: 両津・油川(陸奥湾)・能登七浦などの大型湾内の波高が目立って大きく、津波の周期がやや長周期成分を含んでいることを示している。 ※5: ※6: 津波があった、願村全戸、鶴島村で26戸流失	<p>第4節 本県の特質と既往の津波災害</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 石川県及びその周辺での津波の発生状況</p> <table border="1" data-bbox="1077 502 1971 715"> <thead> <tr> <th>年代</th> <th>波源域 (推定地震規模)</th> <th>主な記述</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1762.10.31 宝暦12年11月15日</td> <td>新潟県沖 (M6.6)</td> <td>※1: 鶴島村で津波、潮入り5軒。願村で流失18軒など。 ※2: ※3: 津波によって佐渡北端の両津市願が全部落流失。同市鶴島で26戸流失。 ※3: 両津・油川(陸奥湾)・能登七浦などの大型湾内の波高が目立って大きく、津波の周期がやや長周期成分を含んでいることを示している。 ※5: ※6: 津波があった、願村全戸、鶴島村で26戸流失</td> </tr> </tbody> </table> <p>第5節 (略)</p>	年代	波源域 (推定地震規模)	主な記述	1762.10.31 宝暦12年11月15日	新潟県沖 (M6.6)	※1: 鶴島村で津波、潮入り5軒。願村で流失18軒など。 ※2: ※3: 津波によって佐渡北端の両津市願が全部落流失。同市鶴島で26戸流失。 ※3: 両津・油川(陸奥湾)・能登七浦などの大型湾内の波高が目立って大きく、津波の周期がやや長周期成分を含んでいることを示している。 ※5: ※6: 津波があった、願村全戸、鶴島村で26戸流失	
年代	波源域 (推定地震規模)	主な記述												
1762.10.31 宝暦12年9月15日	新潟県沖 (M6.6)	※1: 鶴島村で津波、潮入り5軒。願村で流失18軒など。 ※2: ※3: 津波によって佐渡北端の両津市願が全部落流失。同市鶴島で26戸流失。 ※3: 両津・油川(陸奥湾)・能登七浦などの大型湾内の波高が目立って大きく、津波の周期がやや長周期成分を含んでいることを示している。 ※5: ※6: 津波があった、願村全戸、鶴島村で26戸流失												
年代	波源域 (推定地震規模)	主な記述												
1762.10.31 宝暦12年11月15日	新潟県沖 (M6.6)	※1: 鶴島村で津波、潮入り5軒。願村で流失18軒など。 ※2: ※3: 津波によって佐渡北端の両津市願が全部落流失。同市鶴島で26戸流失。 ※3: 両津・油川(陸奥湾)・能登七浦などの大型湾内の波高が目立って大きく、津波の周期がやや長周期成分を含んでいることを示している。 ※5: ※6: 津波があった、願村全戸、鶴島村で26戸流失												

修正案	現行	備考
<p style="text-align: center;">第2章 津波災害予防計画</p> <p>【津波災害予防計画の体系】</p> <p>津波から県民の生命と財産を守り、安全で安心な県土づくり実現のために、県、市町及び防災関係機関等は、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの津波を想定したうえで、住民等の避難を軸としたソフト対策と海岸保全施設等の整備といったハード対策を柔軟に組み合わせて総動員する「多重防御」による地域づくりを推進し、一丸となって津波予防対策を講じるものとする。</p> <p>また、災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト施策を可能な限りすすめ、ハード・ソフトを組み合わせ、一体的に災害対策を推進する。</p> <p>なお、最新の科学的知見を総動員し、起こり得る災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定するとともに、過去に起こった大規模災害の教訓を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図ることとする。</p> <p>(以下略)</p> <p>【津波災害に強い県民の育成】 (略)</p> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="writing-mode: vertical-rl; border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;">津波災害に強い県民の育成</div> <ul style="list-style-type: none"> <li style="margin-bottom: 5px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">防災知識の普及</div> 第1節 <li style="margin-bottom: 5px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">県民及び事業者等のとるべき措置</div> 第2節 <li style="margin-bottom: 5px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">自主防災組織の育成</div> 第3節 <li style="margin-bottom: 5px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">防災ボランティアの活動環境の整備</div> 第4節 <li style="margin-bottom: 5px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">防災訓練の充実</div> 第5節 </div>	<p style="text-align: center;">第2章 津波災害予防計画</p> <p>【津波災害予防計画の体系】</p> <p>津波から県民の生命と財産を守り、安全で安心な県土づくり実現のために、県、市町及び防災関係機関等は、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの津波を想定したうえで、住民等の避難を軸としたソフト対策と海岸保全施設等の整備といったハード対策を柔軟に組み合わせて総動員する「多重防御」による地域づくりを推進し、一丸となって津波予防対策を講じるものとする。</p> <p>なお、津波の想定に関して、新しい知見が得られた場合には、必要な見直しを行うよう努めるものとする。</p> <p>(以下略)</p> <p>【津波災害に強い県民の育成】 (略)</p> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="writing-mode: vertical-rl; border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;">津波災害に強い県民の育成</div> <ul style="list-style-type: none"> <li style="margin-bottom: 5px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">防災知識の普及</div> 第1節 <li style="margin-bottom: 5px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">県民及び事業所のとるべき措置</div> 第2節 <li style="margin-bottom: 5px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">自主防災組織の育成</div> 第3節 <li style="margin-bottom: 5px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">防災ボランティアの活動環境の整備</div> 第4節 <li style="margin-bottom: 5px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">防災訓練の充実</div> 第5節 </div>	

修 正 案	現 行	備 考
<p>第1節 防災知識の普及</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 学校教育における防災教育 (略) ア～エ (略)</p> <p>オ <u>要配慮者</u>に対する配慮 カ～キ (略)</p> <p>5 住民に対する防災知識の普及 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 普及の内容 ア～イ (略)</p> <p>ウ <u>津波警報等</u>や避難指示等の意味と内容</p> <p>エ <u>要配慮者</u>に対する配慮 オ～ク (略)</p> <p>6 (略)</p>	<p>第1節 防災知識の普及</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 学校教育における防災教育 (略) ア～エ (略)</p> <p>オ <u>災害時要援護者</u>に対する配慮 カ～キ (略)</p> <p>5 住民に対する防災知識の普及 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 普及の内容 ア～イ (略)</p> <p>ウ 津波警報や避難指示等の意味と内容</p> <p>エ～キ (略)</p> <p>6 (略)</p>	

修正案	現行	備考
<p>7 災害教訓の伝承</p> <p>(1) 県及び市町は、能登半島地震など、過去に起こった災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努める。 また、災害に関する石碑やモニュメント等を適切に保存するとともに、その持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。</p> <p>(2) (略)</p> <p>第2章 県民及び事業者等のとるべき措置</p> <p>1 基本方針 津波災害時における被害及び混乱を防止するため、<u>県民及び事業者等</u>の果たす役割が極めて大きいことから、<u>県民及び事業者等</u>は、自ら防災対策をとり、冷静かつ的確な行動をとる。</p> <p>体系</p>  <pre> graph LR A[県民及び事業者等のとるべき措置] --- B[県民のとるべき措置] A --- C[事業者等のとるべき措置] A --- D[県民及び事業者等による地区内の防災活動の推進] </pre> <p>2 県民のとるべき措置 (略)</p>	<p>7 災害教訓の伝承</p> <p>(1) 県及び市町は、能登半島地震など、過去に起こった災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努める。 また、災害に関する石碑やモニュメント等を適切に保存するとともに、その持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。</p> <p>(2) (略)</p> <p>第2節 県民及び事業所のとるべき措置</p> <p>1 基本方針 津波災害時における被害及び混乱を防止するため、<u>県民及び事業所</u>の果たす役割が極めて大きいことから、<u>県民及び事業所</u>は、自ら防災対策をとり、冷静かつ的確な行動をとる。</p> <p>体系</p>  <pre> graph LR A[県民及び事業所のとるべき措置] --- B[県民のとるべき措置] A --- C[事業所のとるべき措置] </pre> <p>2 県民のとるべき措置 (略)</p>	

修正案	現 行	備 考																												
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="197 296 230 416">平</td> <td data-bbox="230 296 938 416"> ○日頃から出火の防止に努める。 ・火を使う場所の不燃化及び整理整頓 ・ガソリン、灯油等の危険物類は保管場所の注意 ・プロパンガスボンベ等は固定し、止め金具、鎖の緩み、腐食を点検 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="197 416 230 491">常</td> <td data-bbox="230 416 938 491"> ○消火用具を準備する。 消火器等を備え、日頃から点検し、いつでも使用できる場所に設置 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="197 491 230 566">常</td> <td data-bbox="230 491 938 566"> ○住宅の耐震性を確認する。 柱、土台や屋根瓦などを点検し、老朽化しているものは補強 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="197 566 230 683">時</td> <td data-bbox="230 566 938 683"> ○家具類の転倒、落下防止及び窓ガラスの落下防止の措置を講ずる。 ・タンス、食器棚、ピアノ等の家具類は固定 ・家具の上に物を置かない。 ・ベランダの物品、屋根の工作物及び看板等は落下防止の措置 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="197 683 230 758">の</td> <td data-bbox="230 683 938 758"> ○ブロック塀等の点検補修をする。 ブロック塀、石垣、門柱等を点検し、転倒防止の措置 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="197 758 230 1141">心</td> <td data-bbox="230 758 938 1141"> ○食料や非常持出品など、次のものを備蓄しておく。 ・家族が必要とする2～3日分の食料、飲料水（家族構成（乳幼児、高齢者、アレルギー、慢性疾患等）を考慮した食料、飲料水の備蓄） ・携帯トイレ、トイレトーパー ・三角きん、ばんそうこうなどの医薬品等 ・ラジオ、懐中電灯等の防災用品 ・ロープ、バール、スコップなどの避難救助用具等 ○家族で次の対応措置を話し合っておく。 ・津波発生時の役割分担 ・避難場所等、避難路の事前確認 ・毎日の行動予定及び津波災害時の連絡先と連絡方法及び避難ルールの取決め ・「津波てんでんこ」の理解と確認 ○ペット動物との同行避難や避難所での飼養について準備する。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="197 1141 230 1233">得</td> <td data-bbox="230 1141 938 1233"> ○地域等の防災訓練に積極的に参加し、津波発生時の行動力を身につける。 ○緊急地震速報の特性や限界を十分理解する。 ○津波ハザードマップの特性や限界を十分理解する。 </td> </tr> </table>	平	○日頃から出火の防止に努める。 ・火を使う場所の不燃化及び整理整頓 ・ガソリン、灯油等の危険物類は保管場所の注意 ・プロパンガスボンベ等は固定し、止め金具、鎖の緩み、腐食を点検	常	○消火用具を準備する。 消火器等を備え、日頃から点検し、いつでも使用できる場所に設置	常	○住宅の耐震性を確認する。 柱、土台や屋根瓦などを点検し、老朽化しているものは補強	時	○家具類の転倒、落下防止及び窓ガラスの落下防止の措置を講ずる。 ・タンス、食器棚、ピアノ等の家具類は固定 ・家具の上に物を置かない。 ・ベランダの物品、屋根の工作物及び看板等は落下防止の措置	の	○ブロック塀等の点検補修をする。 ブロック塀、石垣、門柱等を点検し、転倒防止の措置	心	○食料や非常持出品など、次のものを備蓄しておく。 ・家族が必要とする2～3日分の食料、飲料水（家族構成（乳幼児、高齢者、アレルギー、慢性疾患等）を考慮した食料、飲料水の備蓄） ・携帯トイレ、トイレトーパー ・三角きん、ばんそうこうなどの医薬品等 ・ラジオ、懐中電灯等の防災用品 ・ロープ、バール、スコップなどの避難救助用具等 ○家族で次の対応措置を話し合っておく。 ・津波発生時の役割分担 ・避難場所等、避難路の事前確認 ・毎日の行動予定及び津波災害時の連絡先と連絡方法及び避難ルールの取決め ・「津波てんでんこ」の理解と確認 ○ペット動物との同行避難や避難所での飼養について準備する。	得	○地域等の防災訓練に積極的に参加し、津波発生時の行動力を身につける。 ○緊急地震速報の特性や限界を十分理解する。 ○津波ハザードマップの特性や限界を十分理解する。	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1173 296 1207 416">平</td> <td data-bbox="1207 296 1924 416"> ○日頃から出火の防止に努める。 ・火を使う場所の不燃化及び整理整頓 ・ガソリン、灯油等の危険物類は保管場所の注意 ・プロパンガスボンベ等は固定し、止め金具、鎖の緩み、腐食を点検 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1173 416 1207 491">常</td> <td data-bbox="1207 416 1924 491"> ○消火用具を準備する。 消火器等を備え、日頃から点検し、いつでも使用できる場所に設置 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1173 491 1207 566">常</td> <td data-bbox="1207 491 1924 566"> ○住宅の耐震性を確認する。 柱、土台や屋根瓦などを点検し、老朽化しているものは補強 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1173 566 1207 683">時</td> <td data-bbox="1207 566 1924 683"> ○家具類の転倒、落下防止及び窓ガラスの落下防止の措置を講ずる。 ・タンス、食器棚、ピアノ等の家具類は固定 ・家具の上に物を置かない。 ・ベランダの物品、屋根の工作物及び看板等は落下防止の措置 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1173 683 1207 758">の</td> <td data-bbox="1207 683 1924 758"> ○ブロック塀等の点検補修をする。 ブロック塀、石垣、門柱等を点検し、転倒防止の措置 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1173 758 1207 1141">心</td> <td data-bbox="1207 758 1924 1141"> ○食料や非常持出品など、次のものを備蓄しておく。 ・家族が必要とする2～3日分の食料、飲料水（家族構成（乳幼児、高齢者、アレルギー、慢性疾患等）を考慮した食料、飲料水の備蓄） ・携帯トイレ、トイレトーパー ・三角きん、ばんそうこうなどの医薬品等 ・ラジオ、懐中電灯等の防災用品 ・ロープ、バール、スコップなどの避難救助用具等 ○家族で次の対応措置を話し合っておく。 ・津波発生時の役割分担 ・避難場所、避難路の事前確認 ・毎日の行動予定及び津波災害時の連絡先と連絡方法及び避難ルールの取決め ・「津波てんでんこ」の理解と確認 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1173 1141 1207 1233">得</td> <td data-bbox="1207 1141 1924 1233"> ○防災訓練に積極的に参加し、津波発生時の行動力を身につける。 ○緊急地震速報の特性や限界を十分理解する。 ○津波ハザードマップの特性や限界を十分理解する。 </td> </tr> </table>	平	○日頃から出火の防止に努める。 ・火を使う場所の不燃化及び整理整頓 ・ガソリン、灯油等の危険物類は保管場所の注意 ・プロパンガスボンベ等は固定し、止め金具、鎖の緩み、腐食を点検	常	○消火用具を準備する。 消火器等を備え、日頃から点検し、いつでも使用できる場所に設置	常	○住宅の耐震性を確認する。 柱、土台や屋根瓦などを点検し、老朽化しているものは補強	時	○家具類の転倒、落下防止及び窓ガラスの落下防止の措置を講ずる。 ・タンス、食器棚、ピアノ等の家具類は固定 ・家具の上に物を置かない。 ・ベランダの物品、屋根の工作物及び看板等は落下防止の措置	の	○ブロック塀等の点検補修をする。 ブロック塀、石垣、門柱等を点検し、転倒防止の措置	心	○食料や非常持出品など、次のものを備蓄しておく。 ・家族が必要とする2～3日分の食料、飲料水（家族構成（乳幼児、高齢者、アレルギー、慢性疾患等）を考慮した食料、飲料水の備蓄） ・携帯トイレ、トイレトーパー ・三角きん、ばんそうこうなどの医薬品等 ・ラジオ、懐中電灯等の防災用品 ・ロープ、バール、スコップなどの避難救助用具等 ○家族で次の対応措置を話し合っておく。 ・津波発生時の役割分担 ・避難場所、避難路の事前確認 ・毎日の行動予定及び津波災害時の連絡先と連絡方法及び避難ルールの取決め ・「津波てんでんこ」の理解と確認	得	○防災訓練に積極的に参加し、津波発生時の行動力を身につける。 ○緊急地震速報の特性や限界を十分理解する。 ○津波ハザードマップの特性や限界を十分理解する。	
平	○日頃から出火の防止に努める。 ・火を使う場所の不燃化及び整理整頓 ・ガソリン、灯油等の危険物類は保管場所の注意 ・プロパンガスボンベ等は固定し、止め金具、鎖の緩み、腐食を点検																													
常	○消火用具を準備する。 消火器等を備え、日頃から点検し、いつでも使用できる場所に設置																													
常	○住宅の耐震性を確認する。 柱、土台や屋根瓦などを点検し、老朽化しているものは補強																													
時	○家具類の転倒、落下防止及び窓ガラスの落下防止の措置を講ずる。 ・タンス、食器棚、ピアノ等の家具類は固定 ・家具の上に物を置かない。 ・ベランダの物品、屋根の工作物及び看板等は落下防止の措置																													
の	○ブロック塀等の点検補修をする。 ブロック塀、石垣、門柱等を点検し、転倒防止の措置																													
心	○食料や非常持出品など、次のものを備蓄しておく。 ・家族が必要とする2～3日分の食料、飲料水（家族構成（乳幼児、高齢者、アレルギー、慢性疾患等）を考慮した食料、飲料水の備蓄） ・携帯トイレ、トイレトーパー ・三角きん、ばんそうこうなどの医薬品等 ・ラジオ、懐中電灯等の防災用品 ・ロープ、バール、スコップなどの避難救助用具等 ○家族で次の対応措置を話し合っておく。 ・津波発生時の役割分担 ・避難場所等、避難路の事前確認 ・毎日の行動予定及び津波災害時の連絡先と連絡方法及び避難ルールの取決め ・「津波てんでんこ」の理解と確認 ○ペット動物との同行避難や避難所での飼養について準備する。																													
得	○地域等の防災訓練に積極的に参加し、津波発生時の行動力を身につける。 ○緊急地震速報の特性や限界を十分理解する。 ○津波ハザードマップの特性や限界を十分理解する。																													
平	○日頃から出火の防止に努める。 ・火を使う場所の不燃化及び整理整頓 ・ガソリン、灯油等の危険物類は保管場所の注意 ・プロパンガスボンベ等は固定し、止め金具、鎖の緩み、腐食を点検																													
常	○消火用具を準備する。 消火器等を備え、日頃から点検し、いつでも使用できる場所に設置																													
常	○住宅の耐震性を確認する。 柱、土台や屋根瓦などを点検し、老朽化しているものは補強																													
時	○家具類の転倒、落下防止及び窓ガラスの落下防止の措置を講ずる。 ・タンス、食器棚、ピアノ等の家具類は固定 ・家具の上に物を置かない。 ・ベランダの物品、屋根の工作物及び看板等は落下防止の措置																													
の	○ブロック塀等の点検補修をする。 ブロック塀、石垣、門柱等を点検し、転倒防止の措置																													
心	○食料や非常持出品など、次のものを備蓄しておく。 ・家族が必要とする2～3日分の食料、飲料水（家族構成（乳幼児、高齢者、アレルギー、慢性疾患等）を考慮した食料、飲料水の備蓄） ・携帯トイレ、トイレトーパー ・三角きん、ばんそうこうなどの医薬品等 ・ラジオ、懐中電灯等の防災用品 ・ロープ、バール、スコップなどの避難救助用具等 ○家族で次の対応措置を話し合っておく。 ・津波発生時の役割分担 ・避難場所、避難路の事前確認 ・毎日の行動予定及び津波災害時の連絡先と連絡方法及び避難ルールの取決め ・「津波てんでんこ」の理解と確認																													
得	○防災訓練に積極的に参加し、津波発生時の行動力を身につける。 ○緊急地震速報の特性や限界を十分理解する。 ○津波ハザードマップの特性や限界を十分理解する。																													

修正案	現行	備考																																																						
<p>地震を感じたときや大津波警報・津波警報・注意報が発表された場合は、次のことに留意し、<u>落ち着いて行動する。</u></p> <table border="1" data-bbox="203 379 779 1248"> <thead> <tr> <th colspan="3">一般用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○ 強い地震（震度4程度以上）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、迷うことなく迅速かつ自主的に、直ちに海浜から離れ、急いで高台などのできるだけ高い安全な場所に避難する。</td> <td>○ 地震による揺れを感じにくい場合でも、大津波警報を見聞きしたら速やかに避難する。また、標高の低い場所や沿岸部にいる場合など、自らの置かれた状況によっては、津波警報でも避難する必要があることや、海岸保全施設等よりも海側にいる人は、津波注意報でも避難する必要があることに留意する。</td> <td>○ 地震を感じなくても、大津波警報・津波警報が発表されたときは、直ちに海浜から離れ、急いで高台などのできるだけ高い安全な場所に避難する。</td> </tr> <tr> <td>○ 避難にあたっては、徒歩によることを原則とする。</td> <td>○ 自ら率先して避難行動を取ることが他の地域住民の避難を促すことを理解して迅速に避難する。また、声掛けをして、避難を促すように努める。</td> <td>○ 津波注意報でも、海水浴や磯釣りは、危険なので行わない。</td> </tr> <tr> <td>○ 正しい情報をラジオ、テレビ、広報車などを通じて入手する。</td> <td>○ 津波は第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること、第二波、第三波等の後続波のほうが大きくなる可能性、数時間から場合によっては一日以上にわたり津波が継続する可能性があることを理解するとともに、強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震の発生の可能性などにも留意し、警報、注意報解除まで気をゆるめない。</td> <td>○ 津波は第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること、第二波、第三波等の後続波のほうが大きくなる可能性、数時間から場合によっては一日以上にわたり津波が継続する可能性があることを理解するとともに、強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震の発生の可能性などにも留意し、警報、注意報解除まで気をゆるめない。</td> </tr> <tr> <td>○ 地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること、特に地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること、浸水想定区域外でも浸水する可能性があること、避難場所の孤立や避難場所自体の被災も有り得ることなど、津波に関する想定・予測の不確実性を理解する。</td> <td>○ 地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること、特に地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること、浸水想定区域外でも浸水する可能性があること、避難場所の孤立や避難場所自体の被災も有り得ることなど、津波に関する想定・予測の不確実性を理解する。</td> <td>○ 地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること、特に地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること、浸水想定区域外でも浸水する可能性があること、避難場所の孤立や避難場所自体の被災も有り得ることなど、津波に関する想定・予測の不確実性を理解する。</td> </tr> <tr> <th colspan="3">船舶用</th> </tr> <tr> <td>○ 強い地震（震度4程度以上）を感じたとき、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに陸上の避難場所に避難することを原則とし、すでに海上にいる船舶のみ港外（注1）退避を行うものとする。</td> <td>○ 地震を感じなくても、大津波警報、津波警報または津波注意報が発表されたときは、直ちに陸上の避難場所に避難することを原則とする。</td> <td>○ 地震を感じなくても、津波警報又は津波注意報が発表されたときは、直ちに陸上の避難場所に避難することを原則とする。</td> </tr> <tr> <td>○ 正しい情報をラジオ、テレビ、無線などを通じて入手する。</td> <td>○ 津波は第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること、第二波、第三波等の後続波のほうが大きくなる可能性、数時間から場合によっては一日以上にわたり津波が継続する可能性があることを理解するとともに、強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震の発生の可能性などにも留意し、警報、注意報解除まで気をゆるめない。</td> <td>○ 津波は第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること、第二波、第三波等の後続波のほうが大きくなる可能性、数時間から場合によっては一日以上にわたり津波が継続する可能性があることを理解するとともに、強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震の発生の可能性などにも留意し、警報、注意報解除まで気をゆるめない。</td> </tr> <tr> <td>○ 地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること、特に地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること、浸水想定区域外でも浸水する可能性があること、避難場所の孤立や避難場所自体の被災も有り得ることなど、津波に関する想定・予測の不確実性を理解する。</td> <td>○ 地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること、特に地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること、浸水想定区域外でも浸水する可能性があること、避難場所の孤立や避難場所自体の被災も有り得ることなど、津波に関する想定・予測の不確実性を理解する。</td> <td>○ 地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること、特に地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること、浸水想定区域外でも浸水する可能性があること、避難場所の孤立や避難場所自体の被災も有り得ることなど、津波に関する想定・予測の不確実性を理解する。</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1 港外：水深の深い、広い海域</p> <p>3 事業者等のとるべき措置 (1) 事業者等は、自らの防災計画（事業継続計画（BCP）、消防計画、予防規程その他の規程等を含む。）に基づくなど、事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努める。</p>	一般用			○ 強い地震（震度4程度以上）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、迷うことなく迅速かつ自主的に、直ちに海浜から離れ、急いで高台などのできるだけ高い安全な場所に避難する。	○ 地震による揺れを感じにくい場合でも、大津波警報を見聞きしたら速やかに避難する。また、標高の低い場所や沿岸部にいる場合など、自らの置かれた状況によっては、津波警報でも避難する必要があることや、海岸保全施設等よりも海側にいる人は、津波注意報でも避難する必要があることに留意する。	○ 地震を感じなくても、大津波警報・津波警報が発表されたときは、直ちに海浜から離れ、急いで高台などのできるだけ高い安全な場所に避難する。	○ 避難にあたっては、徒歩によることを原則とする。	○ 自ら率先して避難行動を取ることが他の地域住民の避難を促すことを理解して迅速に避難する。また、声掛けをして、避難を促すように努める。	○ 津波注意報でも、海水浴や磯釣りは、危険なので行わない。	○ 正しい情報をラジオ、テレビ、広報車などを通じて入手する。	○ 津波は第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること、第二波、第三波等の後続波のほうが大きくなる可能性、数時間から場合によっては一日以上にわたり津波が継続する可能性があることを理解するとともに、強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震の発生の可能性などにも留意し、警報、注意報解除まで気をゆるめない。	○ 津波は第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること、第二波、第三波等の後続波のほうが大きくなる可能性、数時間から場合によっては一日以上にわたり津波が継続する可能性があることを理解するとともに、強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震の発生の可能性などにも留意し、警報、注意報解除まで気をゆるめない。	○ 地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること、特に地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること、浸水想定区域外でも浸水する可能性があること、避難場所の孤立や避難場所自体の被災も有り得ることなど、津波に関する想定・予測の不確実性を理解する。	○ 地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること、特に地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること、浸水想定区域外でも浸水する可能性があること、避難場所の孤立や避難場所自体の被災も有り得ることなど、津波に関する想定・予測の不確実性を理解する。	○ 地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること、特に地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること、浸水想定区域外でも浸水する可能性があること、避難場所の孤立や避難場所自体の被災も有り得ることなど、津波に関する想定・予測の不確実性を理解する。	船舶用			○ 強い地震（震度4程度以上）を感じたとき、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに陸上の避難場所に避難することを原則とし、すでに海上にいる船舶のみ港外（注1）退避を行うものとする。	○ 地震を感じなくても、大津波警報、津波警報または津波注意報が発表されたときは、直ちに陸上の避難場所に避難することを原則とする。	○ 地震を感じなくても、津波警報又は津波注意報が発表されたときは、直ちに陸上の避難場所に避難することを原則とする。	○ 正しい情報をラジオ、テレビ、無線などを通じて入手する。	○ 津波は第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること、第二波、第三波等の後続波のほうが大きくなる可能性、数時間から場合によっては一日以上にわたり津波が継続する可能性があることを理解するとともに、強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震の発生の可能性などにも留意し、警報、注意報解除まで気をゆるめない。	○ 津波は第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること、第二波、第三波等の後続波のほうが大きくなる可能性、数時間から場合によっては一日以上にわたり津波が継続する可能性があることを理解するとともに、強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震の発生の可能性などにも留意し、警報、注意報解除まで気をゆるめない。	○ 地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること、特に地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること、浸水想定区域外でも浸水する可能性があること、避難場所の孤立や避難場所自体の被災も有り得ることなど、津波に関する想定・予測の不確実性を理解する。	○ 地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること、特に地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること、浸水想定区域外でも浸水する可能性があること、避難場所の孤立や避難場所自体の被災も有り得ることなど、津波に関する想定・予測の不確実性を理解する。	○ 地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること、特に地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること、浸水想定区域外でも浸水する可能性があること、避難場所の孤立や避難場所自体の被災も有り得ることなど、津波に関する想定・予測の不確実性を理解する。	<p>地震を感じたときや津波警報・注意報が発表された場合は、次のことに留意し、<u>落ち着いて行動する。</u></p> <table border="1" data-bbox="1191 379 1767 1216"> <thead> <tr> <th colspan="3">一般用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○ 強い地震（震度4程度以上）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、迷うことなく迅速かつ自主的に、直ちに海浜から離れ、急いで高台などのできるだけ高い安全な場所に避難する。</td> <td>○ 地震による揺れを感じにくい場合でも、大津波警報を見聞きしたら速やかに避難する。また、標高の低い場所や沿岸部にいる場合など、自らの置かれた状況によっては、津波警報でも避難する必要があることや、海岸保全施設等よりも海側にいる人は、津波注意報でも避難する必要があることに留意する。</td> <td>○ 地震を感じなくても、津波警報が発表されたときは、直ちに海浜から離れ、急いで高台などのできるだけ高い安全な場所に避難する。</td> </tr> <tr> <td>○ 避難にあたっては、徒歩によることを原則とする。</td> <td>○ 自ら率先して避難行動を取ることが他の地域住民の避難を促すことを理解して迅速に避難する。また、声掛けをして、避難を促すように努める。</td> <td>○ 津波注意報でも、海水浴や磯釣りは、危険なので行わない。</td> </tr> <tr> <td>○ 正しい情報をラジオ、テレビ、広報車などを通じて入手する。</td> <td>○ 津波は第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること、第二波、第三波等の後続波のほうが大きくなる可能性、数時間から場合によっては一日以上にわたり津波が継続する可能性があることを理解するとともに、強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震の発生の可能性などにも留意し、警報、注意報解除まで気をゆるめない。</td> <td>○ 津波は第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること、第二波、第三波等の後続波のほうが大きくなる可能性、数時間から場合によっては一日以上にわたり津波が継続する可能性があることを理解するとともに、強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震の発生の可能性などにも留意し、警報、注意報解除まで気をゆるめない。</td> </tr> <tr> <td>○ 地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること、特に地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること、浸水想定区域外でも浸水する可能性があること、避難場所の孤立や避難場所自体の被災も有り得ることなど、津波に関する想定・予測の不確実性を理解する。</td> <td>○ 地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること、特に地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること、浸水想定区域外でも浸水する可能性があること、避難場所の孤立や避難場所自体の被災も有り得ることなど、津波に関する想定・予測の不確実性を理解する。</td> <td>○ 地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること、特に地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること、浸水想定区域外でも浸水する可能性があること、避難場所の孤立や避難場所自体の被災も有り得ることなど、津波に関する想定・予測の不確実性を理解する。</td> </tr> <tr> <th colspan="3">船舶用</th> </tr> <tr> <td>○ 強い地震（震度4程度以上）を感じたとき、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに陸上の避難場所に避難することを原則とし、すでに海上にいる船舶のみ港外（注1）退避を行うものとする。</td> <td>○ 地震を感じなくても、津波警報又は津波注意報が発表されたときは、直ちに陸上の避難場所に避難することを原則とする。</td> <td>○ 地震を感じなくても、津波警報又は津波注意報が発表されたときは、直ちに陸上の避難場所に避難することを原則とする。</td> </tr> <tr> <td>○ 正しい情報をラジオ、テレビ、無線などを通じて入手する。</td> <td>○ 津波は第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること、第二波、第三波等の後続波のほうが大きくなる可能性、数時間から場合によっては一日以上にわたり津波が継続する可能性があることを理解するとともに、強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震の発生の可能性などにも留意し、警報、注意報解除まで気をゆるめない。</td> <td>○ 津波は第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること、第二波、第三波等の後続波のほうが大きくなる可能性、数時間から場合によっては一日以上にわたり津波が継続する可能性があることを理解するとともに、強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震の発生の可能性などにも留意し、警報、注意報解除まで気をゆるめない。</td> </tr> <tr> <td>○ 地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること、特に地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること、浸水想定区域外でも浸水する可能性があること、避難場所の孤立や避難場所自体の被災も有り得ることなど、津波に関する想定・予測の不確実性を理解する。</td> <td>○ 地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること、特に地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること、浸水想定区域外でも浸水する可能性があること、避難場所の孤立や避難場所自体の被災も有り得ることなど、津波に関する想定・予測の不確実性を理解する。</td> <td>○ 地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること、特に地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること、浸水想定区域外でも浸水する可能性があること、避難場所の孤立や避難場所自体の被災も有り得ることなど、津波に関する想定・予測の不確実性を理解する。</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1 港外：水深の深い、広い海域</p> <p>3 事業所のとるべき措置 (1) 事業所等は、自らの防災計画（事業継続計画（BCP）、消防計画、予防規程その他の規程等を含む。）に基づいて、次のことに留意し、万一の場合に備えておく。</p>	一般用			○ 強い地震（震度4程度以上）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、迷うことなく迅速かつ自主的に、直ちに海浜から離れ、急いで高台などのできるだけ高い安全な場所に避難する。	○ 地震による揺れを感じにくい場合でも、大津波警報を見聞きしたら速やかに避難する。また、標高の低い場所や沿岸部にいる場合など、自らの置かれた状況によっては、津波警報でも避難する必要があることや、海岸保全施設等よりも海側にいる人は、津波注意報でも避難する必要があることに留意する。	○ 地震を感じなくても、津波警報が発表されたときは、直ちに海浜から離れ、急いで高台などのできるだけ高い安全な場所に避難する。	○ 避難にあたっては、徒歩によることを原則とする。	○ 自ら率先して避難行動を取ることが他の地域住民の避難を促すことを理解して迅速に避難する。また、声掛けをして、避難を促すように努める。	○ 津波注意報でも、海水浴や磯釣りは、危険なので行わない。	○ 正しい情報をラジオ、テレビ、広報車などを通じて入手する。	○ 津波は第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること、第二波、第三波等の後続波のほうが大きくなる可能性、数時間から場合によっては一日以上にわたり津波が継続する可能性があることを理解するとともに、強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震の発生の可能性などにも留意し、警報、注意報解除まで気をゆるめない。	○ 津波は第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること、第二波、第三波等の後続波のほうが大きくなる可能性、数時間から場合によっては一日以上にわたり津波が継続する可能性があることを理解するとともに、強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震の発生の可能性などにも留意し、警報、注意報解除まで気をゆるめない。	○ 地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること、特に地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること、浸水想定区域外でも浸水する可能性があること、避難場所の孤立や避難場所自体の被災も有り得ることなど、津波に関する想定・予測の不確実性を理解する。	○ 地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること、特に地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること、浸水想定区域外でも浸水する可能性があること、避難場所の孤立や避難場所自体の被災も有り得ることなど、津波に関する想定・予測の不確実性を理解する。	○ 地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること、特に地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること、浸水想定区域外でも浸水する可能性があること、避難場所の孤立や避難場所自体の被災も有り得ることなど、津波に関する想定・予測の不確実性を理解する。	船舶用			○ 強い地震（震度4程度以上）を感じたとき、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに陸上の避難場所に避難することを原則とし、すでに海上にいる船舶のみ港外（注1）退避を行うものとする。	○ 地震を感じなくても、津波警報又は津波注意報が発表されたときは、直ちに陸上の避難場所に避難することを原則とする。	○ 地震を感じなくても、津波警報又は津波注意報が発表されたときは、直ちに陸上の避難場所に避難することを原則とする。	○ 正しい情報をラジオ、テレビ、無線などを通じて入手する。	○ 津波は第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること、第二波、第三波等の後続波のほうが大きくなる可能性、数時間から場合によっては一日以上にわたり津波が継続する可能性があることを理解するとともに、強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震の発生の可能性などにも留意し、警報、注意報解除まで気をゆるめない。	○ 津波は第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること、第二波、第三波等の後続波のほうが大きくなる可能性、数時間から場合によっては一日以上にわたり津波が継続する可能性があることを理解するとともに、強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震の発生の可能性などにも留意し、警報、注意報解除まで気をゆるめない。	○ 地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること、特に地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること、浸水想定区域外でも浸水する可能性があること、避難場所の孤立や避難場所自体の被災も有り得ることなど、津波に関する想定・予測の不確実性を理解する。	○ 地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること、特に地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること、浸水想定区域外でも浸水する可能性があること、避難場所の孤立や避難場所自体の被災も有り得ることなど、津波に関する想定・予測の不確実性を理解する。	○ 地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること、特に地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること、浸水想定区域外でも浸水する可能性があること、避難場所の孤立や避難場所自体の被災も有り得ることなど、津波に関する想定・予測の不確実性を理解する。	
一般用																																																								
○ 強い地震（震度4程度以上）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、迷うことなく迅速かつ自主的に、直ちに海浜から離れ、急いで高台などのできるだけ高い安全な場所に避難する。	○ 地震による揺れを感じにくい場合でも、大津波警報を見聞きしたら速やかに避難する。また、標高の低い場所や沿岸部にいる場合など、自らの置かれた状況によっては、津波警報でも避難する必要があることや、海岸保全施設等よりも海側にいる人は、津波注意報でも避難する必要があることに留意する。	○ 地震を感じなくても、大津波警報・津波警報が発表されたときは、直ちに海浜から離れ、急いで高台などのできるだけ高い安全な場所に避難する。																																																						
○ 避難にあたっては、徒歩によることを原則とする。	○ 自ら率先して避難行動を取ることが他の地域住民の避難を促すことを理解して迅速に避難する。また、声掛けをして、避難を促すように努める。	○ 津波注意報でも、海水浴や磯釣りは、危険なので行わない。																																																						
○ 正しい情報をラジオ、テレビ、広報車などを通じて入手する。	○ 津波は第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること、第二波、第三波等の後続波のほうが大きくなる可能性、数時間から場合によっては一日以上にわたり津波が継続する可能性があることを理解するとともに、強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震の発生の可能性などにも留意し、警報、注意報解除まで気をゆるめない。	○ 津波は第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること、第二波、第三波等の後続波のほうが大きくなる可能性、数時間から場合によっては一日以上にわたり津波が継続する可能性があることを理解するとともに、強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震の発生の可能性などにも留意し、警報、注意報解除まで気をゆるめない。																																																						
○ 地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること、特に地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること、浸水想定区域外でも浸水する可能性があること、避難場所の孤立や避難場所自体の被災も有り得ることなど、津波に関する想定・予測の不確実性を理解する。	○ 地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること、特に地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること、浸水想定区域外でも浸水する可能性があること、避難場所の孤立や避難場所自体の被災も有り得ることなど、津波に関する想定・予測の不確実性を理解する。	○ 地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること、特に地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること、浸水想定区域外でも浸水する可能性があること、避難場所の孤立や避難場所自体の被災も有り得ることなど、津波に関する想定・予測の不確実性を理解する。																																																						
船舶用																																																								
○ 強い地震（震度4程度以上）を感じたとき、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに陸上の避難場所に避難することを原則とし、すでに海上にいる船舶のみ港外（注1）退避を行うものとする。	○ 地震を感じなくても、大津波警報、津波警報または津波注意報が発表されたときは、直ちに陸上の避難場所に避難することを原則とする。	○ 地震を感じなくても、津波警報又は津波注意報が発表されたときは、直ちに陸上の避難場所に避難することを原則とする。																																																						
○ 正しい情報をラジオ、テレビ、無線などを通じて入手する。	○ 津波は第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること、第二波、第三波等の後続波のほうが大きくなる可能性、数時間から場合によっては一日以上にわたり津波が継続する可能性があることを理解するとともに、強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震の発生の可能性などにも留意し、警報、注意報解除まで気をゆるめない。	○ 津波は第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること、第二波、第三波等の後続波のほうが大きくなる可能性、数時間から場合によっては一日以上にわたり津波が継続する可能性があることを理解するとともに、強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震の発生の可能性などにも留意し、警報、注意報解除まで気をゆるめない。																																																						
○ 地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること、特に地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること、浸水想定区域外でも浸水する可能性があること、避難場所の孤立や避難場所自体の被災も有り得ることなど、津波に関する想定・予測の不確実性を理解する。	○ 地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること、特に地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること、浸水想定区域外でも浸水する可能性があること、避難場所の孤立や避難場所自体の被災も有り得ることなど、津波に関する想定・予測の不確実性を理解する。	○ 地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること、特に地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること、浸水想定区域外でも浸水する可能性があること、避難場所の孤立や避難場所自体の被災も有り得ることなど、津波に関する想定・予測の不確実性を理解する。																																																						
一般用																																																								
○ 強い地震（震度4程度以上）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、迷うことなく迅速かつ自主的に、直ちに海浜から離れ、急いで高台などのできるだけ高い安全な場所に避難する。	○ 地震による揺れを感じにくい場合でも、大津波警報を見聞きしたら速やかに避難する。また、標高の低い場所や沿岸部にいる場合など、自らの置かれた状況によっては、津波警報でも避難する必要があることや、海岸保全施設等よりも海側にいる人は、津波注意報でも避難する必要があることに留意する。	○ 地震を感じなくても、津波警報が発表されたときは、直ちに海浜から離れ、急いで高台などのできるだけ高い安全な場所に避難する。																																																						
○ 避難にあたっては、徒歩によることを原則とする。	○ 自ら率先して避難行動を取ることが他の地域住民の避難を促すことを理解して迅速に避難する。また、声掛けをして、避難を促すように努める。	○ 津波注意報でも、海水浴や磯釣りは、危険なので行わない。																																																						
○ 正しい情報をラジオ、テレビ、広報車などを通じて入手する。	○ 津波は第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること、第二波、第三波等の後続波のほうが大きくなる可能性、数時間から場合によっては一日以上にわたり津波が継続する可能性があることを理解するとともに、強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震の発生の可能性などにも留意し、警報、注意報解除まで気をゆるめない。	○ 津波は第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること、第二波、第三波等の後続波のほうが大きくなる可能性、数時間から場合によっては一日以上にわたり津波が継続する可能性があることを理解するとともに、強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震の発生の可能性などにも留意し、警報、注意報解除まで気をゆるめない。																																																						
○ 地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること、特に地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること、浸水想定区域外でも浸水する可能性があること、避難場所の孤立や避難場所自体の被災も有り得ることなど、津波に関する想定・予測の不確実性を理解する。	○ 地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること、特に地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること、浸水想定区域外でも浸水する可能性があること、避難場所の孤立や避難場所自体の被災も有り得ることなど、津波に関する想定・予測の不確実性を理解する。	○ 地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること、特に地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること、浸水想定区域外でも浸水する可能性があること、避難場所の孤立や避難場所自体の被災も有り得ることなど、津波に関する想定・予測の不確実性を理解する。																																																						
船舶用																																																								
○ 強い地震（震度4程度以上）を感じたとき、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに陸上の避難場所に避難することを原則とし、すでに海上にいる船舶のみ港外（注1）退避を行うものとする。	○ 地震を感じなくても、津波警報又は津波注意報が発表されたときは、直ちに陸上の避難場所に避難することを原則とする。	○ 地震を感じなくても、津波警報又は津波注意報が発表されたときは、直ちに陸上の避難場所に避難することを原則とする。																																																						
○ 正しい情報をラジオ、テレビ、無線などを通じて入手する。	○ 津波は第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること、第二波、第三波等の後続波のほうが大きくなる可能性、数時間から場合によっては一日以上にわたり津波が継続する可能性があることを理解するとともに、強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震の発生の可能性などにも留意し、警報、注意報解除まで気をゆるめない。	○ 津波は第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること、第二波、第三波等の後続波のほうが大きくなる可能性、数時間から場合によっては一日以上にわたり津波が継続する可能性があることを理解するとともに、強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震の発生の可能性などにも留意し、警報、注意報解除まで気をゆるめない。																																																						
○ 地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること、特に地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること、浸水想定区域外でも浸水する可能性があること、避難場所の孤立や避難場所自体の被災も有り得ることなど、津波に関する想定・予測の不確実性を理解する。	○ 地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること、特に地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること、浸水想定区域外でも浸水する可能性があること、避難場所の孤立や避難場所自体の被災も有り得ることなど、津波に関する想定・予測の不確実性を理解する。	○ 地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること、特に地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること、浸水想定区域外でも浸水する可能性があること、避難場所の孤立や避難場所自体の被災も有り得ることなど、津波に関する想定・予測の不確実性を理解する。																																																						



修正案	現行	備考								
<table border="1" data-bbox="163 261 893 616"> <tr> <td data-bbox="163 261 197 616">平常時の心得</td> <td data-bbox="197 261 893 616"> <ul style="list-style-type: none"> ○ 自主防災体制の確立を図る。 ○ 情報の収集伝達方法を確認しておく。 ○ 事業所の耐震化・耐浪化に努める。 ○ 設備器具及び窓ガラス等の転倒落下等による危害防止措置を講ずる。 ○ 防火用品等の備蓄をしておく。 ○ 出火防止対策を講ずる。 ○ 従業員、顧客の安全対策等の措置を講ずる。 ○ 防災訓練等の実施及び地域の防災訓練へ積極的に参加する。 ○ 緊急地震速報の特性や限界を十分理解する。 ○ 津波ハザードマップの特性や限界を十分理解する。 ○ 燃料、電力等重要なライフラインの供給不足への対応措置を講ずる。 ○ 取引先とのサプライチェーンの確保を図る。 ○ 従業員等を一定期間事業所等内にとどめておくことができるよう、従業員に対する安否確認方法の周知や物資等の備蓄など帰宅困難者対策に努める。 ○ 食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、県及び市町との協定の締結に努める。 </td> </tr> </table> <p data-bbox="129 699 232 724">(以下略)</p> <p data-bbox="103 756 972 782">(2) 津波発生時には、次の事項に留意し、被害及び混乱の防止に努める。</p> <table border="1" data-bbox="185 861 824 1066"> <tr> <td data-bbox="185 861 219 1066">津波発生時の心得</td> <td data-bbox="219 861 824 1066"> <ul style="list-style-type: none"> ○ テレビ、ラジオ等により必要な情報を入手し、顧客、従業員等に迅速かつ正確に伝達する。 ○ 顧客、従業員等が適正な行動がとれるよう、事業所の利用状況等により判断して、指示、案内等を行う。 この場合、乳幼児、身体障害者、知的障害者、精神障害者、病人、高齢者、妊婦、外国人等災害に際して必要な情報を得ることや迅速かつ適切な防災行動をとることが困難であり、災害の犠牲になり易い人々の安全に特に留意する。 ○ バス、タクシー、生活物資輸送車等、県民生活上必要な車両以外の車両の使用は、できるかぎり控える。 </td> </tr> </table> <p data-bbox="89 1139 732 1165">4 県民及び事業者等による地区内の防災活動の推進</p> <p data-bbox="112 1166 1039 1281"><u>市町内の一定の地区内の県民及び当該地区に事業所を有する事業者等は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努める。</u></p> <p data-bbox="112 1283 1039 1369"><u>この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を共同して作成し、これを地区防災計画の素案として市町防災会議に提案するなど、当該地区の市町と連携して防災活動を行う。</u></p> <p data-bbox="112 1370 1039 1457"><u>なお、市町は、市町地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう市町内の一定の地区内の県民及び当該地区に事業所を有する事業者等から提案を受け、必要があると認めるときは、市町地域防災計画に地区防災計画を定める。</u></p>	平常時の心得	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自主防災体制の確立を図る。 ○ 情報の収集伝達方法を確認しておく。 ○ 事業所の耐震化・耐浪化に努める。 ○ 設備器具及び窓ガラス等の転倒落下等による危害防止措置を講ずる。 ○ 防火用品等の備蓄をしておく。 ○ 出火防止対策を講ずる。 ○ 従業員、顧客の安全対策等の措置を講ずる。 ○ 防災訓練等の実施及び地域の防災訓練へ積極的に参加する。 ○ 緊急地震速報の特性や限界を十分理解する。 ○ 津波ハザードマップの特性や限界を十分理解する。 ○ 燃料、電力等重要なライフラインの供給不足への対応措置を講ずる。 ○ 取引先とのサプライチェーンの確保を図る。 ○ 従業員等を一定期間事業所等内にとどめておくことができるよう、従業員に対する安否確認方法の周知や物資等の備蓄など帰宅困難者対策に努める。 ○ 食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、県及び市町との協定の締結に努める。 	津波発生時の心得	<ul style="list-style-type: none"> ○ テレビ、ラジオ等により必要な情報を入手し、顧客、従業員等に迅速かつ正確に伝達する。 ○ 顧客、従業員等が適正な行動がとれるよう、事業所の利用状況等により判断して、指示、案内等を行う。 この場合、乳幼児、身体障害者、知的障害者、精神障害者、病人、高齢者、妊婦、外国人等災害に際して必要な情報を得ることや迅速かつ適切な防災行動をとることが困難であり、災害の犠牲になり易い人々の安全に特に留意する。 ○ バス、タクシー、生活物資輸送車等、県民生活上必要な車両以外の車両の使用は、できるかぎり控える。 	<table border="1" data-bbox="1128 261 1933 592"> <tr> <td data-bbox="1128 261 1162 592">平常時の心得</td> <td data-bbox="1162 261 1933 592"> <ul style="list-style-type: none"> ○ 自主防災体制の確立を図る。 ○ 情報の収集伝達方法を確認しておく。 ○ 事業所の耐震化・耐浪化に努める。 ○ 設備器具及び窓ガラス等の転倒落下等による危害防止措置を講ずる。 ○ 防火用品等の備蓄をしておく。 ○ 出火防止対策を講ずる。 ○ 従業員、顧客の安全対策等の措置を講ずる。 ○ 防災訓練等の実施及び地域の防災訓練へ積極的に参加する。 ○ 緊急地震速報の特性や限界を十分理解する。 ○ 津波ハザードマップの特性や限界を十分理解する。 ○ 燃料、電力等重要なライフラインの供給不足への対応措置を講ずる。 ○ 取引先とのサプライチェーンの確保を図る。 ○ 従業員等を一定期間事業所等内にとどめておくことができるよう、従業員に対する安否確認方法の周知や物資等の備蓄など帰宅困難者対策に努める。 </td> </tr> </table> <p data-bbox="1066 699 1169 724">(以下略)</p> <p data-bbox="1066 756 1935 782">(2) 津波発生時には、次の事項に留意し、被害及び混乱の防止に努める。</p> <table border="1" data-bbox="1234 868 1816 1072"> <tr> <td data-bbox="1234 868 1267 1072">津波発生時の心得</td> <td data-bbox="1267 868 1816 1072"> <ul style="list-style-type: none"> ○ テレビ、ラジオ等により必要な情報を入手し、顧客、従業員等に迅速かつ正確に伝達する。 ○ 顧客、従業員等が適正な行動がとれるよう、事業所の利用状況等により判断して、指示、案内等を行う。 この場合、乳幼児、身体障害者、知的障害者、精神障害者、病人、高齢者、妊婦、外国人等災害に際して必要な情報を得ることや迅速かつ適切な防災行動をとることが困難であり、災害の犠牲になり易い人々（以下「災害時要援護者」という。）の安全に特に留意する。 ○ バス、タクシー、生活物資輸送車等、県民生活上必要な車両以外の車両の使用は、できるかぎり控える。 </td> </tr> </table>	平常時の心得	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自主防災体制の確立を図る。 ○ 情報の収集伝達方法を確認しておく。 ○ 事業所の耐震化・耐浪化に努める。 ○ 設備器具及び窓ガラス等の転倒落下等による危害防止措置を講ずる。 ○ 防火用品等の備蓄をしておく。 ○ 出火防止対策を講ずる。 ○ 従業員、顧客の安全対策等の措置を講ずる。 ○ 防災訓練等の実施及び地域の防災訓練へ積極的に参加する。 ○ 緊急地震速報の特性や限界を十分理解する。 ○ 津波ハザードマップの特性や限界を十分理解する。 ○ 燃料、電力等重要なライフラインの供給不足への対応措置を講ずる。 ○ 取引先とのサプライチェーンの確保を図る。 ○ 従業員等を一定期間事業所等内にとどめておくことができるよう、従業員に対する安否確認方法の周知や物資等の備蓄など帰宅困難者対策に努める。 	津波発生時の心得	<ul style="list-style-type: none"> ○ テレビ、ラジオ等により必要な情報を入手し、顧客、従業員等に迅速かつ正確に伝達する。 ○ 顧客、従業員等が適正な行動がとれるよう、事業所の利用状況等により判断して、指示、案内等を行う。 この場合、乳幼児、身体障害者、知的障害者、精神障害者、病人、高齢者、妊婦、外国人等災害に際して必要な情報を得ることや迅速かつ適切な防災行動をとることが困難であり、災害の犠牲になり易い人々（以下「災害時要援護者」という。）の安全に特に留意する。 ○ バス、タクシー、生活物資輸送車等、県民生活上必要な車両以外の車両の使用は、できるかぎり控える。 	
平常時の心得	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自主防災体制の確立を図る。 ○ 情報の収集伝達方法を確認しておく。 ○ 事業所の耐震化・耐浪化に努める。 ○ 設備器具及び窓ガラス等の転倒落下等による危害防止措置を講ずる。 ○ 防火用品等の備蓄をしておく。 ○ 出火防止対策を講ずる。 ○ 従業員、顧客の安全対策等の措置を講ずる。 ○ 防災訓練等の実施及び地域の防災訓練へ積極的に参加する。 ○ 緊急地震速報の特性や限界を十分理解する。 ○ 津波ハザードマップの特性や限界を十分理解する。 ○ 燃料、電力等重要なライフラインの供給不足への対応措置を講ずる。 ○ 取引先とのサプライチェーンの確保を図る。 ○ 従業員等を一定期間事業所等内にとどめておくことができるよう、従業員に対する安否確認方法の周知や物資等の備蓄など帰宅困難者対策に努める。 ○ 食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、県及び市町との協定の締結に努める。 									
津波発生時の心得	<ul style="list-style-type: none"> ○ テレビ、ラジオ等により必要な情報を入手し、顧客、従業員等に迅速かつ正確に伝達する。 ○ 顧客、従業員等が適正な行動がとれるよう、事業所の利用状況等により判断して、指示、案内等を行う。 この場合、乳幼児、身体障害者、知的障害者、精神障害者、病人、高齢者、妊婦、外国人等災害に際して必要な情報を得ることや迅速かつ適切な防災行動をとることが困難であり、災害の犠牲になり易い人々の安全に特に留意する。 ○ バス、タクシー、生活物資輸送車等、県民生活上必要な車両以外の車両の使用は、できるかぎり控える。 									
平常時の心得	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自主防災体制の確立を図る。 ○ 情報の収集伝達方法を確認しておく。 ○ 事業所の耐震化・耐浪化に努める。 ○ 設備器具及び窓ガラス等の転倒落下等による危害防止措置を講ずる。 ○ 防火用品等の備蓄をしておく。 ○ 出火防止対策を講ずる。 ○ 従業員、顧客の安全対策等の措置を講ずる。 ○ 防災訓練等の実施及び地域の防災訓練へ積極的に参加する。 ○ 緊急地震速報の特性や限界を十分理解する。 ○ 津波ハザードマップの特性や限界を十分理解する。 ○ 燃料、電力等重要なライフラインの供給不足への対応措置を講ずる。 ○ 取引先とのサプライチェーンの確保を図る。 ○ 従業員等を一定期間事業所等内にとどめておくことができるよう、従業員に対する安否確認方法の周知や物資等の備蓄など帰宅困難者対策に努める。 									
津波発生時の心得	<ul style="list-style-type: none"> ○ テレビ、ラジオ等により必要な情報を入手し、顧客、従業員等に迅速かつ正確に伝達する。 ○ 顧客、従業員等が適正な行動がとれるよう、事業所の利用状況等により判断して、指示、案内等を行う。 この場合、乳幼児、身体障害者、知的障害者、精神障害者、病人、高齢者、妊婦、外国人等災害に際して必要な情報を得ることや迅速かつ適切な防災行動をとることが困難であり、災害の犠牲になり易い人々（以下「災害時要援護者」という。）の安全に特に留意する。 ○ バス、タクシー、生活物資輸送車等、県民生活上必要な車両以外の車両の使用は、できるかぎり控える。 									

修正案	現行	備考																																																				
<p>第3節 自主防災組織の育成</p> <p>1 (略)</p> <p>2 地域住民等の自主防災組織</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 活動内容</p> <table border="1" data-bbox="185 531 786 754"> <tr> <td>平</td> <td>○情報の収集伝達体制の確立</td> </tr> <tr> <td>常</td> <td>○津波ハザードマップを活用した防災知識の普及及び防災訓練の実施</td> </tr> <tr> <td>時</td> <td>○火気使用設備器具等の点検</td> </tr> <tr> <td></td> <td>○防災資機材の備蓄及び管理</td> </tr> <tr> <td></td> <td>○地域における避難行動要支援者の把握</td> </tr> <tr> <td></td> <td>○避難所となる学校との連携・情報交換、協力体制の確立</td> </tr> <tr> <td></td> <td>○避難路の危険個所のチェックを含めた維持管理</td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="185 839 815 1053"> <tr> <td>津波発生時</td> <td>○地域内の被害状況等の情報収集、住民に対する避難命令の伝達</td> </tr> <tr> <td></td> <td>○救出救護の実施及び協力</td> </tr> <tr> <td></td> <td>○集団避難の実施</td> </tr> <tr> <td></td> <td>○避難所運営の実施及び協力</td> </tr> <tr> <td></td> <td>○炊き出しや救助物資の配分に対する協力</td> </tr> <tr> <td></td> <td>○避難行動要支援者の避難行動への支援</td> </tr> </table> <p>(3) 避難行動要支援者に対する地域協力体制 <u>避難行動要支援者</u>は、津波等の災害が発生した場合には、自力による避難が困難である。 (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>3 事業所の自衛消防隊等 事業所は、家庭に比べて使用する火気設備・器具や、貯蔵又は取扱う危険物が質、量ともに大きく、被害拡大の危険性が高い。</p>	平	○情報の収集伝達体制の確立	常	○津波ハザードマップを活用した防災知識の普及及び防災訓練の実施	時	○火気使用設備器具等の点検		○防災資機材の備蓄及び管理		○地域における避難行動要支援者の把握		○避難所となる学校との連携・情報交換、協力体制の確立		○避難路の危険個所のチェックを含めた維持管理	津波発生時	○地域内の被害状況等の情報収集、住民に対する避難命令の伝達		○救出救護の実施及び協力		○集団避難の実施		○避難所運営の実施及び協力		○炊き出しや救助物資の配分に対する協力		○避難行動要支援者の避難行動への支援	<p>第3節 自主防災組織の育成</p> <p>1 (略)</p> <p>2 地域住民等の自主防災組織</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 活動内容</p> <table border="1" data-bbox="1135 512 1774 748"> <tr> <td>平</td> <td>○情報の収集伝達体制の確立</td> </tr> <tr> <td>常</td> <td>○津波ハザードマップを活用した防災知識の普及及び防災訓練の実施</td> </tr> <tr> <td>時</td> <td>○火気使用設備器具等の点検</td> </tr> <tr> <td></td> <td>○防災資機材の備蓄及び管理</td> </tr> <tr> <td></td> <td>○地域における災害時要援護者の把握</td> </tr> <tr> <td></td> <td>○避難所となる学校との連携・情報交換、協力体制の確立</td> </tr> <tr> <td></td> <td>○避難路の危険個所のチェックを含めた維持管理</td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="1135 844 1762 1058"> <tr> <td>津波発生時</td> <td>○地域内の被害状況等の情報収集、住民に対する避難命令の伝達</td> </tr> <tr> <td></td> <td>○救出救護の実施及び協力</td> </tr> <tr> <td></td> <td>○集団避難の実施</td> </tr> <tr> <td></td> <td>○避難所運営の実施及び協力</td> </tr> <tr> <td></td> <td>○炊き出しや救助物資の配分に対する協力</td> </tr> <tr> <td></td> <td>○災害時要援護者の避難活動への支援</td> </tr> </table> <p>(3) 災害時要援護者に対する地域協力体制 <u>災害時要援護者</u>は、津波等の災害が発生した場合には、自力による避難が困難である。 (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>3 事業所の自衛消防隊等 事業所は、家庭に比べて使用する火気設備・器具にしても、貯蔵又は取扱う危険物にしても質、量ともに大きく、被害拡大の危険性が高い。</p>	平	○情報の収集伝達体制の確立	常	○津波ハザードマップを活用した防災知識の普及及び防災訓練の実施	時	○火気使用設備器具等の点検		○防災資機材の備蓄及び管理		○地域における災害時要援護者の把握		○避難所となる学校との連携・情報交換、協力体制の確立		○避難路の危険個所のチェックを含めた維持管理	津波発生時	○地域内の被害状況等の情報収集、住民に対する避難命令の伝達		○救出救護の実施及び協力		○集団避難の実施		○避難所運営の実施及び協力		○炊き出しや救助物資の配分に対する協力		○災害時要援護者の避難活動への支援	
平	○情報の収集伝達体制の確立																																																					
常	○津波ハザードマップを活用した防災知識の普及及び防災訓練の実施																																																					
時	○火気使用設備器具等の点検																																																					
	○防災資機材の備蓄及び管理																																																					
	○地域における避難行動要支援者の把握																																																					
	○避難所となる学校との連携・情報交換、協力体制の確立																																																					
	○避難路の危険個所のチェックを含めた維持管理																																																					
津波発生時	○地域内の被害状況等の情報収集、住民に対する避難命令の伝達																																																					
	○救出救護の実施及び協力																																																					
	○集団避難の実施																																																					
	○避難所運営の実施及び協力																																																					
	○炊き出しや救助物資の配分に対する協力																																																					
	○避難行動要支援者の避難行動への支援																																																					
平	○情報の収集伝達体制の確立																																																					
常	○津波ハザードマップを活用した防災知識の普及及び防災訓練の実施																																																					
時	○火気使用設備器具等の点検																																																					
	○防災資機材の備蓄及び管理																																																					
	○地域における災害時要援護者の把握																																																					
	○避難所となる学校との連携・情報交換、協力体制の確立																																																					
	○避難路の危険個所のチェックを含めた維持管理																																																					
津波発生時	○地域内の被害状況等の情報収集、住民に対する避難命令の伝達																																																					
	○救出救護の実施及び協力																																																					
	○集団避難の実施																																																					
	○避難所運営の実施及び協力																																																					
	○炊き出しや救助物資の配分に対する協力																																																					
	○災害時要援護者の避難活動への支援																																																					

修正案	現行	備考
<p>第4節 防災ボランティアの活動環境の整備</p> <p>1 基本方針 津波等の災害による被害の拡大を防止するため、県、市町及び関係機関の迅速かつ的確な対応にあわせ、住民による自主的かつきめ細かな対応も必要である。 このため、県、市町及び関係機関は、ボランティアの防災活動が安全かつ円滑に行われるよう活動環境の整備を図るとともに、<u>ボランティアの自主性を尊重しつつ、社会福祉協議会、町会（自治会）、民生委員、防災士、災害ボランティアコーディネーターなどとの連携強化に努める。</u> (略)</p> <p>2 防災ボランティアの環境整備 防災ボランティアの活動には、無線通信、医療看護、建築物・宅地の危険度判定等一定の知識、経験や特定の資格を要するものや、<u>避難所</u>における炊出し、清掃作業等特に資格や経験を必要としないものがあるが、当面、次の業務に区分し、被災者ニーズ等の情報提供を適切に行ったうえで、その効果的な活用が図られるよう、県及び市町の各担当部局と関係機関とが連携して環境整備を行う。</p> <p>ア アマチュア無線通信業務（危機管理部局）</p> <p>イ 傷病人の応急手当等医療看護業務（健康福祉部局）</p> <p>ウ 被災宅地の危険度判定業務（土木部局）</p> <p>エ 航空機、船舶、特殊車両等の操縦、運転業務（県民文化部局等）</p> <p>オ 通訳業務（観光部局）</p> <p>カ その他専門的な技術、知識を要する業務（県民文化部局等）</p> <p>キ その他の業務（県民文化部局等）</p>	<p>第4節 防災ボランティアの活動環境の整備</p> <p>1 基本方針 津波等の災害による被害の拡大を防止するため、県、市町及び関係機関の迅速かつ的確な対応にあわせ、住民による自主的かつきめ細かな対応も必要である。 このため、県、市町及び関係機関は、ボランティアの防災活動が安全かつ円滑に行われるよう活動環境の整備を図るとともに、<u>社会福祉協議会、町会（自治会）、民生委員、防災士、災害ボランティアコーディネーターなどとの連携強化に努める。</u> (略)</p> <p>2 防災ボランティアの環境整備 防災ボランティアの活動には、無線通信、医療看護、建築物・宅地の危険度判定等一定の知識、経験や特定の資格を要するものや、<u>避難場所等</u>における炊出し、清掃作業等特に資格や経験を必要としないものがあるが、当面、次の業務に区分し、被災者ニーズ等の情報提供を適切に行ったうえで、その効果的な活用が図られるよう、県及び市町の各担当部局と関係機関とが連携して環境整備を行う。</p> <p>(1) アマチュア無線通信業務（危機管理部局）</p> <p>(2) 傷病人の応急手当等医療看護業務（健康福祉部局）</p> <p>(3) 被災宅地の危険度判定業務（土木部局）</p> <p>(4) 航空機、船舶、特殊車両等の操縦、運転業務（県民文化部局等）</p> <p>(5) 通訳業務（観光部局）</p> <p>(6) その他専門的な技術、知識を要する業務（県民文化部局等）</p> <p>(7) その他の業務（県民文化部局等）</p>	

修正案	現行	備考
<p>3 防災ボランティアの受入体制等</p> <p>(1) 防災ボランティアの柔軟な受け入れ <u>県、市町及び関係機関は、津波発生時において2の防災ボランティアを効果的に活用できるよう、氏名、連絡先、活動の種類等を把握し、事前登録に努める。</u></p> <p>(2) <u>災害対策ボランティア現地本部の運営訓練</u> <u>県、市町及び(公財)石川県県民ボランティアセンター（以下「県民ボランティアセンター」という。）は、ボランティア活動の支援に必要な事務用品や各種資機材を確保しておくとともに、迅速にボランティアへの情報提供、相談体制を構築できるよう、平常時より災害対策ボランティア現地本部（以下「ボランティア現地本部」という。）の運営訓練を行う。</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>4 防災ボランティアの育成</p> <p>(1) <u>県、市町及び関係機関は、平時より積極的に防災ボランティアとして支援活動を行う上での知識や技術について講習会、研修会を開催するとともに、地域における防災訓練等においても町会(自治会)、民生委員、防災士など地域住民と一体となった訓練を実施する。</u></p> <p>(2) <u>県及び市町は、防災ボランティア活動に関する普及啓発を行い、県民や学生、企業、NPO等に積極的に参加を呼びかける。</u></p> <p>(3) (略)</p>	<p>3 防災ボランティアの受入体制等</p> <p>(1) 防災ボランティアの柔軟な受け入れ <u>県、市町及び関係機関は、津波発生時において2の(1)から(7)までの防災ボランティアを積極的に活用するため、氏名、連絡先、活動の種類等を把握し、事前登録に努めるとともに、災害ボランティアコーディネーターの活用により、事前登録していないボランティアを効果的に受け入れる体制を整える。</u></p> <p>(2) 防災ボランティアの活動拠点の確保 <u>県及び市町は、必要に応じて、平時より防災ボランティアの活動拠点を提供する。</u> <u>また、県及び市町は、庁舎、公民館、学校などの公共施設の一部をボランティアの活動拠点として提供できるよう、これらの場所にボランティア活動に必要な事務用品や各種資機材を確保しておくとともに、迅速にボランティア受け入れ体制を構築できるよう、平常時より訓練を行う。</u> <u>さらに、ボランティア拠点施設が被災した場合に備え、代替施設について事前に定めておくとともに、ボランティアを被災地に迅速に受け入れるため、県及び市町は、被災地以外でのボランティア拠点施設の設置についても検討を行う。</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>4 防災ボランティアの育成</p> <p>(1) <u>防災ボランティアの派遣にあたっては、津波災害時に支援活動を行う上での知識や技術の習得が必要である。このため、県、市町及び関係機関は、防災ボランティアに対して、平時より積極的に講習会、研修会を開催するとともに、地域における防災訓練等においても町会(自治会)、民生委員、防災士など地域住民と一体となった訓練を実施する。</u></p> <p>(2) <u>県及び市町は、防災ボランティア活動に関する普及啓発を行い、県民や学生、企業、NPO等のボランティア団体に積極的に活動参加を呼びかける。</u></p> <p>(3) (略)</p>	

修正案	現行	備考
<p>(4) 県は、防災ボランティアの受け入れや派遣などを行うボランティア現地本部において、防災ボランティアと被災者ニーズとの総合的な調整を行う災害ボランティアコーディネーターを継続的に養成するとともに、<u>コーディネート力の向上のための研修等</u>を行う。また、市町、日本赤十字社等も災害ボランティアコーディネーターの養成等に努める。</p> <p>(5) (略)</p> <p>第5節 防災訓練の充実</p> <p>1 (略)</p> <p>2 防災訓練計画 県、市町及び防災関係機関等は、津波災害予防の万全を期するため、単独又は共同して、次に定めるところにより防災訓練を行う。 なお、訓練を行うにあたっては、訓練の目的を具体的に設定したうえで、訓練参加者、使用する器材及び冬季や夜間といった実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行うなど、最大クラスの津波やその到達時間を踏まえた具体的かつ実践的な訓練を行うよう努める。<u>この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意するものとする。</u>また、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努めるとともに、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、津波発生時の対応行動の習熟を図るよう努める。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 実地訓練 津波災害の発生を想定し、災害応急対策を実地に行う。 ア 総合防災訓練 県又は市町は、防災関係機関及び広域応援協定締結自治体と連携して、地域防災計画の習熟、防災体制の確立、防災技術の向上及び住民の防災意識の高揚等を図ることを目的に、防災関係機関の参加及び学校、自主防災組織、地域住民等の地域に関係する多様な主体の協力を得て、水防、消防、避難、救出・救助、通信、輸送、応急復旧、<u>福祉避難所開設・運営、災害ボランティアセンター開設・運営等の各種の訓練を総合的に実施する。</u></p> <p>イ～エ (略)</p>	<p>(4) 県は、防災ボランティアの受け入れや派遣、<u>支援物資の調達</u>などを行うボランティア現地本部において、防災ボランティアと被災者ニーズとの総合的な調整を行う災害ボランティアコーディネーターを継続的に養成するとともに、<u>コーディネート技術の向上のための研修等</u>を行う。また、市町、日本赤十字社等も災害ボランティアコーディネーターの養成等に努める。</p> <p>(5) (略)</p> <p>第5節 防災訓練の充実</p> <p>1 (略)</p> <p>2 防災訓練計画 県、市町及び防災関係機関等は、津波災害予防の万全を期するため、単独又は共同して、次に定めるところにより防災訓練を行う。 なお、訓練を行うにあたっては、訓練の目的を具体的に設定したうえで、訓練参加者、使用する器材及び冬季や夜間といった実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行うなど、最大クラスの津波やその到達時間を踏まえた具体的かつ実践的な訓練を行うよう努める。また、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努めるとともに、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、津波発生時の対応行動の習熟を図るよう努める。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 実地訓練 津波災害の発生を想定し、災害応急対策を実地に行う。 ア 総合防災訓練 県又は市町は、防災関係機関及び広域応援協定締結自治体と連携して、地域防災計画の習熟、防災体制の確立、防災技術の向上及び住民の防災意識の高揚等を図ることを目的に、防災関係機関の参加及び学校、自主防災組織、地域住民等の地域に関係する多様な主体の協力を得て、水防、消防、避難、救出・救助、通信、輸送、応急復旧、<u>災害ボランティアセンター開設・運営等の各種の訓練を総合的に実施する。</u></p> <p>イ～エ (略)</p>	

修正案	現行	備考
<p>【津波災害に備える強い組織体制づくり】 (略)</p> 	<p>【津波災害に備える強い組織体制づくり】 (略)</p> 	

修正案	現行	備考
<p>第6節 防災体制の整備</p> <p>1 (略)</p> <p>2 県の活動体制</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 他の地方公共団体や民間事業者等との応援協定締結の推進等</p> <p>ア 県は、応急活動及び復旧活動に関し、関係機関や企業等との間で相互応援の協定を締結するなど、平常時より連携を強化しておく。なお、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結しておくなど、<u>協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用する。</u></p> <p>イ <u>県は、被災者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定を締結するなど、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。</u></p> <p>(6)～(8) (略)</p> <p>(9) 支援計画の策定等 県は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、支援先の指定、支援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整え、<u>とともに関係機関との情報の共有に努める。</u></p> <p>(10) (略)</p>	<p>第6節 防災体制の整備</p> <p>1 (略)</p> <p>2 県の活動体制</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 他の地方公共団体や民間事業者等との応援協定締結の推進</p> <p>県は、応急活動及び復旧活動に関し、関係機関や企業等との間で相互応援の協定を締結するなど、平常時より連携を強化しておく。なお、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結しておくなど、民間事業者のノウハウや能力等を活用する。</p> <p>(6)～(8) (略)</p> <p>(9) 支援計画の策定等 県は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、支援先の指定、支援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整える。</p> <p>(10) (略)</p>	

修正案	現行	備考
<p>(11) 被災者生活再建支援制度等の周知 <u>県は、被災者の早期生活再建を図るため、平常時から、被災者生活再建支援制度、罹災証明制度及び住宅応急修理制度について、住民にわかりやすい制度周知に努める。</u> (略)</p> <p>(12) (略)</p> <p>(13) <u>事業継続計画（BCP）の策定支援及び事業継続マネジメント（BCM）の構築支援</u> <u>県は、事業所等の事業継続計画（BCP）策定及び事業継続マネジメント（BCM）構築を支援するため、情報提供等に努める。</u></p> <p>(14) <u>災害廃棄物の処理体制の整備</u> <u>県は、災害廃棄物等の処理に関する基本方針を策定し、市町等へ周知を図る。</u> <u>また、県は、大量の災害廃棄物の発生に備え、国、関係機関等とともに、広域的な連携体制の整備に努める。</u></p> <p>3 市町の活動体制</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>国、県との連絡体制等の整備</u> <u>市町は、避難勧告又は指示を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。</u></p> <p>(3) 災害情報の収集 (略)</p> <p>(4) 情報発信 (略)</p> <p>(5) 他の地方公共団体や民間事業者等との応援協定締結の推進等 ア～イ (略)</p> <p>ウ 市町は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定の締結や、被災者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定を締結するなど、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。</p>	<p>(11) 被災者生活再建支援制度等の周知 県は、被災者の早期生活再建を図るため、平常時から、被災者生活再建支援制度、<u>罹災証明制度</u>及び住宅応急修理制度について、住民にわかりやすい制度周知に努める。 (略)</p> <p>(12) (略)</p> <p>(13) 事業継続計画（BCP）の策定支援 県は、事業所等の事業継続計画（BCP）策定を支援するため、情報提供等に努める。</p> <p>3 市町の活動体制</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 災害情報の収集 (略)</p> <p>(3) 情報発信 (略)</p> <p>(4) 他の地方公共団体や民間事業者等との応援協定締結の推進等 ア～イ (略)</p> <p>ウ 市町は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定を締結するなど、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。</p>	

修正案	現行	備考
<p>(6) 業務継続計画の策定等 (略)</p> <p>(7) 受援計画の策定等 市町は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、受援先の指定、受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えるとともに関係機関との情報の共有に努める。</p> <p>(8) 罹災証明交付体制の確立 市町は、速やかに<u>罹災証明</u>を交付できるよう、平常時から次の措置を講ずる。</p> <p>ア <u>罹災証明</u>交付のための調査や発行事務の効率化を図るため、マニュアルの作成に努めるとともに、先導的な事例やGIS、被災者支援システム等の活用について検討を行い、所要の体制の整備を図ること。</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ 国、県等が実施する<u>罹災証明</u>事務等の研修に対し、職員を積極的に参加させること。</p> <p>エ (略)</p> <p>(9) 応急仮設住宅の建設地等の事前選定 市町は、平常時から、応急危険度判定対象建築物及び仮設住宅建設戸数と建設候補地を設定しておく。 <u>また、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮する。</u></p> <p>(10) 災害廃棄物の仮置き場の確保等 市町は、仮置き場の配置や災害廃棄物の処理方法等について具体的に示した<u>災害廃棄物処理計画</u>を策定する。 <u>また、市町は、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立及び十分な大きさの仮置き場、処分場の確保に努めるとともに、広域処理を行う地域単位で、一定程度の余裕をもった処理施設の能力を維持し、災害廃棄物処理機能の多重化や代替性の確保に努める。</u></p> <p>(11) 被災者生活再建支援制度等の周知 市町は、被災者の早期生活再建を図るため、平常時から、被災者生活再建支援制度、<u>罹災証明</u>制度及び住宅応急修理制度について、住民にわかりやすい制度周知に努める。</p>	<p>(5) 業務継続計画の策定等 (略)</p> <p>(6) 受援計画の策定等 市町は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、受援先の指定、受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整える。</p> <p>(7) <u>り災証明</u>交付体制の確立 市町は、速やかに<u>り災証明</u>を交付できるよう、平常時から次の措置を講ずる。</p> <p>ア <u>り災証明</u>交付のための調査や発行事務の効率化を図るため、マニュアルの作成に努めるとともに、先導的な事例やGIS、被災者支援システム等の活用について検討を行い、所要の体制の整備を図ること。</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ 国、県等が実施する<u>り災証明</u>事務等の研修に対し、職員を積極的に参加させること。</p> <p>エ (略)</p> <p>(8) 応急仮設住宅の建設地等の事前選定 市町は、平常時から、応急危険度判定対象建築物及び仮設住宅建設戸数と建設候補地を設定しておく<u>ものとする。</u></p> <p>(9) 災害廃棄物の仮置き場の確保 市町は、災害廃棄物処理計画を作成し、災害廃棄物の仮置き場の確保に努める。</p> <p>(10) 被災者生活再建支援制度等の周知 市町は、被災者の早期生活再建を図るため、平常時から、被災者生活再建支援制度、<u>り災証明</u>制度及び住宅応急修理制度について、住民にわかりやすい制度周知に努める。</p>	

修正案	現行	備考
<p>(12) 情報のバックアップ化 (略)</p> <p>(13) 事業継続計画（BCP）の策定支援及び事業継続マネジメント（BCM） の構築支援 市町は、事業所等の事業継続計画（BCP）策定及び事業継続マネジメント（BCM）構築を支援するため、情報提供等に努める。</p> <p>4 (略)</p> <p>第7節 通信及び放送施設災害予防</p> <p>1 基本方針 (略) なお、要配慮者、災害により孤立化する危険のある地域の被災者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者、帰宅困難者等情報が入手困難な被災者等に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。</p> <p>2 通信用施設設備の整備</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 応急用資機材の整備 (略) また、災害時において各種通信手段が円滑に運用されるよう、通信活用マニュアルを作成するとともに平常時から機器操作及び通信要領の習熟を目的に、情報伝達訓練等を定期的実施する。</p> <p>(5)～(6) (略)</p> <p>3～4 (略)</p>	<p>(11) 情報のバックアップ化 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>第7節 通信及び放送施設災害予防</p> <p>1 基本方針 (略) なお、災害時要援護者、災害により孤立化する危険のある地域の被災者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者、帰宅困難者等情報が入手困難な被災者等に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。</p> <p>2 通信用施設設備の整備</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 応急用資機材の整備 (略) また、非常災害時において各種通信手段が円滑に運用されるよう、通信活用マニュアルを作成するとともに平常時平素から機器操作及び通信要領の習熟を目的に、情報伝達訓練等を定期的実施する。</p> <p>(5)～(6) (略)</p> <p>3～4 (略)</p>	

修正案	現行	備考
<p>第8節 (略)</p> <p>第9節 水害予防</p> <p>1 (略)</p> <p>2 水防計画に基づく危険区域の監視 水防管理者は、石川県水防計画の定めるところにより危険区域の堤防等の巡視を行い、状況に応じて監視のための水防団員又は消防団員を配置する。 この団員の配置等危険区域の監視体制については、津波発生時の団員の安全確保に配慮し、市町地域防災計画等にあらかじめ定めておく。 <u>また、水防管理者は河川管理者の同意を得た上で、河川管理者の協力について水防計画に定め、当該計画に基づく河川に関する情報の提供等水防と河川管理の連携を強化する。</u></p> <p>3 (略)</p> <p>4 水防作業人員の確保 水防管理者は、津波発生に伴って石川県水防計画に定める指定河川及び指定海岸について水防警報が発せられたときは、石川県水防計画の定めるところにより、水防作業上必要な人員を確保する。 <u>市町等は水防管理者は、津波等の発生時における水防活動その他の危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保を図るよう配慮する。</u></p> <p>5 (略)</p> <p>6 避難準備措置の確立 市町長は、津波発生後の豪雨に伴って河川の水位が上昇したとき、若しくは高潮・高波により海岸で越波による二次災害が予想されるとき、又は石川県水防計画に定める指定河川及び指定海岸に水防警報が発せられたときは、その状況に応じて溢水あるいは破堤により直接被害を受けるおそれのある地域の住民、滞在者その他の者に対し速やかに避難準備情報、避難勧告、避難指示を発令するなど、人の生命又は身体を災害から保護するための避難準備措置を講ずる。 <u>また、県は、関係市町の長が行う避難勧告若しくは指示又は屋内での退避等の安全確保措置の指示の判断を支援するため、関係市町の長にその通知に係る情報提供をする。</u></p>	<p>第8節 (略)</p> <p>第9節 水害予防</p> <p>1 (略)</p> <p>2 水防計画に基づく危険区域の監視 水防管理者は、石川県水防計画の定めるところにより危険区域の堤防等の巡視を行い、状況に応じて監視のための水防団員又は消防団員を配置する。 この団員の配置等危険区域の監視体制については、津波発生時の団員の安全確保に配慮し、市町地域防災計画等にあらかじめ定めておく。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 水防作業人員の確保 水防管理者は、津波発生に伴って石川県水防計画に定める指定河川及び指定海岸について水防警報が発せられたときは、石川県水防計画の定めるところにより、水防作業上必要な人員を確保する。 <u>なお、津波発生時は水防活動に従事する者の安全確保を図るものとする。</u></p> <p>5 (略)</p> <p>6 避難準備措置の確立 市町長は、津波発生後の豪雨に伴って河川の水位が上昇したとき、若しくは高潮・高波により海岸で越波による二次災害が予想されるとき、又は石川県水防計画に定める指定河川及び指定海岸に水防警報が発せられたときは、その状況に応じて溢水あるいは破堤により直接被害を受けるおそれのある地域の住民、滞在者その他の者に対し速やかに避難準備情報、避難勧告、避難指示を発令するなど、人の生命又は身体を災害から保護するための避難準備措置を講ずる。</p>	

修正案	現行	備考
<p>7～8 (略)</p> <p>第10節 避難体制の整備</p> <p>1 基本方針</p> <p>津波被害の軽減には、早期の避難が最も重要であることから、市町は、最大クラスの津波の襲来を予測した上で、住民が安全に避難できるよう、地域の実情を踏まえて災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所（津波避難ビルを含む。）及び被災者が避難生活を送るための指定避難所並びに避難路について、管理者の同意を得た上で、必要な数・規模の施設等をあらかじめ指定し、町内会、自主防災組織等を通じて住民に周知徹底を図るとともに、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地の有効活用を図る。</p> <p>また、避難所については、救護所及び仮設トイレの設置など生活環境の整備のほか要配慮者にも配慮した施設等の整備や施設等の耐震性の向上に努める。</p> <p>さらに、あらかじめ自助、共助による運営を基本とした避難所運営マニュアルを作成し、普及に努める。</p> <div data-bbox="241 900 763 1318" data-label="Diagram"> <p>体系</p> <pre> graph LR A[避難体制の整備] --- B[指定緊急避難場所、指定避難所、避難路の指定等] A --- C[津波避難ビルの指定等] A --- D[二次避難支援体制の整備] A --- E[交通規制] A --- F[避難誘導標識等の設置] A --- G[避難誘導体制] A --- H[避難所運営マニュアルの作成] </pre> </div>	<p>7～8 (略)</p> <p>第10節 避難体制の整備</p> <p>1 基本方針</p> <p>津波被害の軽減には、早期の避難が最も重要であることから、市町は、最大クラスの津波の襲来を予測した上で、住民が安全に避難できるよう、地域の実情を踏まえて避難場所や避難路等、必要な施設整備を行うとともに、必要に応じて十分な高さを有する津波避難ビルの指定を行う。なお、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地の有効活用を図る。</p> <p>また、避難場所等については、救護所及び仮設トイレの設置など生活環境の整備のほか災害時要援護者にも配慮した施設等の整備や施設等の耐震性の向上に努めるとともに、町内会、自主防災組織等を通じて住民に周知徹底を図る。</p> <p>さらに、あらかじめ自助、共助による運営を基本とした避難所運営マニュアルを作成しておくものとする。</p> <div data-bbox="1205 884 1794 1334" data-label="Diagram"> <p>体系</p> <pre> graph LR A[避難体制の整備] --- B[避難場所、避難路の指定等] A --- C[津波避難ビルの指定等] A --- D[二次避難支援体制の整備] A --- E[交通規制] A --- F[避難誘導標識等の設置] A --- G[避難誘導体制] A --- H[避難所運営マニュアルの作成] </pre> </div>	

修正案	現 行	備 考
<p>2 指定緊急避難場所、指定避難所、避難路の指定等</p> <p>市町は、津波発生時に住民が安全かつ迅速に避難できるよう次の事項に留意し、指定緊急避難場所、指定避難所、避難路を指定するとともに、町内会、自主防災組織等を通じて、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等により、その内容の住民等への周知徹底を図る。 <u>なお、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。</u></p> <p>(1) 指定緊急避難場所</p> <p>ア <u>被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される津波の水位以上の高さに避難者の受入れ部分及び当該部分への避難経路を有する施設であること。</u> <u>なお、緊急の避難場所として、道路空間が有効な避難場所と判断される場合は、各道路管理者と協議の上、相互に協力し、避難場所として整備を図る。</u></p> <p>イ <u>災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制を有していること。</u></p> <p>ウ <u>都市公園等のオープンスペースについては、津波浸水深以上の高さを有すること。</u></p> <p>エ <u>下記の災害の発生のおそれのない区域または、当該災害に対して安全な構造であることのほか、このうち、浸水、津波等については、その水位よりも避難上有効なスペースがあること。</u></p> <p>(7) 土砂崩れ、がけ崩れ、雪崩、浸水などの危険性がない所であること。</p> <p>(イ) 津波に対する安全性 沿岸地域及び河川の下流域にあつては、できるだけ津波による浸水の危険性が低い所であること。 やむを得ず津波による被害のおそれのある場所を避難場所に指定する場合は、建築物の耐浪化及び非常用発電機の設置場所の工夫、再生可能エネルギーと蓄電池を組み合わせた電源の二重化、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄など防災拠点化を図る。</p> <p>(ウ) 火災に対する安全性等 周囲から火災が迫ってきた場合でも、避難所内で住民の身体の安全が確保できる広さを有するとともに、危険物等が蓄積されていない所であること。</p>	<p>2 避難場所、避難路の指定等</p> <p>(1) 避難場所</p> <p>市町は、<u>避難場所について、次の事項に留意し、できるだけ津波による浸水の危険性が低く、かつ避難後においても孤立せず、津波の襲来状況によってはさらなる避難が可能となるような場所に整備するよう努める。</u> <u>また、もっぱら避難生活を送る場所として整備された避難場所を津波からの緊急避難場所と間違わないよう、両者の違いについて住民への周知徹底を図る。</u> <u>なお、避難所の規模(受入可能人数)・設備内容について、定期的に点検を行い、適切な配置に努めるとともに、避難が長期化した場合に備えて、被災者の健康管理等の観点から、あらかじめ公営や民間の宿泊施設の指定に努める。</u></p> <p>ア 土砂崩れ、がけ崩れ、雪崩、浸水などの危険性がない所であること。</p> <p>イ 津波に対する安全性 沿岸地域及び河川の下流域にあつては、できるだけ津波による浸水の危険性が低い所であること。 やむを得ず津波による被害のおそれのある場所を避難場所に指定する場合は、建築物の耐浪化及び非常用発電機の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄など防災拠点化を図る。</p> <p>ウ 火災に対する安全性等 周囲から火災が迫ってきた場合でも、避難所内で住民の身体の安全が確保できる広さを有するとともに、危険物等が蓄積されていない所であること。</p> <p>エ 公共性 いつでも避難所として容易に活用でき、付近住民に認知されている施設であること。なお、緊急避難場所として、道路空間が有効な緊急避難場所と判断される場合は、各道路管理者と協議の上、相互に協力し、避難場所として整備を図る。</p> <p>オ 生活必需品等の整備 避難所には長時間滞在することも予想されるので、指定された避難場所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、医薬品等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めること。 また、避難場所において、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者にも配慮した施設・設備の整備に努めること。とりわけ、学校施設が避難所として多く使用されることから、防災機能の強化を図るため、貯水槽、備蓄倉庫、トイレ、自家発電装置等の整備に努めること。 さらに、被災者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図ること。</p>	

修正案	現行	備考
<p>(2) 指定避難所</p> <p>ア <u>被災者等を滞在させるために必要となる適切な規模を有するものであること。</u></p> <p>イ <u>速やかに、被災者等を受け入れ、又は生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造又は設備を有するものであること。</u></p> <p>ウ <u>想定される災害による影響が比較的少ない場所に立地していること。</u></p> <p>エ <u>災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあること。</u></p> <p>オ 火災に対する安全性等 周囲から火災が迫ってきた場合でも、避難所内で住民の身体の安全が確保できる広さを有するとともに、危険物等が蓄積されていない所であること。</p> <p>カ 生活必需品等の供給 避難所には長時間滞在することも予想されるので、指定された避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、医薬品等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めること。 また、<u>避難所において、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源（再生可能エネルギーによる発電や蓄電池の活用を含む）、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者にも配慮した施設・設備や相談等の支援を受けることができる体制の整備に努めること。</u></p> <p>キ 防災機能の強化を図るため、貯水槽、備蓄倉庫、トイレ、自家発電装置等の整備に努めること。</p> <p>ク 被災者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図ること。</p> <p>ケ <u>ペット動物の飼育場所等について検討すること。</u></p> <p>コ 避難所の規模（受入可能人数）・設備内容について、定期的に点検を行い、適切な配置に努めるとともに、避難が長期化した場合に備えて、被災者の健康管理等の観点から、あらかじめ公営や民間の宿泊施設の指定に努める。</p> <p>サ <u>学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。</u></p>		

修正案	現行	備考
<p>(3) 避難路 (以下略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 二次避難支援体制の整備 (略) また、県の二次避難支援の指針を踏まえ、二次避難支援マニュアルを作成し、関係団体との連携により、<u>要配慮者の一般の避難所</u>から福祉避難所への避難、または、社会福祉施設への緊急入所、もしくは、医療機関への緊急入院を円滑に行う体制の確保に努める。</p> <p>5 交通規制 警察は、津波発生時の住民等の円滑な避難のため、避難場所等の周辺及び周辺道路において、交通規制を実施するなど交通混乱の防止を図る。</p> <p>6 避難誘導標識等の設置 市町は、過去の災害時や今後予想される津波による浸水域や浸水高、避難場所等・津波避難ビル等や避難路・避難階段の位置等をまちのわかりやすい場所に表示することや、畜光石やライトを活用して夜間でもわかりやすく誘導できるよう表示するなど、住民が日常生活の中で、常に津波災害の危険性を認知し、円滑な避難ができるような避難誘導標識等の整備に努める。 なお、浸水高等の「高さ」をまちの中に示す場合には、過去の津波災害時の実績水位を示すのか、あるいは予測値を示すのか、数値が海拔なのか、浸水高なのかなどについて、町内会、自主防災組織等を通じて住民等にわかりやすく示すよう留意する。 また、観光客等土地に不慣れな方にもわかりやすい視認性の良い避難誘導標識や外部電源が遮断された際にも夜間発光する再生可能エネルギーと蓄電池を併設した避難誘導灯等の設置に努める。</p>	<p>(2) 避難路 (以下略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 二次避難支援体制の整備 (略) また、県の二次避難支援の指針を踏まえ、二次避難支援マニュアルを作成し、関係団体との連携により、<u>災害時要援護者の一般の避難所</u>から福祉避難所への避難、または、社会福祉施設 への緊急入所、もしくは、医療機関への緊急入院を円滑に行う体制の確保に努める。</p> <p>5 交通規制 警察は、津波発生時の住民等の円滑な避難のため、避難場所の周辺及び周辺道路において、交通規制を実施するなど交通混乱の防止を図る。</p> <p>6 避難誘導標識等の設置 市町は、過去の災害時や今後予想される津波による浸水域や浸水高、避難場所・津波避難ビル等や避難路・避難階段の位置等をまちのわかりやすい場所に表示することや、畜光石やライトを活用して夜間でもわかりやすく誘導できるよう表示するなど、住民が日常生活の中で、常に津波災害の危険性を認知し、円滑な避難ができるような避難誘導標識等の整備に努める。 なお、浸水高等の「高さ」をまちの中に示す場合には、過去の津波災害時の実績水位を示すのか、あるいは予測値を示すのか、数値が海拔なのか、浸水高なのかなどについて、町内会、自主防災組織等を通じて住民等にわかりやすく示すよう留意する。 また、観光客等土地に不慣れな方にもわかりやすい視認性の良い避難誘導標識等の設置に努める。</p>	

修正案	現行	備考
<p>7 避難誘導體制 (1) 市町等</p> <p>ア 津波による危険が予想される市町は、具体的なシミュレーションや訓練の実施等を通じて、また、住民、自主防災組織、消防機関、警察、学校等の多様な主体の参画により、避難対象地域、避難場所・避難所、避難路、津波情報の収集・伝達の方法、避難勧告・指示の具体的な発令基準、避難訓練の内容等を記載した、具体的かつ実践的な津波避難計画の策定等を行うとともに、その内容の住民等への周知徹底を図る。 また、ハザードマップの整備、防災教育、防災訓練の充実、避難場所・津波避難ビル・避難所や避難路・避難階段の整備・確保等のまちづくりと一体となった地域防災力の向上に努める。</p> <p>イ (略) ただし、各地域において、津波到達時間、避難場所までの距離、<u>要配慮者の存在、避難路の状況等を踏まえて、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合は、市町は、避難者が自動車で安全かつ確実に避難できる方策をあらかじめ検討するものとする。</u>なお、検討にあたっては、警察と十分調整しつつ、自動車避難に伴う危険性の軽減方策とともに、自動車による避難には限界量があることを認識し、限界量以下に抑制するよう各地域で合意形成を図る。</p> <p>ウ (略)</p> <p>エ (略)</p> <p>オ 高齢者や障害者等の<u>避難行動要支援者</u>を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より<u>避難行動要支援者</u>に関する情報を把握の上、関係者との共有に努める。また、<u>避難行動要支援者</u>への対応を強化するため、情報伝達体制の整備、避難誘導體制の整備、避難訓練の実施を一層図る。</p> <p>カ 県及び市町は、<u>要配慮者</u>が津波からの避難後に命の危険にさらされる事態を防ぐため、防災、医療、保健、福祉等の各専門分野が連携した支援方策の検討に努める。</p>	<p>7 避難誘導體制 (1) 市町等</p> <p>ア 津波による危険が予想される市町は、具体的なシミュレーションや訓練の実施等を通じて、また、住民、自主防災組織、消防機関、警察、学校等の多様な主体の参画により、避難対象地域、避難場所・<u>避難施設</u>、避難路、津波情報の収集・伝達の方法、避難勧告・指示の具体的な発令基準、避難訓練の内容等を記載した、具体的かつ実践的な津波避難計画の策定等を行うとともに、その内容の住民等への周知徹底を図る。 また、ハザードマップの整備、防災教育、防災訓練の充実、避難場所・津波避難ビル等や避難路・避難階段の整備・確保等のまちづくりと一体となった地域防災力の向上に努める。</p> <p>イ (略) ただし、各地域において、津波到達時間、避難場所までの距離、<u>災害時要援護者の存在、避難路の状況等を踏まえて、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合は、市町は、避難者が自動車で安全かつ確実に避難できる方策をあらかじめ検討するものとする。</u>なお、検討にあたっては、警察と十分調整しつつ、自動車避難に伴う危険性の軽減方策とともに、自動車による避難には限界量があることを認識し、限界量以下に抑制するよう各地域で合意形成を図る。</p> <p>ウ (略)</p> <p>エ (略)</p> <p>オ 高齢者や障害者等の<u>災害時要援護者</u>を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より<u>災害時要援護者</u>に関する情報を把握の上、関係者との共有に努める。また、<u>災害時要援護者</u>への対応を強化するため、情報伝達体制の整備、避難誘導體制の整備、避難訓練の実施を一層図る。</p> <p>カ 県及び市町は、<u>災害時要援護者</u>が津波からの避難後に命の危険にさらされる事態を防ぐため、防災、医療、保健、福祉等の各専門分野が連携した支援方策の検討に努める。</p>	

修正案	現行	備考
<p>(2) 児童生徒の安全確保 教育委員会及び学校長は、あらかじめ災害に応じた避難場所等の複数化や二次避難場所等の設定を含む避難誘導計画を策定し、避難経路の安全を確認するとともに、市町長、PTA等と協議し、保護者等との連絡方法や引き渡し、下校の方法、及び飲料水・医薬品等の調達等についても定めておく。 (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>8 避難所運営マニュアルの作成 市町は、避難所における円滑な救護活動や要配慮者及び自宅に留まっている被災者への適切な対応を図るため、「石川県避難所運営マニュアル策定指針」等を活用し、自助、共助による運営を基本とし、避難所運営マニュアルを作成する。</p> <p>第11節 要配慮者対策</p> <p>1 基本方針 津波発生時には、乳幼児、身体障害者、知的障害者、精神障害者、病人、高齢者、妊婦、外国人など災害に際して必要な情報を得ることや迅速かつ適切な防災行動をとることが困難であり、災害の犠牲になりやすい人々である要配慮者が被害を受ける可能性が高い。 このため、県、市町及び社会福祉施設等の関係機関は、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、災害から要配慮者を守るための防災対策の一層の充実を図る。</p>	<p>(2) 児童生徒の安全確保 教育委員会及び学校長は、あらかじめ災害に応じた避難場所の複数化や二次避難場所の設定を含む避難誘導計画を策定し、避難経路の安全を確認するとともに、市町長、PTA等と協議し、保護者等との連絡方法や引き渡し、下校の方法、及び飲料水・医薬品等の調達等についても定めておく。 (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>8 避難所運営マニュアルの作成 市町は、避難所における円滑な救護活動や災害時要援護者及び自宅に留まっている被災者への適切な対応を図るため、「石川県避難所運営マニュアル策定指針」等を活用し、自助、共助による運営を基本とし、避難所運営マニュアルを作成する。</p> <p>第11節 災害時要援護者対策</p> <p>1 基本方針 津波発生時には、乳幼児、身体障害者、知的障害者、精神障害者、病人、高齢者、妊婦、外国人など災害に際して必要な情報を得ることや迅速かつ適切な防災行動をとることが困難であり、災害の犠牲になりやすい人々である災害時要援護者が被害を受ける可能性が高い。 このため、県、市町及び社会福祉施設等の関係機関は、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、災害から災害時要援護者を守るための防災対策の一層の充実を図る。</p>	

修正案	現行	備考
<p>体系</p>  <p>2 在宅の要配慮者への配慮</p> <p>(1) 避難行動要支援者名簿の作成等 市町は、市町地域防災計画において、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定める。</p> <p>ア 避難行動要支援者名簿の作成 市町は、市町地域防災計画に基づき、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、平常時より県との連携及び民生・児童委員、介護職員、自主防災組織、ボランティア、自治会等の活動を通じて、避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。 避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新する。</p> <p>イ 名簿情報の利用及び提供 市町は、避難支援等に携わる関係者として市町地域防災計画に定めた消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。</p> <p>ウ 避難行動要支援者の避難場所から避難所への移送 市町は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に避難場所から避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努める。</p>	<p>体系</p>  <p>2 在宅の災害時要援護者への配慮</p> <p>(1) 災害時要援護者の日常的把握 市町は、防災関係部局と福祉関係部局等との連携の下、平常時から県との連携及び民生・児童委員、介護職員、自主防災組織、ボランティア、自治会等の活動を通じて、高齢者、障害者等の災害時要援護者の所在等を把握し、電子データ、ファイル等で管理するとともに、一人ひとりの要援護者に対して複数の避難支援者を定めるなど、災害時において、迅速かつ一元的に避難誘導・安否確認等ができる体制を整備する。</p>	

修正案	現行	備考
<p>(2) <u>避難行動要支援者の避難支援計画の策定</u> 市町は、防災関係部局と福祉関係部局、警察本部等との連携の下、消防団、自主防災組織等、また、平常時から避難行動要支援者と接している社会福祉協議会、地区民生委員協議会、介護サービス事業者、障害者団体等の福祉関係機関と協力して、個人情報保護やプライバシーに配慮しつつ、<u>避難行動要支援者に関する情報の共有、避難支援プランの策定等に努める。</u> 特に、市町レベルでの避難支援の対象者の範囲、避難行動要支援者情報の収集・共有の方法、避難支援体制など避難行動要支援者対策の取り組み方針を明らかにした避難支援プランの全体計画を早期に作成する。</p> <p>(3) <u>緊急通報システム等の整備</u> 市町は、在宅の要配慮者の対応能力を考慮した緊急通報システムの整備を進めるとともに、地域ぐるみの避難誘導體制の確立を図る。</p> <p>(4) <u>防災知識の普及及び防災訓練の充実</u> 県及び市町は、<u>要配慮者及びその家族</u>に対して、パンフレット配布等による防災知識の普及を図るとともに、地域の防災訓練に参加できるよう訓練内容を工夫する。</p> <p>(5) <u>防災マップの作成</u> 市町は、<u>要配慮者の円滑な避難等に資するため</u>、防災意識の普及啓発及び災害時に活用できる、コミュニティ単位の防災マップ（地震・津波災害）の作成に努める。</p> <p>(6) <u>避難行動要支援者避難支援マップの作成</u> 市町等は、<u>避難行動要支援者の円滑な避難支援のために</u>、防災関係者が活用するコミュニティ単位の避難支援マップの作成に努める。</p> <p>(7) (略)</p>	<p>(2) <u>災害時要援護者の避難支援計画の策定</u> 市町は、防災関係部局と福祉関係部局、警察本部等との連携の下、消防団、自主防災組織等、また、平常時から要援護者と接している社会福祉協議会、地区民生委員協議会、介護サービス事業者、障害者団体等の福祉関係機関と協力して、個人情報保護やプライバシーに配慮しつつ、<u>災害時要援護者に関する情報の共有、避難支援プランの策定等に努める。</u> 特に、市町レベルでの避難支援の対象者の範囲、要援護者情報の収集・共有の方法、避難支援体制など災害時要援護者対策の取り組み方針を明らかにした避難支援プランの全体計画を早期に作成するものとする。</p> <p>(3) <u>緊急通報システム等の整備</u> 市町は、在宅の災害時要援護者の対応能力を考慮した緊急通報システムの整備を進めるとともに、地域ぐるみの避難誘導體制の確立を図る。</p> <p>(4) <u>防災知識の普及及び防災訓練の充実</u> 県及び市町は、<u>災害時要援護者及びその家族</u>に対して、パンフレット配布等による防災知識の普及を図るとともに、地域の防災訓練に参加できるよう訓練内容を工夫する。</p> <p>(5) <u>防災マップの作成</u> 市町は、<u>災害時要援護者の円滑な避難等に資するため</u>、防災意識の普及啓発及び災害時に活用できる、コミュニティ単位の防災マップ（地震・津波災害）の作成に努める。</p> <p>(6) <u>災害時要援護者避難支援マップの作成</u> 市町等は、<u>災害時要援護者の円滑な避難支援のために</u>、防災関係者が活用するコミュニティ単位の避難支援マップの作成に努める。</p> <p>(7) (略)</p>	

修正案	現行	備考
<p>(8) 二次避難支援体制の整備</p> <p>県は、市町の二次避難支援（<u>要配慮者を一般の避難所から福祉避難所への避難、または、社会福祉施設への緊急入所、もしくは、医療機関への緊急入院の実施</u>）に係る指針を作成するとともに、<u>要配慮者の広域的な受入れや、介助員等の広域的な供給体制の確保のためのマニュアル</u>（以下、「広域調整マニュアル」という。）を作成し、関係団体との協力体制の構築を図る。</p> <p>市町は、県の二次避難支援の指針を踏まえ、二次避難支援マニュアルを作成し、関係団体との連携により、福祉避難所への避難、緊急入所や緊急入院の必要な<u>要配慮者の受入体制の確保に努める。</u></p> <p>(9) 避難後の支援対策</p> <p>県及び市町は、<u>要配慮者等が津波からの避難後に命の危険にさらされる事態を防ぐため、防災、医療、保健、福祉等の各専門分野が連携した支援方策の検討に努める。</u></p> <p>3 社会福祉施設等の整備</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 防災設備等の整備 (略)</p> <p>また、<u>非常用電源（再生可能エネルギーによる発電や蓄電池の活用を含む）を備える施設については、その設置場所を工夫する。</u></p>	<p>(8) 二次避難支援体制の整備</p> <p>県は、市町の二次避難支援（<u>災害時要援護者を一般の避難所から福祉避難所への避難、または、社会福祉施設への緊急入所、もしくは、医療機関への緊急入院の実施</u>）に係る指針を作成するとともに、<u>災害時要援護者の広域的な受入れや、介助員等の広域的な供給体制の確保のためのマニュアル</u>（以下、「広域調整マニュアル」という。）を作成し、関係団体との協力体制の構築を図る。</p> <p>市町は、県の二次避難支援の指針を踏まえ、二次避難支援マニュアルを作成し、関係団体との連携により、福祉避難所への避難、緊急入所や緊急入院の必要な<u>要援護者の受入体制の確保に努める。</u></p> <p>(9) 避難後の支援対策</p> <p>県及び市町は、<u>災害時要援護者等が津波からの避難後に命の危険にさらされる事態を防ぐため、防災、医療、保健、福祉等の各専門分野が連携した支援方策の検討に努める。</u></p> <p>3 社会福祉施設等の整備</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 防災設備等の整備 (略)</p> <p>また、<u>非常用電源を備える施設については、その設置場所を工夫するものとする。</u></p>	

修正案	現行	備考
<p>(3) 防災教育、防災訓練の充実 (略) また、津波発生時の切迫した状況下においても、適切な行動がとれるよう各々の施設の構造や土地条件・避難場所等を考慮して防災訓練を定期的を実施する。特に、自力避難が困難な者等が利用している施設にあっては、職員が手薄になる夜間における防災訓練についても配慮する。</p> <p>4 外国人等に対する防災対策 (略) (1) (略) (2) <u>県及び市町は、訪日外国人旅行者等避難誘導の際に配慮を要する来訪者への情報伝達体制等の整備に努める。</u> (3) (略) (4) (略) (5) (略)</p> <p>第12節 緊急輸送体制の整備</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 港湾・漁港の整備 (1) <u>港湾等管理者は、人員・物資及び復旧用資機材等の海路による輸送の機能を確保するため、岸壁・道路等の耐震性を強化する。</u> また、緊急物資の集積及び住民の避難等のための広場等についても整備を図る。 (2) <u>港湾管理者は、緊急輸送等災害時に必要な航路等の機能を確保するため、航路等の水域沿いの港湾施設を管理する民間事業者等に対して、施設の維持管理状況の報告を求めるとともに、必要に応じて立入検査を行う。また、施設の維持管理が適切に行われず、災害時に船舶の航行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる場合には、適正な維持管理のため措置を講ずべきことを命じ、又は勧告を行う。</u></p> <p>5 (略)</p>	<p>(3) 防災教育、防災訓練の充実 (略) また、津波発生時の切迫した状況下においても、適切な行動がとれるよう各々の施設の構造や土地条件・避難場所等を考慮して防災訓練を定期的を実施する。特に、自力避難が困難な者等が利用している施設にあっては、職員が手薄になる夜間における防災訓練についても配慮する。</p> <p>4 外国人等に対する防災対策 (略) (1) (略) (2) (略) (3) (略) (4) (略)</p> <p>第12節 緊急輸送体制の整備</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 港湾・漁港の整備 港湾等管理者は、人員・物資及び復旧用資機材等の海路による輸送の機能を確保するため、岸壁・道路等の耐震性を強化する。 また、緊急物資の集積及び住民の避難等のための広場等についても整備を図る。</p> <p>5 (略)</p>	

修正案	現行	備考
<p>第13節～第15節 (略)</p> <p>第16節 食料及び生活必需品等の確保</p> <p>1 基本方針 (略) このため、県及び市町は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件等も踏まえて、発災直後から被災者に対して円滑に食料及び生活物資の供給が行われるよう物資の備蓄・調達・輸送体制の整備を図る。なおこの際、<u>要配慮者</u>への配慮及び食料の質の確保に留意する。 (略)</p> <p>2 県、市町、県民等の役割分担</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 県及び市町は、物資の供給にあたり、小口・混載の支援物資を送ることは被災地方公共団体の負担になることなど、被災地支援に関する知識を整理するとともに、その知識の普及に努める。</p> <p>3 食料及び生活物資の確保 (略)</p> <p>(1) 県は、市町の備蓄を補完するため、非常食等の備蓄に努める。 なお、備蓄食料については、栄養や食事形態など<u>要配慮者</u>に配慮したものとなるよう留意する。 また、地震被害想定などを参考として、栄養や食事形態など<u>要配慮者</u>に配慮した、避難者に必要とされる食料等の調達を行うための具体的方法を検討し、災害発生時に迅速かつ適切に対処できるよう調達体制を整備するとともに、それらの供給確保に努める。 (略)</p>	<p>第13節～第15節 (略)</p> <p>第16節 食料及び生活必需品等の確保</p> <p>1 基本方針 (略) このため、県及び市町は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件等も踏まえて、発災直後から被災者に対して円滑に食料及び生活物資の供給が行われるよう物資の備蓄・調達・輸送体制の整備を図る。なおこの際、<u>要援護者</u>への配慮及び食料の質の確保に留意する。 (略)</p> <p>2 県、市町、県民等の役割分担</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 県及び市町は、物資の供給にあたり、小口・混載の支援物資を送ることは被災地方公共団体の負担になることなど、被災地支援に関する知識の普及に努める。</p> <p>3 食料及び生活物資の確保 (略)</p> <p>(1) 県は、市町の備蓄を補完するため、非常食等の備蓄に努める。 なお、備蓄食料については、栄養や食事形態など<u>要援護者</u>に配慮したものとなるよう留意する。 また、地震被害想定などを参考として、栄養や食事形態など<u>要援護者</u>に配慮した、避難者に必要とされる食料等の調達を行うための具体的方法を検討し、災害発生時に迅速かつ適切に対処できるよう調達体制を整備するとともに、それらの供給確保に努める。 (略)</p>	

修正案	現行	備考
<p>(2) 市町は、地震被害想定などを参考として、非常食の備蓄に努める。 また、備蓄を行うにあたって、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平常時のようには実施できないという認識に立って、初期の対応に十分な量の物資を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮するとともに、<u>要配慮者</u>向けの粉ミルクや柔らかい食品の備蓄、洋式仮設トイレなどの避難所生活に必要な物資が適時・適切に配備されるよう、<u>要配慮者</u>に対する備蓄物資を拡充する。</p> <p>さらに、非常食の備蓄を補完するとともに、栄養や食事形態など<u>要配慮者</u>に配慮した、避難者に必要とされる食料等の調達方法を具体的に検討し、関係業界等とあらかじめ協定を締結するなど、災害発生時に迅速かつ適切に対処できるようそれらの供給体制を整備する。</p> <p>4 物資の集積、配送地の整備 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 市町は、<u>避難所</u>の位置及び近隣市町等からの物資受け入れ輸送経路を考慮し、集配予定地（2次集積所）を定める。</p> <p>(3) (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>第17節 積雪・寒冷対策</p> <p>1 基本方針 積雪・寒冷期において津波が発生した場合、他の季節に発生する津波災害に比べて、<u>避難路、避難場所</u>等の確保等に支障を生じることが懸念される。このため、県、市町及び防災関係機関は、積雪・寒冷対策を推進することにより、積雪・寒冷期における津波災害の軽減に努める。</p> <p>2～3 (略)</p> <p>4 寒冷対策の推進</p> <p>(1) 積雪期における<u>避難路、避難場所</u>等の確保 県、市町及び防災関係機関は、流雪溝等融雪施設の整備を進めるとともに、<u>避難路、避難場所</u>等の確保に努める。</p> <p>(2) <u>避難所</u>対策 市町は、<u>避難所</u>における暖房等の需要の増大が予想されるため、電源を要しない暖房器具、燃料のほか、積雪期を想定した資機材（長靴、防寒具、スノーダンプ、スコップ、救出用スノポート等）の備蓄に努める。 (略)</p>	<p>(2) 市町は、地震被害想定などを参考として、非常食の備蓄に努める。 また、備蓄を行うにあたって、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平常時のようには実施できないという認識に立って、初期の対応に十分な量の物資を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は<u>避難場所</u>の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮するとともに、<u>災害時要援護者</u>向けの粉ミルクや柔らかい食品の備蓄、洋式仮設トイレなどの避難所生活に必要な物資が適時・適切に配備されるよう、<u>要援護者</u>に対する備蓄物資を拡充する。</p> <p>さらに、非常食の備蓄を補完するとともに、栄養や食事形態など<u>要援護者</u>に配慮した、避難者に必要とされる食料等の調達方法を具体的に検討し、関係業界等とあらかじめ協定を締結するなど、災害発生時に迅速かつ適切に対処できるようそれらの供給体制を整備する。</p> <p>4 物資の集積、配送地の整備 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 市町は、<u>避難場所</u>の位置及び近隣市町等からの物資受け入れ輸送経路を考慮し、集配予定地（2次集積所）を定める。</p> <p>(3) (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>第17節 積雪・寒冷対策</p> <p>1 基本方針 積雪・寒冷期において津波が発生した場合、他の季節に発生する津波災害に比べて、<u>避難場所、避難路</u>の確保等に支障を生じることが懸念される。このため、県、市町及び防災関係機関は、積雪・寒冷対策を推進することにより、積雪・寒冷期における津波災害の軽減に努める。</p> <p>2～3 (略)</p> <p>4 寒冷対策の推進</p> <p>(1) 積雪期における<u>避難場所、避難路</u>の確保 県、市町及び防災関係機関は、流雪溝等融雪施設の整備を進めるとともに、<u>避難所、避難路</u>の確保に努める。</p> <p>(2) <u>避難所</u>対策 市町は、<u>避難施設</u>における暖房等の需要の増大が予想されるため、電源を要しない暖房器具、燃料のほか、積雪期を想定した資機材（長靴、防寒具、スノーダンプ、スコップ、救出用スノポート等）の備蓄に努める。 (略)</p>	

修 正 案	現 行	備 考
<p>(3) (略)</p> <p>【津波災害に強い県土づくり】 (略)</p> <p>第18節 建築物等災害予防</p> <p>1 (略)</p> <p>2 防災上重要な公共建築物等の災害予防 (略) また、(2)に掲げる建築物等については、<u>要配慮者</u>にも配慮した構造・設備の確保を図る。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 災害時の緊急救護所、被災者の<u>避難所</u>等となる学校、社会福祉施設等の公共建築物等</p> <p>3 一般建築物の災害予防 県、市町及び施設管理者は、地下街、劇場等の興行場、駅その他の不特定多数の者が利用する施設等について、津波に対する安全性の確保に特に配慮する。また、津波災害特別警戒区域や災害危険区域において、<u>要配慮者</u>が利用する施設等の建築物の津波に対する安全性の確保を促進する。</p> <p>4～6 (略)</p>	<p>(3) (略)</p> <p>【津波災害に強い県土づくり】 (略)</p> <p>第18節 建築物等災害予防</p> <p>1 (略)</p> <p>2 防災上重要な公共建築物等の災害予防 (略) また、(2)に掲げる建築物等については、<u>災害時要援護者</u>にも配慮した構造・設備の確保を図る。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 災害時の緊急救護所、被災者の<u>避難施設</u>等となる学校、社会福祉施設等の公共建築物等</p> <p>3 一般建築物の災害予防 県、市町及び施設管理者は、地下街、劇場等の興行場、駅その他の不特定多数の者が利用する施設等について、津波に対する安全性の確保に特に配慮する。また、津波災害特別警戒区域や災害危険区域において、<u>災害時要援護者</u>が利用する施設等の建築物の津波に対する安全性の確保を促進する。</p> <p>4～6 (略)</p>	

修正案	現行	備考
<p>第19節 公共施設災害予防</p> <p>1 (略)</p> <p>2 道路施設整備対策 (略)</p> <p>このため、代替路を確保するための道路ネットワークの整備を図るとともに、道路施設が津波災害時において、救命活動や支援物資の輸送、復旧活動等が迅速かつ円滑に行えるよう、また通行止めの発生を防止したり、被災地への交通を早期に確保できるなど、避難路、消防活動用道路等としてその機能を発揮できるようにするため、緊急度の高い個所から順次防災工事等を実施し、津波災害への対応力の高い強靱な道路交通網を構築する。</p> <p>また、新たな道路、橋梁等を建設する場合は、耐震性に配慮した道路施設の建設を積極的に推進し、道路機能の確保を図る。</p> <p>さらに、道路空間が有効な緊急の避難場所と判断される場合は、各道路管理者と協議のうえ相互に協力し、避難場所としての整備を図るものとする。</p> <p>(1) 道路の整備 代替路を確保するための道路ネットワークの整備を図るとともに、地震・津波への対応力の強い強靱な道路交通網を構築するために必要な道路整備を計画的に進める。</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>(4) 信号機の整備 <u>道路交通機能の確保のため重要となる信号機への電源付加装置の整備等信号機滅灯対策を推進する。</u></p> <p>3～10 (略)</p> <p>11 一般廃棄物処理施設整備対策 市町等は、一般廃棄物処理施設の耐震化、耐浪化、不燃堅牢化等を図るよう努めるとともに、一般廃棄物処理施設の非常用自家発電設備等の整備や断水時における機器冷却水等の確保に努める。</p> <p>また、大規模災害時の電力供給や熱供給等への活用のため、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努める。</p> <p>第20節 (略)</p>	<p>第19節 公共施設災害予防</p> <p>1 (略)</p> <p>2 道路施設整備対策 (略)</p> <p>このため、道路施設が津波災害時において、救命活動や支援物資の輸送、復旧活動等が迅速かつ円滑に行えるよう、また通行止めの発生を防止したり、被災地への交通を早期に確保できるなど、避難路、消防活動用道路等としてその機能を発揮できるようにするため、緊急度の高い個所から順次防災工事等を実施し、津波災害への対応力の高い強靱な道路交通網を構築する。</p> <p>また、新たな道路、橋梁等を建設する場合は、耐震性に配慮した道路施設の建設を積極的に推進し、道路機能の確保を図る。</p> <p>さらに、道路空間が有効な緊急避難場所と判断される場合は、各道路管理者と協議のうえ相互に協力し、避難場所としての整備を図るものとする。</p> <p>(1) 道路の整備 地震・津波への対応力の強い強靱な道路交通網を構築するために必要な道路整備を計画的に進める。</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>3～10 (略)</p> <p>11 一般廃棄物処理施設整備対策 市町等は、一般廃棄物処理施設の耐震化、耐浪化、不燃堅牢化等を図るよう努めるとともに、一般廃棄物処理施設の非常用自家発電設備等の整備や断水時における機器冷却水等の確保に努める。</p> <p>第20節 (略)</p>	

第3章 津波災害応急対策計画

津波災害の発生に伴う災害応急対策を迅速に適時・的確に行うためには、災害対策に優先順位をつけてタイミングよく実施しなければならない。そのため、発災後の時間の経過に伴い変化する対応策を時系列に沿って、初動対策期（発災から1日程度）、緊急対策期（1週間程度まで）、応急対策期（1か月程度まで）の3期別に分類・整理する。

特に、発災当初の72時間は、救命・救急活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、可能な限り被害規模を早期に把握するとともに、正確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、人命救助及びこのための必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分する。

また、関係機関は、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分配慮するものとする。

津波災害応急対策の全体の流れを次に示す。

津波災害応急対策計画の全体イメージ

地域防災計画	時間経過	対策期別	対象項目	県民の対応
津波災害予防対策	発災	事前対応	・減災（避難体制の整備など） ・準備（編成、計画等）	・ハザードマップの理解 ・防災教育
津波災害応急対策		初動対策期 （救命中心）	・生命の安全確保 ・被災者の救急 ・災害情報の収集・連絡・対応 ・二次災害の防止 ・避難場所の開設 ・情報網の確保	3日 自主防災 備蓄食糧、 水の消費
	1日	緊急対策期 （救援と支援）	・避難場所等の再機能化 ・緊急支援活動の立ち上げ ・災害情報の継続と被災区画の開始 ・情報網の維持確保と流入交通量の調整	
	1週間	応急対策期 （応急被害復旧の開始、 こころのケア開始）	・緊急支援活動の安定継続 ・社会基盤復旧、ライフライン復旧 ・支援体制の強化 ・生活支援とボランティア受け入れ ・被災者の健康と入居 ・復旧計画の策定 ・心身外傷ストレス調整のケア開始	
津波災害復旧・復興対策	1か月	復旧対策期 （復興計画の策定）	・ガレキの処理 ・町づくり協議の形成 ・復興計画の策定	・都市、町づくりへの参加
	6か月	復興対策期 （人生・生活・住宅等 町並み再建、都市環境回復）	・都市機能の回復・強化 ・教育の整備、防災教育の日常化 ・生活再建及び復興経済 ・都市環境の回復、創出	

第3章 津波災害応急対策計画

津波災害の発生に伴う災害応急対策を迅速に適時・的確に行うためには、災害対策に優先順位をつけてタイミングよく実施しなければならない。そのため、発災後の時間の経過に伴い変化する対応策を時系列に沿って、初動対策期（発災から1日程度）、緊急対策期（1週間程度まで）、応急対策期（1か月程度まで）の3期別に分類・整理する。

特に、発災当初の72時間は、救命・救急活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのための必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分する。

津波災害応急対策の全体の流れを次に示す。

津波災害応急対策計画の全体イメージ

地域防災計画	時間経過	対策期別	対象項目	県民の対応
津波災害予防対策	発災	事前対応	・減災（避難体制の整備など） ・準備（編成、計画等）	・ハザードマップの理解 ・防災教育
津波災害応急対策		初動対策期 （救命中心）	・生命の安全確保 ・被災者の救急 ・災害情報の収集・連絡・対応 ・二次災害の防止 ・避難場所の開設 ・情報網の確保	3日 自主防災 備蓄食糧、 水の消費
	1日	緊急対策期 （救援と支援）	・避難場所の再機能化 ・緊急支援活動の立ち上げ ・災害情報の継続と被災区画の開始 ・情報網の維持確保と流入交通量の調整	
	1週間	応急対策期 （応急被害復旧の開始、 こころのケア開始）	・緊急支援活動の安定継続 ・社会基盤復旧、ライフライン復旧 ・支援体制の強化 ・生活支援とボランティア受け入れ ・被災者の健康と入居 ・復旧計画の策定 ・心身外傷ストレス調整のケア開始	
津波災害復旧・復興対策	1か月	復旧対策期 （復興計画の策定）	・ガレキの処理 ・町づくり協議の形成 ・復興計画の策定	・都市、町づくりへの参加
	6か月	復興対策期 （人生・生活・住宅等 町並み再建、都市環境回復）	・都市機能の回復・強化 ・教育の整備、防災教育の日常化 ・生活再建及び復興経済 ・都市環境の回復、創出	

修正案

津波災害応急対策の項目を優先順に次のとおり示す。

対策項目の時系列整理

時間経過	発災 1日	1週	1月
対応期別	初動対策期	緊急対策期	応急対策期
第1節	初動体制の確立		
第2節	津波警報・津波警報・注意報の発表		
第3節	災害情報の収集・伝達	災害情報の収集・伝達	
第4節	通信手段の確保		
第5節	消防防災ヘリコプターの活用	消防防災ヘリコプターの活用	
第6節	災害広報	災害広報	災害広報
第7節	消防活動		
第8節	自衛隊の災害派遣要請	自衛隊の災害派遣の継続	
第9節	避難誘導	避難誘導	
第10節	要配慮者の安全確保	要配慮者の安全確保	
第11節	災害医療の開始	災害医療の継続と救急医療の開始	
第12節	健康管理活動	健康管理活動	健康管理活動
第13節	救出・救助活動		
第14節	水防活動		
第15節	災害救助法の適用		
第16節	災害警備及び交通規制	災害警備及び交通規制	
第17節	行方不明者の捜索、遺体の収容	行方不明者の捜索、遺体の収容・埋葬	
第18節	危険物の応急措置	危険物の応急復旧	危険物の応急復旧
第19節	ライフライン施設の応急措置	ライフライン施設の応急復旧	
第20節	公共土木施設等の応急措置	公共土木施設等の応急復旧	
第21節	給水活動の準備	給水活動の実施	
第22節	食糧供給の準備	食糧の供給	
第23節	生活必需品等の供給準備	生活必需品等の供給	
第24節		障害物の除去	
第25節		輸送手段の確保	
第26節		こころのケア活動	こころのケア活動
第27節		防疫、保健衛生活動	
第28節		ボランティア活動の支援	
第29節		し尿、生活ごみ、がれき及び廃棄物の処理	し尿、生活ごみ、がれき及び廃棄物の処理
第30節		住宅の応急対策	応急仮設住宅の建設
第31節		文教対策	
第32節		応急金融対策	応急金融対策の継続

現行

津波災害応急対策の項目を優先順に次のとおり示す。

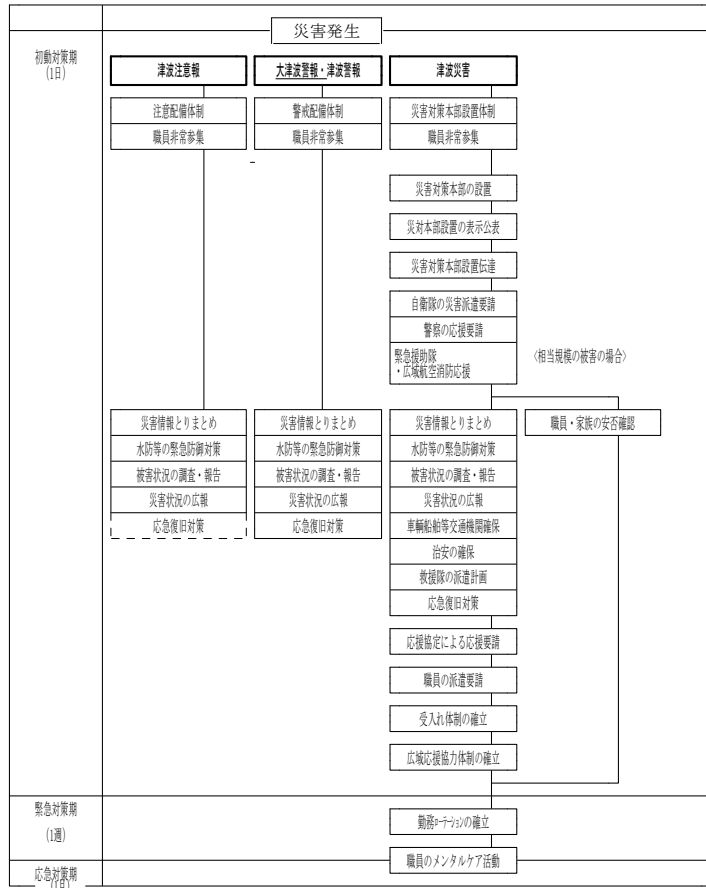
対策項目の時系列整理

時間経過	発災 1日	1週	1月
対応期別	初動対策期	緊急対策期	応急対策期
第1節	初動体制の確立		
第2節	津波警報・注意報の発表		
第3節	災害情報の収集・伝達	災害情報の収集・伝達	
第4節	通信手段の確保		
第5節	消防防災ヘリコプターの活用	消防防災ヘリコプターの活用	
第6節	災害広報	災害広報	災害広報
第7節	消防活動		
第8節	自衛隊の災害派遣要請	自衛隊の災害派遣の継続	
第9節	避難誘導	避難誘導	
第10節	災害時要援護者の安全確保	災害時要援護者の安全確保	
第11節	災害医療の開始	災害医療の継続と救急医療の開始	
第12節	健康管理活動	健康管理活動	健康管理活動
第13節	救出・救助活動		
第14節	水防活動		
第15節	災害救助法の適用		
第16節	災害警備及び交通規制	災害警備及び交通規制	
第17節	行方不明者の捜索、遺体の収容	行方不明者の捜索、遺体の収容・埋葬	
第18節	危険物の応急措置	危険物の応急復旧	危険物の応急復旧
第19節	ライフライン施設の応急措置	ライフライン施設の応急復旧	
第20節	公共土木施設等の応急措置	公共土木施設等の応急復旧	
第21節	給水活動の準備	給水活動の実施	
第22節	食糧供給の準備	食糧の供給	
第23節	生活必需品等の供給準備	生活必需品等の供給	
第24節		障害物の除去	
第25節		輸送手段の確保	
第26節		こころのケア活動	こころのケア活動
第27節		防疫、保健衛生活動	
第28節		ボランティア活動の支援	
第29節		し尿、生活ごみ、がれき及び廃棄物の処理	し尿、生活ごみ、がれき及び廃棄物の処理
第30節		住宅の応急対策	応急仮設住宅の建設
第31節		文教対策	
第32節		応急金融対策	応急金融対策の継続

修正案

第1節 初動体制の確立

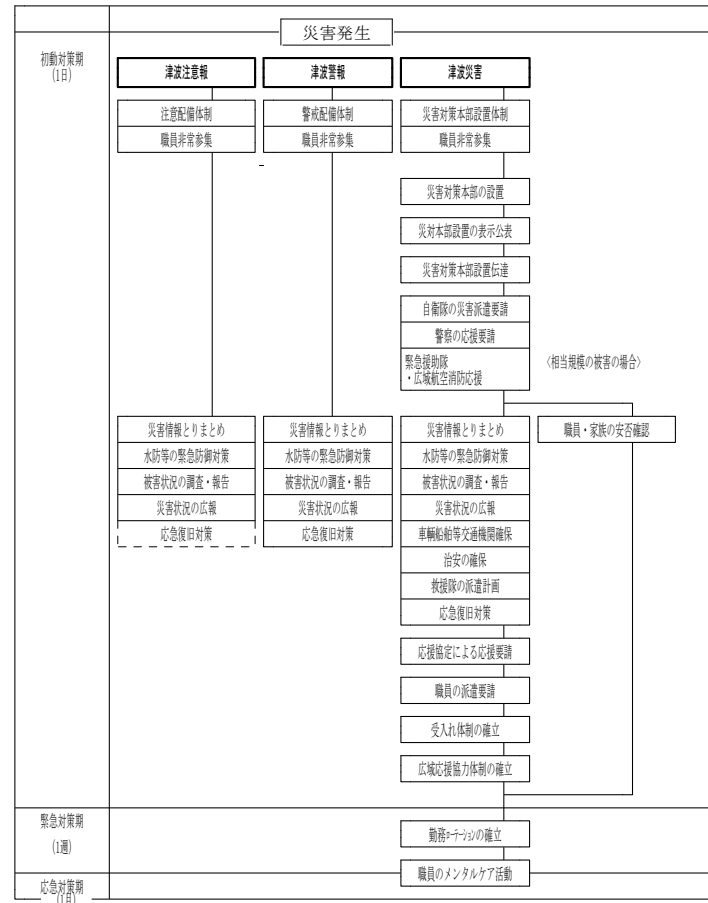
初動体制の確立のフロー



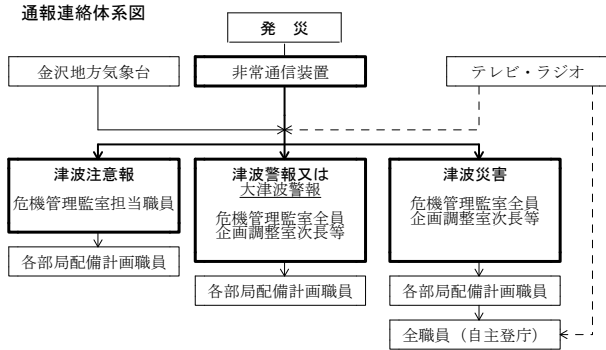
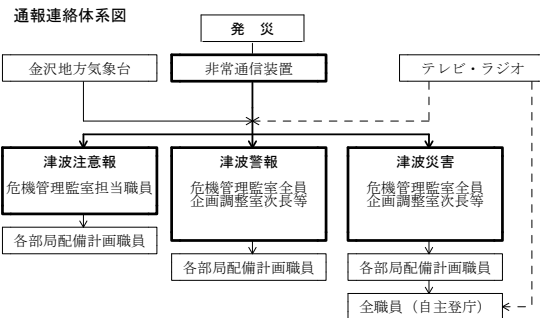
現 行

第1節 初動体制の確立

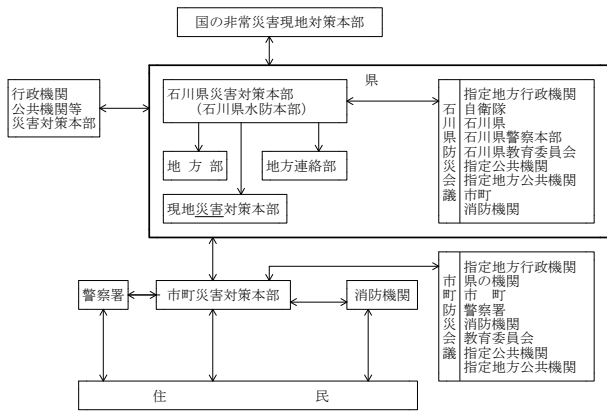
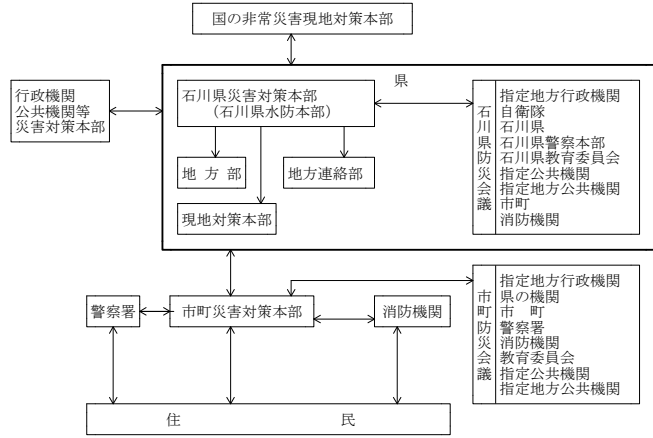
初動体制の確立のフロー



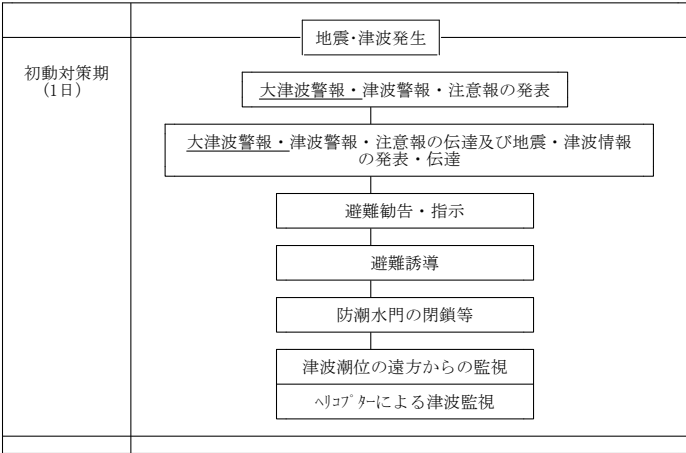
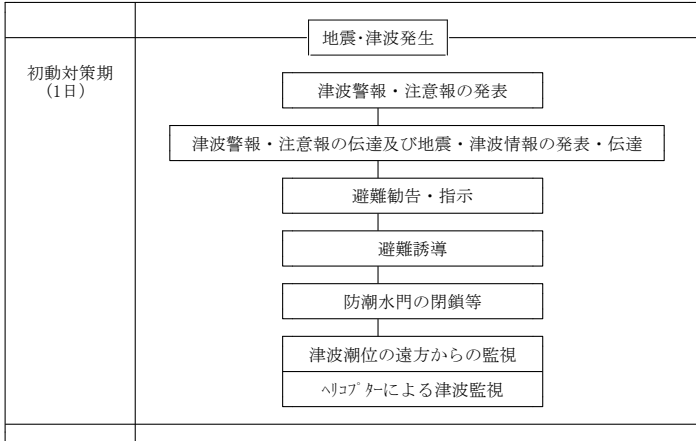
備 考

修正案	現行	備考																								
<p>1 (略)</p> <p>2 災害対策本部等に係る配備体制及びその基準等</p> <p>(略)</p> <p>配備体制及びその基準等</p> <table border="1" data-bbox="129 475 855 842"> <thead> <tr> <th>配備体制</th> <th>基準</th> <th>動員対象職員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害対策本部設置前 注意配備体制 情報収集、連絡活動を円滑に行える体制</td> <td>・県下に津波注意報が発表されたとき</td> <td>・危機管理監室担当職員 ・各部局の配備計画による職員</td> </tr> <tr> <td>警戒配備体制 災害対策本部の設置に備える体制</td> <td>・県下に津波警報又は大津波警報が発表されたとき</td> <td>・危機管理監室全職員 ・災害対策本部連絡員(企画調整室次長等) ・各部局の配備計画による職員</td> </tr> <tr> <td>災害対策本部位制</td> <td>・県下に津波災害が発生し又は津波災害の発生するおそれがあるとき ・県下に災害救助法(昭和22年法律第118号)による救助を適用する災害が発生し、災害対策本部を設置してその対策を要すると知事が認めたとき ・県下に津波災害が発生し、その規模及び範囲等から、災害対策本部を設置してその対策を要すると知事が認めたとき</td> <td>・全職員(自主登庁)</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 通報連絡体制及び県職員の動員</p> <p>(1) 通報連絡体制</p> <p>ア (略)</p>  <p>(注) 及び \longrightarrow は、非常通報装置による連絡範囲</p>	配備体制	基準	動員対象職員	災害対策本部設置前 注意配備体制 情報収集、連絡活動を円滑に行える体制	・県下に津波注意報が発表されたとき	・危機管理監室担当職員 ・各部局の配備計画による職員	警戒配備体制 災害対策本部の設置に備える体制	・県下に津波警報又は大津波警報が発表されたとき	・危機管理監室全職員 ・災害対策本部連絡員(企画調整室次長等) ・各部局の配備計画による職員	災害対策本部位制	・県下に津波災害が発生し又は津波災害の発生するおそれがあるとき ・県下に災害救助法(昭和22年法律第118号)による救助を適用する災害が発生し、災害対策本部を設置してその対策を要すると知事が認めたとき ・県下に津波災害が発生し、その規模及び範囲等から、災害対策本部を設置してその対策を要すると知事が認めたとき	・全職員(自主登庁)	<p>1 (略)</p> <p>2 災害対策本部等に係る配備体制及びその基準等</p> <p>(略)</p> <p>配備体制及びその基準等</p> <table border="1" data-bbox="1146 475 1895 842"> <thead> <tr> <th>配備体制</th> <th>基準</th> <th>動員対象職員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害対策本部設置前 注意配備体制 情報収集、連絡活動を円滑に行える体制</td> <td>・県下に津波注意報が発表されたとき</td> <td>・危機管理監室担当職員 ・各部局の配備計画による職員</td> </tr> <tr> <td>警戒配備体制 災害対策本部の設置に備える体制</td> <td>・県下に津波警報が発表されたとき</td> <td>・危機管理監室全職員 ・災害対策本部連絡員(企画調整室次長等) ・各部局の配備計画による職員</td> </tr> <tr> <td>災害対策本部位制</td> <td>・県下に津波災害が発生し又は津波災害の発生するおそれがあるとき ・県下に災害救助法(昭和22年法律第118号)による救助を適用する災害が発生し、災害対策本部を設置してその対策を要すると知事が認めたとき ・県下に津波災害が発生し、その規模及び範囲等から、災害対策本部を設置してその対策を要すると知事が認めたとき</td> <td>・全職員(自主登庁)</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 通報連絡体制及び県職員の動員</p> <p>(1) 通報連絡体制</p> <p>ア (略)</p>  <p>(注) 及び \longrightarrow は、非常通報装置による連絡範囲</p>	配備体制	基準	動員対象職員	災害対策本部設置前 注意配備体制 情報収集、連絡活動を円滑に行える体制	・県下に津波注意報が発表されたとき	・危機管理監室担当職員 ・各部局の配備計画による職員	警戒配備体制 災害対策本部の設置に備える体制	・県下に津波警報が発表されたとき	・危機管理監室全職員 ・災害対策本部連絡員(企画調整室次長等) ・各部局の配備計画による職員	災害対策本部位制	・県下に津波災害が発生し又は津波災害の発生するおそれがあるとき ・県下に災害救助法(昭和22年法律第118号)による救助を適用する災害が発生し、災害対策本部を設置してその対策を要すると知事が認めたとき ・県下に津波災害が発生し、その規模及び範囲等から、災害対策本部を設置してその対策を要すると知事が認めたとき	・全職員(自主登庁)	
配備体制	基準	動員対象職員																								
災害対策本部設置前 注意配備体制 情報収集、連絡活動を円滑に行える体制	・県下に津波注意報が発表されたとき	・危機管理監室担当職員 ・各部局の配備計画による職員																								
警戒配備体制 災害対策本部の設置に備える体制	・県下に津波警報又は大津波警報が発表されたとき	・危機管理監室全職員 ・災害対策本部連絡員(企画調整室次長等) ・各部局の配備計画による職員																								
災害対策本部位制	・県下に津波災害が発生し又は津波災害の発生するおそれがあるとき ・県下に災害救助法(昭和22年法律第118号)による救助を適用する災害が発生し、災害対策本部を設置してその対策を要すると知事が認めたとき ・県下に津波災害が発生し、その規模及び範囲等から、災害対策本部を設置してその対策を要すると知事が認めたとき	・全職員(自主登庁)																								
配備体制	基準	動員対象職員																								
災害対策本部設置前 注意配備体制 情報収集、連絡活動を円滑に行える体制	・県下に津波注意報が発表されたとき	・危機管理監室担当職員 ・各部局の配備計画による職員																								
警戒配備体制 災害対策本部の設置に備える体制	・県下に津波警報が発表されたとき	・危機管理監室全職員 ・災害対策本部連絡員(企画調整室次長等) ・各部局の配備計画による職員																								
災害対策本部位制	・県下に津波災害が発生し又は津波災害の発生するおそれがあるとき ・県下に災害救助法(昭和22年法律第118号)による救助を適用する災害が発生し、災害対策本部を設置してその対策を要すると知事が認めたとき ・県下に津波災害が発生し、その規模及び範囲等から、災害対策本部を設置してその対策を要すると知事が認めたとき	・全職員(自主登庁)																								

修正案	現行	備考
<p>(2)～(3) (略)</p> <p>4 災害対策本部</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 災害対策本部の所掌事務 (略)</p> <p>県本部の所掌事務</p> <div data-bbox="185 603 781 971" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害情報の取りまとめに関する事。 ○ 災害による被害状況の調査及び災害報告の取りまとめに関する事。 ○ 災害時における通信の確保に関する事。 ○ 災害状況の県内外に対する広報に関する事。 ○ 被災地に対する救援隊の派遣計画に関する事。 ○ 災害時における医療救護・健康管理活動等に関する事。 ○ 国や他県等からの支援を受けるための受援計画に関する事。 ○ 水防その他災害の緊急防衛対策に関する事。 ○ 災害時における緊急輸送道路の確保状況の広報に関する事。 ○ 災害時における車輛、船舶等交通手段の確保に関する事。 ○ 災害時における治安の確保に関する事。 ○ 災害の応急復旧対策に関する事。 ○ その他災害対策に関して、知事が特に必要と認めた事項。 </div> <p>5～7 (略)</p>	<p>(2)～(3) (略)</p> <p>4 災害対策本部</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 災害対策本部の所掌事務 (略)</p> <p>県本部の所掌事務</p> <div data-bbox="1135 595 1742 971" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害情報の取りまとめに関する事。 ○ 災害による被害状況の調査及び災害報告の取りまとめに関する事。 ○ 災害時における通信の確保に関する事。 ○ 災害状況の県内外に対する広報に関する事。 ○ 被災地に対する救援隊の派遣計画に関する事。 ○ 災害時における医療救護・健康管理活動等に関する事。 ○ 国や他県等からの支援を受けるための受援計画に関する事。 ○ 水防その他災害の緊急防ぎ上対策に関する事。 ○ 災害時における緊急輸送道路の確保状況の広報に関する事。 ○ 災害時における車輛、船舶等交通手段の確保に関する事。 ○ 災害時における治安の確保に関する事。 ○ 災害の応急復旧対策に関する事。 ○ その他災害対策に関して、知事が特に必要と認めた事項。 </div> <p>5～7 (略)</p>	

修正案	現行	備考
<p>8 災害応急対策の総合調整 (1) 総合調整 ア～ウ (略) エ 総合調整の系統</p>  <p>9 受援体制の確立 (略) (1) 知事の応援要請 ア 指定行政機関等に対する応援要請 県内における災害応急活動を的確かつ円滑に実施するために必要があると認めるとき、知事は、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関等に対して、次の事項を明らかにし、応急措置の実施を要請する。 <u>上記の応援を求められ、又は災害応急対策の実施を要請された指定行政機関又は関係指定地方行政機関は、正当な理由がない限り、応援又は災害応急対策を行う。</u> (ア)～(オ) (略) イ (略)</p>	<p>8 災害応急対策の総合調整 (1) 総合調整 ア～ウ (略) エ 総合調整の系統</p>  <p>9 受援体制の確立 (略) (1) 知事の応援要請 ア 指定行政機関等に対する応援要請 県内における災害応急活動を的確かつ円滑に実施するために必要があると認めるとき、知事は、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関等に対して、次の事項を明らかにし、応急措置の実施を要請する。 (ア)～(オ) (略) イ (略)</p>	

修正案	現行	備考														
<p>ウ 市町に対する応援 (ア)～(ウ) (略) (イ) 知事は、県内に災害が発生した場合において、被災により市町がその全部又は大部分の事務を行うことが不可能になった場合には、<u>応急措置を実施するため市町に与えられた権限のうち、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる権限、他人の土地等を一時使用し、又は土石等を使用し、若しくは収用する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限並びに現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限により実施すべき応急措置の全部又は一部を、当該市町に代わって行う。</u></p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>(6) 各種団体に対する応援要請 (略)</p> <p>ア～シ (略)</p> <p>ス <u>災害時等における海上緊急輸送業務に関する協定</u> (本章第25節「輸送手段の確保」参照)</p> <table border="1" data-bbox="159 1054 869 1182"> <thead> <tr> <th colspan="2">協定者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">石川県</td> <td>石川県漁業協同組合</td> <td>H25.9.19</td> <td>076-234-8815</td> <td>076-265-5204</td> </tr> <tr> <td>北陸信越旅客船協会</td> <td>H25.9.19</td> <td>025-245-3455</td> <td>025-247-0453</td> </tr> </tbody> </table> <p>セ～チ (略)</p> <p>(7)～(8) (略)</p> <p>10～11 (略)</p>	協定者		協定締結日	TEL	FAX	石川県	石川県漁業協同組合	H25.9.19	076-234-8815	076-265-5204	北陸信越旅客船協会	H25.9.19	025-245-3455	025-247-0453	<p>ウ 市町に対する応援 (ア)～(ウ) (略)</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>(6) 各種団体に対する応援要請 (略)</p> <p>ア～シ (略)</p> <p>ス～タ (略)</p> <p>(7)～(8) (略)</p> <p>10～11 (略)</p>	
協定者		協定締結日	TEL	FAX												
石川県	石川県漁業協同組合	H25.9.19	076-234-8815	076-265-5204												
	北陸信越旅客船協会	H25.9.19	025-245-3455	025-247-0453												

修正案	現行	備考
<p>第2節 <u>大津波警報・津波警報・注意報の発表</u></p> <p>大津波警報・津波警報・注意報の発表のフロー</p>  <p>1 基本方針 <u>大津波警報・津波警報・注意報の発表時</u>又は津波災害の発生時には、津波被害の軽減、拡大防止を図るため、津波情報及び津波警報・注意報等を各機関の有機的連携のもとに迅速かつ的確に収集し、伝達する。また、その他の災害応急対策を速やかに確立し、迅速に職員の動員を行う。</p>	<p>第2節 津波警報・注意報の発表</p> <p>津波警報・注意報の発表のフロー</p>  <p>1 基本方針 津波警報・注意報の発表時又は津波災害の発生時には、津波被害の軽減、拡大防止を図るため、津波情報及び津波警報・注意報等を各機関の有機的連携のもとに迅速かつ的確に収集し、伝達する。また、その他の災害応急対策を速やかに確立し、迅速に職員の動員を行う。</p>	

修 正 案	現 行	備 考
-------	-----	-----

2 警報・注意報等の種類、発表基準等

(略)

(1) 津波警報等の種類、発表基準等

ア 大津波警報、津波警報、津波注意報の発表等

気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を即時に推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、津波による災害の発生が予想され場合には、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報または津波注意報（以下これらを「津波警報等」という）を発表する。

なお、大津波警報については、津波特別警報に位置づけられる。

津波警報等の種類と発表される津波の高さ等

津波警報等の種類	発表基準	津波の高さ予想の区分	発表される津波の高さ		津波警報等を見聞きした場合にとるべき行動
			数値での発表	定性的表現での発表	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m<高さ	10m超	巨大	陸域に津波が浸水するおそれがあるため、沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。
		5m<高さ≤10m	10m		
		3m<高さ≤5m	5m		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	1m<高さ≤3m	3m	高い	警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	0.2m≤高さ≤1m	1m	(表記なし)	陸域では避難の必要はない。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。

注)「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点で津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

2 警報・注意報等の種類、発表基準等

(略)

(1) 津波警報等の種類、発表基準等

ア 大津波警報、津波警報、津波注意報の発表等

気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を即時に推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、津波による災害の発生が予想され場合には、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報または津波注意報（以下これらを「津波警報等」という）を発表する。

津波警報等の種類と発表される津波の高さ等

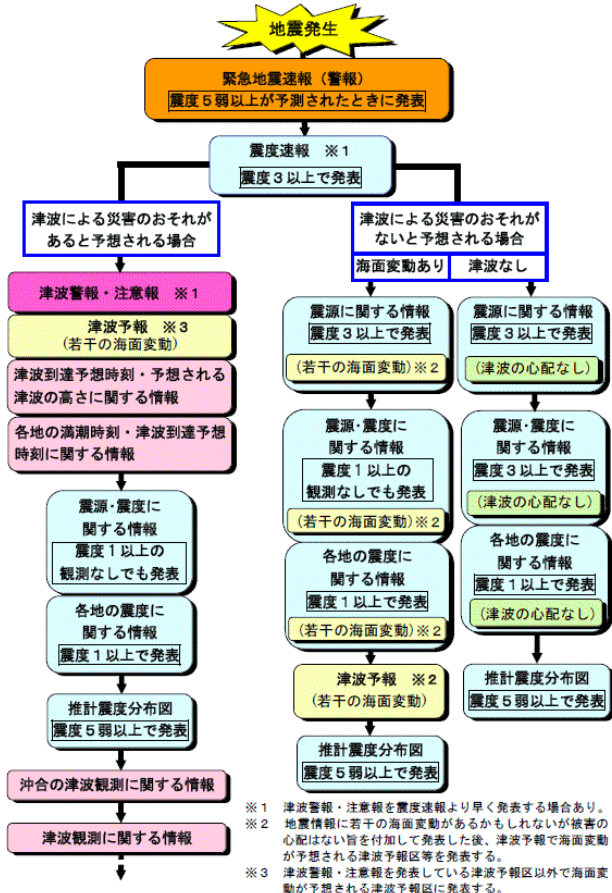
津波警報等の種類	発表基準	津波の高さ予想の区分	発表される津波の高さ		津波警報等を見聞きした場合にとるべき行動
			数値での発表	定性的表現での発表	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m<高さ	10m超	巨大	陸域に津波が及び浸水するおそれがあるため、沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。
		5m<高さ≤10m	10m		
		3m<高さ≤5m	5m		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	1m<高さ≤3m	3m	高い	警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合	0.2m≤高さ≤1m	1m	(表記なし)	陸域では避難の必要はない。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。

注)「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点で津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

イ (略)
 (2)～(3) (略)

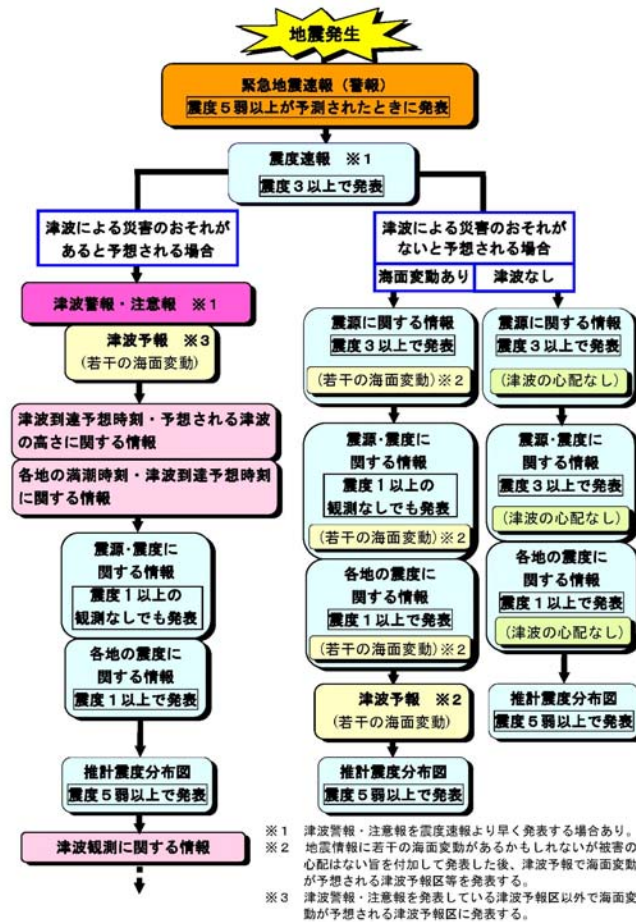
3 地震及び津波警報等発表の流れ

地震及び津波に関する情報



イ (略)
 (2)～(3) (略)

3 地震及び津波警報等発表の流れ



修正案	現行	備考												
<p>4 津波に関する予報の伝達</p> <p>(1) 津波予報区 ア (略) イ 石川県における予報区</p> <table border="1" data-bbox="168 480 613 587"> <thead> <tr> <th>津波予報区の名称</th> <th>区 域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石 川 県 能 登</td> <td>石川県かほく市以南を除く</td> </tr> <tr> <td>石 川 県 加 賀</td> <td>石川県かほく市以南に限る</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 石川県能登：輪島市、珠洲市、七尾市、羽咋市、鳳珠郡、鹿島郡、羽咋郡 石川県加賀：金沢市、小松市、白山市、加賀市、かほく市、能美市、野々市市、河北郡、能美郡</p> <p>(2) 津波警報等の伝達</p> <p>ア (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ 市町、その他の防災関係機関 市町は、津波警報等を迅速かつ正確に住民、釣り人、海水浴客などの観光客、走行中の車両、運行中の列車、船舶等に伝達する。 また、伝達にあたっては、防災行政無線、全国瞬時警報システム（J-A L E R T）、テレビ、ラジオ（コミュニティFMを含む。）、衛星携帯電話、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等のあらゆる手段の活用を図ることとし、市町地域防災計画に定めておく。 なお、市町は、大津波警報の伝達を受けた場合は、これを直ちに住民等に伝達する。 その他の防災関係機関は、気象警報等の伝達体制に準じて、情報伝達を行う。</p> <p>エ (略)</p>	津波予報区の名称	区 域	石 川 県 能 登	石川県かほく市以南を除く	石 川 県 加 賀	石川県かほく市以南に限る	<p>4 津波に関する予報の伝達</p> <p>(1) 津波予報区 ア (略) イ 石川県における予報区</p> <table border="1" data-bbox="1104 472 1525 576"> <thead> <tr> <th>津波予報区の名称</th> <th>区 域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石 川 県 能 登</td> <td>石川県かほく市以南を除く</td> </tr> <tr> <td>石 川 県 加 賀</td> <td>石川県かほく市以南に限る</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 石川県能登：輪島市、珠洲市、七尾市、羽咋市、鳳珠郡、鹿島郡、羽咋郡 石川県加賀：金沢市、白山市、加賀市、かほく市、能美市、野々市市、河北郡、能美郡</p> <p>(2) 津波警報等の伝達</p> <p>ア (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ 市町、その他の防災関係機関 市町は、津波警報等を迅速かつ正確に住民、釣り人、海水浴客などの観光客、走行中の車両、運行中の列車、船舶等に伝達する。 また、伝達にあたっては、防災行政無線、全国瞬時警報システム（J-A L E R T）、テレビ、ラジオ（コミュニティFMを含む。）、衛星携帯電話、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等のあらゆる手段の活用を図ることとし、市町地域防災計画に定めておく。</p> <p>その他の防災関係機関は、気象警報等の伝達体制に準じて、情報伝達を行う。</p> <p>エ (略)</p>	津波予報区の名称	区 域	石 川 県 能 登	石川県かほく市以南を除く	石 川 県 加 賀	石川県かほく市以南に限る	
津波予報区の名称	区 域													
石 川 県 能 登	石川県かほく市以南を除く													
石 川 県 加 賀	石川県かほく市以南に限る													
津波予報区の名称	区 域													
石 川 県 能 登	石川県かほく市以南を除く													
石 川 県 加 賀	石川県かほく市以南に限る													

修正案	現行	備考
<p>5 津波災害発生直前の対策</p> <p>(1) 安全な避難誘導</p> <p>市町は、大津波警報・津波警報・避難勧告等を住民に周知し、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、状況に応じたその伝達内容等についてあらかじめ定めておく。</p> <p>また、市町は、大津波警報・津波警報・注意報が発表された場合又は津波による浸水が発生すると判断した場合は、速やかに的確な避難勧告・指示を行い、安全かつ効率的な避難誘導を行う。その際、対象者にもれなく実施し、要配慮者にも配慮したわかりやすい伝達に心がける。</p> <p>さらに、強い揺れを伴わないいわゆる津波地震や遠地地震に関しては、住民の避難意識がない状態で突然津波が押し寄せることのないよう、津波警報等や避難指示等の発表・発令・伝達体制を整える。</p> <p>なお、発令基準の策定・見直しに当たっては、災害の危険度を表す情報等の活用について、それらの情報を取り扱う県や金沢地方気象台等との連携に努める。</p> <div data-bbox="190 742 672 1109" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><一般></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 強い地震（震度4程度以上）を感じたとき、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、迷うことなく迅速かつ自主的に、直ちに浜から離れ、急いで高台等のできるだけ高い安全な場所に避難する。 ○ 地震による揺れを感じにくい場合でも、大津波警報を見聞きしたら速やかに避難する。また、標高の低い場所や沿岸部にいる場合など、自らの置かれた状況によっては、津波警報でも避難する必要があることや、海岸保全施設等よりも海側にいる人は、津波注意報でも避難する必要があることに留意する。 ○ 地震を感じなくても、大津波警報・津波警報が発表されたときは、直ちに浜から離れ、急いで 高台などのできるだけ高い安全な場所に避難する。 ○ 避難にあたっては、徒歩によることを原則とする。 ○ 自ら率先して避難行動を取ることが他の地域住民の避難を促すことを理解して迅速に避難する。また、声掛けをして、避難を促すように努める。 ○ 津波注意報でも、海水浴や磯釣りは、危険なで行わない。 ○ 正しい情報をラジオ、テレビ、広報車などを通じて入手する。 ○ 津波は第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること、第二波、第三波等の後続波の方が大きくなる可能性、数時間から場合によっては一日以上にわたり津波が継続する可能性があることを理解するとともに、強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震の発生の可能性などにも留意し、警報、注意報解除まで気をゆるめない。 ○ 地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること、特に地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること、浸水想定区域外でも浸水する可能性があること、避難場所の孤立や避難場所自体の被災も有り得ることなど、津波に関する想定・予測の不確実性を理解する。 </div> <div data-bbox="190 1173 672 1428" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><船舶></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 強い地震（震度4程度以上）を感じたとき、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに陸上の避難場所に避難することを原則とし、すでに海上にいる船舶のみ港外（注1）退避を行うものとする。 ○ 地震を感じなくても、大津波警報・津波警報又は注意報が発表されたときは、直ちに陸上の避難 場所に避難することを原則とする。 ○ 正しい情報をラジオ、テレビ、無線等を通じて入手する。 ○ 津波は第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること、第二波、第三波等の後続波の方が大きくなる可能性、数時間から場合によっては一日以上にわたり津波が継続する可能性があることを理解するとともに、強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震の発生の可能性などにも留意し、警報、注意報解除まで気をゆるめない。 ○ 地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること、特に地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること、浸水想定区域外でも浸水する可能性があること、避難場所の孤立や避難場所自体の被災も有り得ることなど、津波に関する想定・予測の不確実性を理解する。 </div> <p>注1 港外：水深の深い、広い海域</p>	<p>5 津波災害発生直前の対策</p> <p>(1) 安全な避難誘導</p> <p>市町は、津波警報・避難勧告等を住民に周知し、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、状況に応じたその伝達内容等についてあらかじめ定めておく。</p> <p>また、市町は、津波警報・注意報が発表された場合又は津波 による浸水が発生すると判断した場合は、速やかに的確な避難勧告・指示を行い、安全かつ効率的な避難誘導を行う。その際、対象者にもれなく実施し、災害時要援護者にも配慮したわかりやすい伝達に心がける。</p> <p>さらに、強い揺れを伴わないいわゆる津波地震や遠地地震に関しては、住民の避難意識がない状態で突然津波が押し寄せることのないよう、津波警報等や避難指示等の発表・発令・伝達体制を整える。</p> <p>なお、発令基準の策定・見直しに当たっては、災害の危険度を表す情報等の活用について、それらの情報を取り扱う県や金沢地方気象台等との連携に努める。</p> <div data-bbox="1164 742 1646 1109" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><一般></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 強い地震（震度4程度以上）を感じたとき、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、迷うことなく迅速かつ自主的に、直ちに浜から離れ、急いで高台等のできるだけ高い安全な場所に避難する。 ○ 地震による揺れを感じにくい場合でも、大津波警報を見聞きしたら速やかに避難する。また、標高の低い場所や沿岸部にいる場合など、自らの置かれた状況によっては、津波警報でも避難する必要があることや、海岸保全施設等よりも海側にいる人は、津波注意報でも避難する必要があることに留意する。 ○ 地震を感じなくても、津波警報が発表されたときは、直ちに浜から離れ、急いで高台などのできるだけ高い安全な場所に避難する。 ○ 避難にあたっては、徒歩によることを原則とする。 ○ 自ら率先して避難行動を取ることが他の地域住民の避難を促すことを理解して迅速に避難する。また、声掛けをして、避難を促すように努める。 ○ 津波注意報でも、海水浴や磯釣りは、危険なで行わない。 ○ 正しい情報をラジオ、テレビ、広報車などを通じて入手する。 ○ 津波は第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること、第二波、第三波等の後続波の方が大きくなる可能性、数時間から場合によっては一日以上にわたり津波が継続する可能性があることを理解するとともに、強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震の発生の可能性などにも留意し、警報、注意報解除まで気をゆるめない。 ○ 地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること、特に地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること、浸水想定区域外でも浸水する可能性があること、避難場所の孤立や避難場所自体の被災も有り得ることなど、津波に関する想定・予測の不確実性を理解する。 </div> <div data-bbox="1164 1173 1646 1452" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><船舶></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 強い地震（震度4程度以上）を感じたとき、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに陸上の避難場所に避難することを原則とし、すでに海上にいる船舶のみ港外（注1）退避を行うものとする。 ○ 地震を感じなくても、津波警報又は注意報が発表されたときは、直ちに陸上の避難場所に避難することを原則とする。 ○ 正しい情報をラジオ、テレビ、無線等を通じて入手する。 ○ 津波は第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること、第二波、第三波等の後続波の方が大きくなる可能性、数時間から場合によっては一日以上にわたり津波が継続する可能性があることを理解するとともに、強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震の発生の可能性などにも留意し、警報、注意報解除まで気をゆるめない。 ○ 地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること、特に地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること、浸水想定区域外でも浸水する可能性があること、避難場所の孤立や避難場所自体の被災も有り得ることなど、津波に関する想定・予測の不確実性を理解する。 </div> <p>注1 港外：水深の深い、広い海域</p>	

修正案	現行	備考																								
<p>(2) 緊急対策 県及び市町は、消防職団員、水防団員、警察官、市町職員など避難誘導や防災対応に当たる者の安全が確保されることを前提とし、予想される津波到達時間も考慮した上で、水防団等を出動させ、防潮水門・陸閘を閉鎖するほか、住民等の海浜からの避難や、<u>避難行動要支援者の避難支援等の緊急対策</u>を行う。</p> <p>(3) (略)</p> <p>6 水防法に定める水防警報</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 種類及び発表基準 警報の種類及び警報を発表するときの具体的な基準は、次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="152 730 860 1034"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>発表基準</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>待機・準備</td> <td>津波警報が発表される等必要と認めるとき。</td> <td>水防団員の安全を確保した上で待機・準備する必要がある旨を警告するもの。</td> </tr> <tr> <td>出動</td> <td>津波警報が解除される等、水防作業が安全に行える状態で、かつ必要と認めるとき。</td> <td>水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。</td> </tr> <tr> <td>解除</td> <td>巡視等により被害が確認されなかったとき、または応急復旧等が終了したとき等、水防作業を必要とする河川海岸状況が解消したと認めるとき。</td> <td>水防活動の必要が解消した旨を通告するもの。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(以下略)</p>	種類	発表基準	内容	待機・準備	津波警報が発表される等必要と認めるとき。	水防団員の安全を確保した上で待機・準備する必要がある旨を警告するもの。	出動	津波警報が解除される等、水防作業が安全に行える状態で、かつ必要と認めるとき。	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	解除	巡視等により被害が確認されなかったとき、または応急復旧等が終了したとき等、水防作業を必要とする河川海岸状況が解消したと認めるとき。	水防活動の必要が解消した旨を通告するもの。	<p>(2) 緊急対策 県及び市町は、消防職団員、水防団員、警察官、市町職員など避難誘導や防災対応に当たる者の安全が確保されることを前提とし、予想される津波到達時間も考慮した上で、水防団等を出動させ、防潮水門・陸閘を閉鎖するほか、住民等の海浜からの避難や、<u>災害時要援護者の避難支援等の緊急対策</u>を行う。</p> <p>(3) (略)</p> <p>6 水防法に定める水防警報</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 種類及び発表基準 警報の種類及び警報を発表するときの具体的な基準は、次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="1104 726 1821 1034"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>発表基準</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>待機</td> <td>津波警報が発表される等必要と認めるとき。</td> <td>水防団員の安全を確保した上で待機する必要がある旨を警告するもの。</td> </tr> <tr> <td>出動</td> <td>津波警報が解除される等、水防作業が安全に行える状態で、かつ必要と認めるとき。</td> <td>水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。</td> </tr> <tr> <td>解除</td> <td>巡視等により被害が確認されなかったとき、または応急復旧等が終了したとき等、水防作業を必要とする河川海岸状況が解消したと認めるとき。</td> <td>水防活動の必要が解消した旨を通告するもの。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(以下略)</p>	種類	発表基準	内容	待機	津波警報が発表される等必要と認めるとき。	水防団員の安全を確保した上で待機する必要がある旨を警告するもの。	出動	津波警報が解除される等、水防作業が安全に行える状態で、かつ必要と認めるとき。	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	解除	巡視等により被害が確認されなかったとき、または応急復旧等が終了したとき等、水防作業を必要とする河川海岸状況が解消したと認めるとき。	水防活動の必要が解消した旨を通告するもの。	
種類	発表基準	内容																								
待機・準備	津波警報が発表される等必要と認めるとき。	水防団員の安全を確保した上で待機・準備する必要がある旨を警告するもの。																								
出動	津波警報が解除される等、水防作業が安全に行える状態で、かつ必要と認めるとき。	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。																								
解除	巡視等により被害が確認されなかったとき、または応急復旧等が終了したとき等、水防作業を必要とする河川海岸状況が解消したと認めるとき。	水防活動の必要が解消した旨を通告するもの。																								
種類	発表基準	内容																								
待機	津波警報が発表される等必要と認めるとき。	水防団員の安全を確保した上で待機する必要がある旨を警告するもの。																								
出動	津波警報が解除される等、水防作業が安全に行える状態で、かつ必要と認めるとき。	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。																								
解除	巡視等により被害が確認されなかったとき、または応急復旧等が終了したとき等、水防作業を必要とする河川海岸状況が解消したと認めるとき。	水防活動の必要が解消した旨を通告するもの。																								

修正案	現行	備考																																																								
<p>第3節 災害情報の収集・伝達</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 収集すべき情報</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 速報及び被害状況等の報告様式</p> <p>ア～タ (略)</p> <p>チ 避難勧告・指示</p> <p style="text-align: center;">(年 月 日 時 分報告)</p> <table border="1" data-bbox="132 687 871 793"> <thead> <tr> <th rowspan="2">市町村名</th> <th rowspan="2">勧告・指示日時</th> <th colspan="2">避難所</th> <th colspan="4">世帯主</th> <th rowspan="2">世帯人員</th> <th rowspan="2">避難の理由</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>住所</th> <th>場所・施設名</th> <th>住所</th> <th>氏名</th> <th>年齢</th> <th>職業</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>ツ (略) (以下略)</p> <p>第4節 通信手段の確保</p> <p>1 (略)</p> <p>2 通信手段の利用方法等</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 非常通信</p> <p>ア 専用通信施設の利用</p> <p>(ア) (略)</p>	市町村名	勧告・指示日時	避難所		世帯主				世帯人員	避難の理由	備考	住所	場所・施設名	住所	氏名	年齢	職業												<p>第3章 災害情報の収集・伝達</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 収集すべき情報</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 速報及び被害状況等の報告様式</p> <p>ア～タ (略)</p> <p>チ 避難勧告・指示</p> <p style="text-align: center;">(年 月 日 時 分報告)</p> <table border="1" data-bbox="1124 687 1821 793"> <thead> <tr> <th rowspan="2">市町村名</th> <th rowspan="2">勧告・指示日時</th> <th colspan="2">避難場所</th> <th colspan="4">世帯主</th> <th rowspan="2">世帯人員</th> <th rowspan="2">避難の理由</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>住所</th> <th>場所・施設名</th> <th>住所</th> <th>氏名</th> <th>年齢</th> <th>職業</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>ツ (略) (以下略)</p> <p>第4節 通信手段の確保</p> <p>1 (略)</p> <p>2 通信手段の利用方法等</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 非常通信</p> <p>ア 専用通信施設の利用</p> <p>(ア) (略)</p>	市町村名	勧告・指示日時	避難場所		世帯主				世帯人員	避難の理由	備考	住所	場所・施設名	住所	氏名	年齢	職業												
市町村名			勧告・指示日時	避難所		世帯主						世帯人員	避難の理由	備考																																												
	住所	場所・施設名		住所	氏名	年齢	職業																																																			
市町村名	勧告・指示日時	避難場所		世帯主				世帯人員	避難の理由	備考																																																
		住所	場所・施設名	住所	氏名	年齢	職業																																																			

修正案

(イ) 北陸地方非常通信協議会を構成する石川県に所在する機関名

所 属	連絡担当者	所 在 地
北陸総合通信局	無線通信部陸上課 上席電波検査官	〒920-8795 金沢市広坂2-2-60
北陸地方整備局	金沢河川国道事務所	〒920-8648 石川県金沢市西念4-23-5
北陸地方整備局	金沢港湾・空港整備事務所 沿岸防災対策官	〒920-0331 石川県金沢市大野町4-2-1
中日本高速道路株式会社金沢支社	施設チームサブリーダー	〒920-0365 金沢市神野町東170
ソフトバンクテレコム株式会社	保全運用本部 関西ネットワークセンター 金沢保全課長	〒921-8013 金沢市新神田1-1-16
KDDI株式会社	フィールドグループ グループリーダー	〒920-0332 金沢市無量寺町ハ45
株式会社NTTドコモ北陸支社	ネットワーク部 災害対策室課長	〒920-8202 金沢市西都1-5
ソフトバンクモバイル株式会社	保全運用本部 関西ネットワークセンター 金沢保全課長	〒921-8013 金沢市新神田1-1-16
北陸電力株式会社	石川支店 金沢電力部電子通信課	〒920-0052 石川県金沢市薬師堂町ハ16
西日本旅客鉄道株式会社金沢支社	電気課課員	〒920-0005 金沢市高柳町9-1-1
北陸漁業無線協会	事務局長	〒927-0553 石川県鳳珠郡能登町小木8-48 (石川県無線漁業協同組合)
一般社団法人北陸自動車無線協会	事務局長	〒920-0901 石川県金沢市彦三町2-5-27 名鉄北陸開発ビル7階
一般財団法人移動無線センター 近畿センター北陸事務所	主任	〒920-0031 金沢市広岡1-5-23 金沢第1ビル6F
石川県	危機管理監室 危機対策課 防災システムグループ	〒920-8580 金沢市鞍月1-1
中部管区警察局石川県情報通信部	情報通信部 機動通信課課長補佐	〒920-8553 金沢市鞍月1-1
金沢地方气象台	観測予報(技術専門官) (通信担当)	〒920-0026 金沢市西念町3-4-1
金沢刑務所	処遇部処遇部門 総務矯正処遇官(第一担当)	〒920-1182 金沢市田上町公1
石川県警察本部	通信指令室担当	〒920-8553 金沢市鞍月1-1
石川県消防長会	金沢市消防局 情報指令課担当課長	〒921-8042 金沢市泉本町7-9-2 (金沢市消防局内)
金沢市	危機管理課課長補佐	〒920-8577 金沢市広坂1丁目1番1号
七尾市	防災交通課	〒926-8611 七尾市袖ヶ江町イ部25番地

現 行

(イ) 北陸地方非常通信協議会を構成する石川県に所在する機関名

所 属	連絡担当者	所 在 地
北陸総合通信局	無線通信部陸上課 上席電波検査官	〒920-8795 金沢市広坂2-2-60
北陸地方整備局	金沢河川国道事務所	〒920-8648 石川県金沢市西念4-23-5
北陸地方整備局	金沢港湾・空港整備事務所 沿岸防災対策官	〒920-0331 石川県金沢市大野町4-2-1
中日本高速道路株式会社金沢支社	施設チームサブリーダー	〒920-0365 金沢市神野町東170
ソフトバンクテレコム株式会社	ネットワーク運用本部関 西第2ネットワークセン ター 金沢保全2課長	〒921-8013 金沢市新神田1-1-16
KDDI株式会社	課長(フィールド担当)	〒920-0332 金沢市無量寺町ハ45
株式会社NTTドコモ北陸	災害対策室主査	〒920-8202 金沢市西都1-5
ソフトバンクモバイル株式会社	ネットワーク運用本部関 西第2ネットワークセン ター 金沢保全1課長	〒921-8013 金沢市新神田1-1-16
北陸電力株式会社	石川支店 金沢電力部電 子通信課	〒920-0052 石川県金沢市薬師堂町ハ16
西日本旅客鉄道株式会社金沢支社	電気課主査	〒920-0005 金沢市高柳町9-1-1
北陸漁業無線協会	事務局長	〒927-0553 石川県鳳珠郡能登町小木12-1 (石川県無線漁業協同組合)
財団法人近畿移動無線センター 北陸事務所	技術課長	〒920-0031 金沢市広岡1-5-23 金沢第1ビル6F
社団法人日本アマチュア無線 連盟 北陸地方本部	本部長	〒924-0032 白山市村井町217
石川県	総務部危機管理監室 危 機対策課	〒920-8580 金沢市鞍月1-1
中部管区警察局石川県情報通信部	機動通信課補佐	〒920-8553 金沢市鞍月1-1
金沢地方气象台	技術課技術専門官 (無線通信担当)	〒920-0026 金沢市西念町3-4-1
金沢刑務所	処遇部処遇部門 首席矯 正処遇官	〒920-1182 金沢市田上町公1
石川県警察本部	通信指令課担当	〒920-8553 金沢市鞍月1-1
石川県消防長会	金沢市消防局 統制指令 課担当課長	〒921-8042 金沢市泉本町7-9-2 (金沢市消防局内)
小松市	参与	〒923-8650 小松市小馬出91

備考

修正案			現行			備考
所 属	連絡担当者	所在地	所 属	連絡担当者	所在地	
小松市	防災安全センター長	〒923-8650 小松市小馬出91	加賀市	行財政課係長	〒922-8622 加賀市大聖寺南町ニ41	
輪島市	防災対策課防災対策係長	〒928-8525 輪島市二ツ屋町2字29番地	輪島市	交通防災対策係長	〒928-8525 輪島市二ツ屋町2字29	
珠洲市	危機管理室係長	〒927-1295 珠洲市上戸町北方1字6番地の2	珠洲市	総務課主査	〒927-1295 珠洲市上戸町北方1字6-2	
加賀市	防災防犯対策室主査	〒922-8622 加賀市大聖寺南町ニ41	内灘町	総務課主査	〒920-0292 河北郡内灘町字大学1-2-1	
羽咋市	地域防災係長	〒925-8501 羽咋市旭町ア200	穴水町	総務課主幹	〒927-8601 鳳珠郡穴水町字川島ラ174	
かほく市	市民生活課長	〒929-1125 かほく市宇野気ニ81番地	西日本電信電話株式会社金沢支店	サービス運営担当主査	〒920-0963 金沢市出羽町4-1	
白山市	防災安全課消防防災係長	〒924-8688 白山市倉光二丁目1番地	日本放送協会金沢放送局	技術 副部長	〒920-8644 金沢市大手町14-1	
能美市	防災対策室	〒923-1297 能美市来丸町1110	北陸放送株式会社	技術局技師長	〒920-8560 金沢市本多町3-2-1	
野々市市	環境安全課課長補佐	〒921-8510 野々市市三納1丁目1番地	石川テレビ放送株式会社	技術部長	〒920-0388 金沢市観音堂町チ18	
川北町	総務課係長	〒923-1295 能美郡川北町老ツ屋174番地	株式会社テレビ金沢	編成技術本部技術センター長兼技術部長	〒920-0386 金沢市古府2丁目136	
津幡町	総務課課長補佐	〒929-0393 河北郡津幡町加賀爪ニ3番地	北陸朝日放送株式会社	技術局長	〒920-0393 金沢市松島1丁目32-2	
内灘町	総務課防災担当	〒920-0292 河北郡内灘町字大学1-2-1	株式会社エフエム石川	放送部主任	〒920-8605 金沢市彦三町2丁目1-45	
志賀町	情報推進課担当	〒925-0198 羽咋郡志賀町末吉千古1-1	株式会社テレビ小松	取締役技術局長	〒923-0918 小松市京町63	
宝達志水町	環境安全課課長補佐	〒929-1492 宝達志水町子浦そ18番地1	株式会社あさがおテレビ	放送部部長	〒924-0871 白山市西新町235-1	
中能登町	総務課主査	〒929-1792 鹿島郡中能登町末坂9-46	加賀ケーブルテレビ株式会社	総括	〒922-0423 加賀市作見町ホ58-1	
穴水町	生活環境課係長	〒927-8601 鳳珠郡穴水町字川島ラ174	株式会社北陸アイティエス	メディア事業部次長	〒920-0964 金沢市本多町3-2-1	
能登町	総務課係長	〒927-0492 能登町字宇出津1字197番地1	株式会社北國新聞社	電算部主任（機報担当）	〒920-8588 金沢市香林坊2-5-1	
西日本電信電話株式会社金沢支店	グループマネジメント担当主査	〒920-0963 金沢市出羽町4-1	株式会社中日新聞社北陸本社	制作部長	〒920-8573 金沢市駅西本町2-12-30	
日本放送協会金沢放送局	技術部 副部長	〒920-8644 金沢市大手町14-1	株式会社朝日新聞社金沢総局	大阪本社制作セクション無線担当	〒920-0981 金沢市片町1-1-30	
北陸放送株式会社	技術局技師長	〒920-8560 金沢市本多町3-2-1	株式会社朝日新聞社金沢総局	無線担当主任	〒530-8211 大阪市北区中之島3-2-4	
			株式会社毎日新聞社北陸総局	無線担当主任	〒920-0031 金沢市広岡1-2-20	
			株式会社読売新聞東京本社金沢支局	支局長	〒920-0024 金沢市西念1-1-3 コンフィデンス金沢1階	
			社団法人共同通信社金沢支局	支局長	〒920-0961 金沢市香林坊2-5-1	
			日本銀行金沢支店	文書課企画役補佐	〒920-8678 金沢市香林坊2丁目3-28	
			株式会社北國銀行	総務部総務課課長代理	〒920-8670 金沢市下堤町1	
			日本赤十字社石川県支部	事業推進課長	〒920-8201 石川県金沢市鞍月東2-48	

修正案

現行

備考

所 属	連絡担当者	所在地
石川テレビ放送株式会社	技術部長	〒920-0388 金沢市観音堂町チ18
株式会社テレビ金沢	技術局 局長 兼システム管理室長	〒920-0386 金沢市古府2丁目136
北陸朝日放送株式会社	技術局長	〒920-0393 金沢市松島1丁目32-2
株式会社エフエム石川	放送部長代理	〒920-8605 金沢市彦三町2丁目1-45
株式会社テレビ小松	常務取締役	〒923-0918 小松市園町ホ133番地1
株式会社あさがおテレビ	放送部部长	〒924-0871 白山市西新町235-1
加賀ケーブルテレビ株式会社	総括	〒922-0423 加賀市作見町ホ58-1
株式会社北陸アイティエス	メディア事業部次長	〒920-0964 金沢市本多町3-2-1
株式会社北國新聞社	電算部主任（機報担当）	〒920-8588 金沢市香林坊2-5-1
株式会社中日新聞社北陸本社	技術局付	〒920-8573 金沢市駅西本町2-12-30
株式会社朝日新聞社金沢総局	大阪本社制作セクション 無線担当	〒920-0981 金沢市片町1-1-30
		〒530-8211 大阪市北区中之島3-2-4
株式会社毎日新聞社北陸総局	総局長	〒920-0031 金沢市広岡1-2-20
株式会社読売新聞東京本社 金沢支局	支局長	〒920-0024 金沢市西念1-1-3 コンフィデンス金沢1階
一般社団法人共同通信社金沢 支局	支局長	〒920-0961 金沢市南町2-1 北國新聞会館内
日本銀行金沢支店	文書課企画役補佐	〒920-8678 金沢市香林坊2丁目3-28
株式会社北國銀行	総務管財課長代理	〒920-8670 金沢市下堤町1
日本赤十字社石川県支部	事業推進課長	〒920-8201 石川県金沢市鞍月東2-48
北陸鉄道株式会社	自動車部	〒920-8508 金沢市割出町556
金沢港北地区特別防災区域協 議会	共同防災センター所長	〒920-0231 金沢市大野町4-ソ-2
一般財団法人日本気象協会	北陸支店長	〒921-8036 金沢市弥生1-33-8
日本通運株式会社金沢支店	総務担当係長	〒920-0356 金沢市専光寺町ヨ8
学校法人金沢工業大学	情報処理サービスセンタ ーAV室長	〒921-8501 石川県野々市市扇ヶ丘7-1
一般社団法人日本アマチュア 無線連盟 石川県支部	支部長	〒929-1716 鹿島郡中能登町黒氏

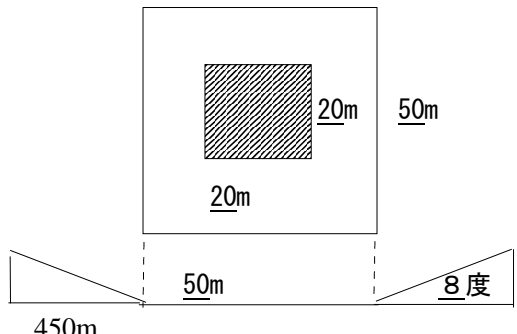
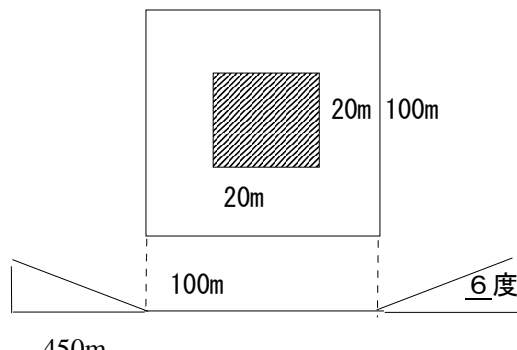
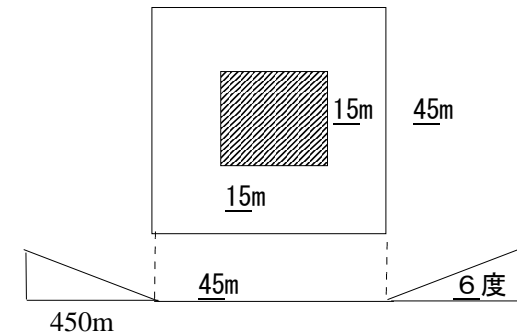
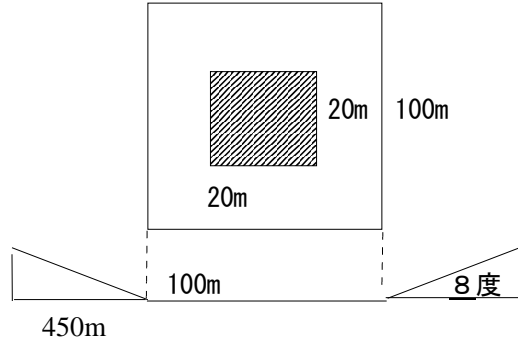
所 属	連絡担当者	所在地
北陸鉄道株式会社	バス事業本部 係長（運行管理担当）	〒920-8508 金沢市割出町556
金沢港北地区特別防災区域協 議会	共同防災センター所長	〒920-0331 金沢市大野町4-ソ-2
財団法人日本気象協会	気象情報課 主任技師	〒921-8036 金沢市弥生1-33-8
社団法人北陸自動車無線協会	専務理事	〒920-0864 金沢市高岡町1-39 住友生命金沢高岡町ビル5階
日本通運株式会社	総務担当係長	〒920-0356 金沢市専光寺町ヨ8
学校法人金沢工業大学	情報処理サービスセンタ ーAV室室長	〒921-8501 石川県石川郡野々市町扇ヶ丘7-1
社団法人日本アマチュア無線 連盟 石川県支部	支部長	〒924-0051 白山市福留町660-84

イ～エ（略）
（4）～（9）（略）
3（略）

イ～エ（略）
（4）～（9）（略）
3（略）

修正案	現行	備考
<p>第5節 消防防災ヘリコプターの活用</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 応援要請 市町長等から知事に対する消防防災ヘリコプターの<u>支援要請</u>は、「石川県消防防災ヘリコプター<u>支援協定</u>(平成<u>26</u>年4月1日)」の定めるところによる。</p> <p>(1) <u>支援要請の要件</u> 県は、津波災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、次の各号のいずれかに該当する場合は、市町長等の要請に基づき<u>支援</u>する。</p> <div data-bbox="94 523 1016 756" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害が隣接する市町等<u>の区域</u>に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合 ○ <u>発災市町等の消防力</u>によっては、災害の<u>防御又は災害情報の収集</u>が著しく困難と認められる場合 ○ <u>その他救急搬送等緊急性があり、かつ、ヘリコプター以外に適切な手段がなく、ヘリコプターによる活動が最も有効な場合</u> </div> <p>(2) 要請方法 市町等から知事（石川県消防防災航空隊）に対する要請は、電話等により次の事項を明らかにして行うとともに、すみやかにファクシミリにより消防防災航空隊緊急出動要請書を提出する。</p> <div data-bbox="94 932 801 1197" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害の種別 ○ 災害発生の日時、<u>場所及び被害の状況</u> ○ 災害発生現場の気象状態 ○ 飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制 ○ 災害現場の市町側の<u>最高指揮者の職名及び氏名並びに連絡方法</u> ○ <u>支援に要する資機材の品目及び数量</u> ○ <u>その他必要な事項</u> </div> <p>(3) (略)</p> <p>5 防災関係機関のヘリコプターとの連携 防災関係機関のヘリコプターについては、その性能、機能、職務等によって本来的な活動内容の違いはあるものの、地震災害時においては、それぞれのヘリコプターの機動性等を活かし、有効に活用するため関係機関と連携して他県からの応援機を含めた活動計画等を作成し、迅速に<u>支援活動</u>に入れるよう体制整備に努める。 なお、相互の連携のため次の協定等がある。</p>	<p>第5節 消防防災ヘリコプターの活用</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 応援要請 市町長等から知事に対する消防防災ヘリコプターの<u>応援要請</u>は、「石川県消防防災ヘリコプター<u>応援協定</u>(平成<u>9</u>年4月1日)」の定めるところによる。</p> <p>(1) <u>応援要請の要件</u> 県は、津波災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、次の各号のいずれかに該当する場合は、市町長等の要請に基づき<u>応援</u>する。</p> <div data-bbox="1057 523 1980 756" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害が隣接する市町等に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合 ○ <u>要請市町等の消防力</u>によっては<u>防ぎよ</u>が著しく困難な場合 ○ <u>その他救急救助活動等において航空機による活動が最も有効な場合</u> </div> <p>(2) 要請方法 市町等から知事（航空消防防災室）に対する要請は、電話等により次の事項を明らかにして行うとともに、すみやかにファクシミリにより消防防災航空隊緊急出動要請書を提出する。</p> <div data-bbox="1070 932 1778 1197" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害の種別 ○ 災害の<u>発生日時場所、概要</u> ○ 災害発生現場の気象状態 ○ 飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制 ○ 災害現場の最高指揮者の<u>職氏名及び連絡手段</u> ○ <u>応援に要する資機材の品目及び数量</u> ○ <u>その他必要な事項</u> </div> <p>(3) (略)</p> <p>5 防災関係機関のヘリコプターとの連携 防災関係機関のヘリコプターについては、その性能、機能、職務等によって本来的な活動内容の違いはあるものの、地震災害時においては、それぞれのヘリコプターの機動性等を活かし、有効に活用するため関係機関と連携して他県からの応援機を含めた活動計画等を作成し、迅速に<u>応援活動</u>に入れるよう体制整備に努める。 なお、相互の連携のため次の協定等がある。</p>	

修正案	現行	備考
<p>(1)～(4) (略)</p> <p>第6節 災害広報 1～3 (略)</p> <p>4 広報手段等 (1) (略) (2) 各種情報提供 県及び市町は、安否情報、交通情報、各種問い合わせ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、広く報道機関や情報関連会社等の協力を得て、迅速に的確な情報が提供でききよう努める。 また、被災者のおかれている生活環境、居住環境等が多様であることに鑑み、情報を提供する際に活用する媒体に配慮する。特に、避難所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努める。 (略) ア～イ (略)</p> <p>ウ 携帯電話の活用 エ 紙媒体の活用 オ 臨時広報誌の発行 カ 相談窓口による情報提供 キ 臨時災害FM局の活用</p> <p>5 (略)</p> <p>6 安否情報の提供等 県及び市町は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。 この場合において、県及び市町は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、都道府県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。 なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。</p> <p>第7節 (略)</p> <p>第8節 自衛隊の災害派遣 1～7 (略)</p>	<p>(1)～(4) (略)</p> <p>第6節 災害広報 1～3 (略)</p> <p>4 広報手段等 (1) (略) (2) 各種情報提供 県及び市町は、安否情報、交通情報、各種問い合わせ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、広く報道機関や情報関連会社等の協力を得て、迅速に的確な情報が提供でききよう努める。 また、被災者のおかれている生活環境、居住環境等が多様であることに鑑み、情報を提供する際に活用する媒体に配慮する。特に、避難場所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努める。 (略) ア～イ (略)</p> <p>ウ 紙媒体の活用 エ 臨時広報誌の発行 カ 臨時災害FM局の活用</p> <p>5 (略)</p> <p>第7節 (略)</p> <p>第8節 自衛隊の災害派遣 1～7 (略)</p>	

修 正 案	現 行	備 考
<p>8 自衛隊航空機を行う災害活動に対する諸準備</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) ヘリコプター発着場の設定 (略)</p> <p>ア (略)</p> <p>(7) ヘリコプターの種別による直陸地点及び無障地点の基準 (略)</p> <p>a、b (略)</p> <p>c <u>UH-60</u></p>  <p>d CH-47</p> 	<p>8 自衛隊航空機を行う災害活動に対する諸準備</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) ヘリコプター発着場の設定 (略)</p> <p>ア (略)</p> <p>(7) ヘリコプターの種別による直陸地点及び無障地点の基準 (略)</p> <p>a、b (略)</p> <p>c <u>V-107</u></p>  <p>d CH-47</p> 	

修正案	現行	備考
<p>ウ (略)</p> <p>第9節 避難誘導</p> <p>1 (略)</p> <p>2 避難の勧告又は指示の実施 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 警察官、海上保安官（災害対策基本法第61条、警察官職務執行法（昭和22年法律第136号））</p> <p><u>前記（1）の市町長による避難のための立退き若しくは屋内での待避等の安全確保措置を指示することができないと認めるとき、又は市町長から要求があったとき警察官又は海上保安官は、必要と認める地域の居住者等に避難のための立退き又は屋内での待避等の安全確保措置を指示することができる。</u></p> <p><u>なお、避難のための立退きを指示する場合において、必要があると認められるときはその立退き先を指示する。立退き先を指示したときは、直ちに市町長に通知する。</u></p> <p>また、災害の状況により特に急を要する場合には、警察官は、危害を受けるおそれのある者に対して避難等の措置をとる。</p> <p>(3) 水防管理者（市町長、水防事務組合の長）（水防法（昭和24年法律第193号）第21条） (略)</p> <p>(4) 知事又はその命を受けた職員（水防法第21号）（地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第25条） (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) 相互の連絡協力 (1)から(5)に掲げる者は、それぞれの措置をとった場合は、相互に通知、報告するとともに、避難の措置が迅速かつ適切に実施されるよう協力する。 <u>また、県及び指定地方行政機関は、市町から求めがあった場合には、避難指示又は避難勧告の対象地域、判断時期等について助言する。</u></p>	<p>ウ (略)</p> <p>第9節 避難誘導</p> <p>1 (略)</p> <p>2 避難の勧告又は指示の実施 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 警察官、海上保安官（災害対策基本法第61条、警察官職務執行法（昭和22年法律第136号））</p> <p>前記（1）の市町長による避難の指示ができないと認めるとき、又は市町長から要求があったとき警察官又は海上保安官は、必要と認める地域の居住者等に避難のための立退きを指示するとともに必要があると認めるときはその立退き先を指示する。立退き先を指示したときは、直ちに市町長に通知する。</p> <p>なお、災害の状況により特に急を要する場合には、警察官は、危害を受けるおそれのある者に対して避難等の措置をとる。</p> <p>(3) 水防管理者（市町長、水防事務組合の長）（水防法（昭和24年法律第193号）第22条） (略)</p> <p>(4) 知事又はその命を受けた職員（水防法第22号）（地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第25条） (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) 相互の連絡協力 (1)から(5)に掲げる者は、それぞれの措置をとった場合は、相互に通知、報告するとともに、避難の措置が迅速かつ適切に実施されるよう協力する。</p>	

修正案	現 行	備 考
<p>(7)～(8) (略)</p> <p>(9) 避難勧告等の発令方法 避難勧告等の発令に当たっては、住民が生命に係わる危険な状況であることを認識できるよう、具体的でわかりやすい内容で発令するよう努める。 <u>なお、避難勧告等の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努める。</u></p> <p>3～5 (略)</p> <p>6 避難者の誘導 避難者の誘導は、警察官、市町の職員等が行うが、誘導に当たっては各地区又は一集落の単位ごとの集団避難を心掛け、避難路等の安全を確認するとともに、要配慮者に十分配慮する。 また、地域住民も可能な限り積極的に協力する。 なお、避難者を誘導する職員等の安全確保についても十分配慮する。 <u>県及び市町は、災害の実態に応じて、飼養者によるペット動物との同行避難を呼びかける。</u></p> <p>7 避難所の開設及び運営 (1) 市町 ア～エ (略) オ 避難所の運営</p> <div data-bbox="154 970 893 1369" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市町は、自主防災組織の会長や地域住民及び避難所となった学校等施設の管理者、ボランティア等の協力を得て避難所を管理運営する。運営に当たっては各主体の役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。 ○ 避難所の管理運営等を適切に行うために、市町職員を配置する。なお、職員を配置できない場合は、市町はその代理者を定め避難所の責任体制を明確にする。 ○ 避難所の安全確保と秩序維持のため、防犯活動が必要と認められる場合には、警察等の協力を得て避難生活の安定化に関する対応をとるとともに、必要に応じて自主防犯組織に対しても協力を求め連携を図る。 ○ 避難所に被災者等に対する相談所を設置し、ボランティア等の協力を得て、人心の安定に努める。 ○ 被災者のニーズを十分把握し、津波の被害、余震の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関等の生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、犯罪情勢や予防対策等防犯情報、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。なお、その際、要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者に配慮した伝達を行う。 </div>	<p>(7)～(8) (略)</p> <p>(9) 避難勧告等の発令方法 避難勧告等の発令に当たっては、住民が生命に係わる危険な状況であることを認識できるよう、具体的でわかりやすい内容で発令するよう努める。</p> <p>3～5 (略)</p> <p>6 避難者の誘導 避難者の誘導は、警察官、市町の職員等が行うが、誘導に当たっては各地区又は一集落の単位ごとの集団避難を心掛け、避難路等の安全を確認するとともに、災害時要援護者に十分配慮する。 また、地域住民も可能な限り積極的に協力する。 なお、避難者を誘導する職員等の安全確保についても十分配慮する。</p> <p>7 避難所の開設及び運営 (1) 市町 ア～エ (略) オ 避難所の運営</p> <div data-bbox="1106 970 1877 1385" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市町は、自主防災組織の会長や地域住民及び避難所となった学校等施設の管理者、ボランティア等の協力を得て避難所を管理運営する。運営に当たっては各主体の役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。 ○ 避難所の管理運営等を適切に行うために、市町職員を配置する。なお、職員を配置できない場合は、市町はその代理者を定め避難所の責任体制を明確にする。 ○ 避難所の安全確保と秩序維持のため、防犯活動が必要と認められる場合には、警察等の協力を得て避難生活の安定化に関する対応をとるとともに、必要に応じて自主防犯組織に対しても協力を求め連携を図る。 ○ 避難所に被災者等に対する相談所を設置し、ボランティア等の協力を得て、人心の安定に努める。 ○ 被災者のニーズを十分把握し、津波の被害、余震の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関等の生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、犯罪情勢や予防対策等防犯情報、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。なお、その際、災害時要援護者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者に配慮した伝達を行う。 </div>	

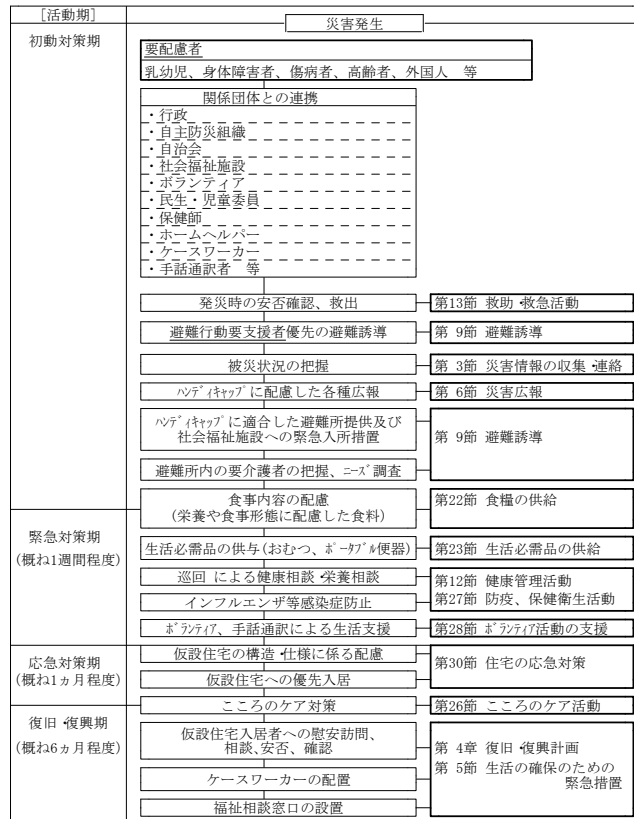
修正案	現行	備考
<p>カ 仮設トイレ等の設置 市町は、避難所の状況により仮設トイレやマンホールトイレなどを設置管理する。その確保が困難な場合は、県があっせん等を行う。また、女性用の仮設トイレや高齢者向けの洋式トイレの設置など、女性や高齢者、障害者等の利用に配慮した避難所運営に努める。 (略)</p> <p>キ 要配慮者に対する配慮 市町は、避難所に要配慮者がいると認めた場合は、民生・児童委員、介護職員、自主防災組織、ボランティアなどの協力を得て、速やかに適切な措置を講ずる。</p> <p>ク 要配慮者等の健康管理 (略) また、市町は生活不活発病の発症予防対策を講ずるなど、要配慮者等の健康管理に努める。 (略)</p> <p>ケ 二次避難支援の実施 市町は、二次避難支援マニュアルに基づき、避難所での要配慮者の状況に応じ、福祉避難所への避難や、社会福祉施設への緊急入所等を行う。 また、福祉避難所への避難後も、在宅で受けていた福祉サービス等が継続して提供されるよう、必要な手続きや関係機関との調整等を行う。 二次避難が必要な要配慮者の受入先や介助員となる専門的人材の確保について、必要に応じ、広域的な調整を県に要請する。</p> <p>コ 男女双方の視点の取り入れ 避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保や避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。</p>	<p>カ 仮設トイレの設置 市町は、避難所の状況により仮設トイレを設置管理する。その確保が困難な場合は、県があっせん等を行う。また、女性用の仮設トイレや高齢者向けの洋式トイレの設置など、女性や高齢者、障害者等の利用に配慮した避難所運営に努める。 (略)</p> <p>キ 災害時要援護者に対する配慮 市町は、避難所に災害時要援護者がいると認めた場合は、民生・児童委員、介護職員、自主防災組織、ボランティアなどの協力を得て、速やかに適切な措置を講ずる。</p> <p>ク 災害時要援護者等の健康管理 (略) また、市町は生活不活発病の発症予防対策を講ずるなど、災害時要援護者等の健康管理に努める。 (略)</p> <p>ケ 二次避難支援の実施 市町は、二次避難支援マニュアルに基づき、避難所での災害時要援護者の状況に応じ、福祉避難所への避難や、社会福祉施設への緊急入所等を行う。 また、福祉避難所への避難後も、在宅で受けていた福祉サービス等が継続して提供されるよう、必要な手続きや関係機関との調整等を行う。 二次避難が必要な要援護者の受入先や介助員となる専門的人材の確保について、必要に応じ、広域的な調整を県に要請する。</p> <p>コ 男女双方の視点の取り入れ 避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保や避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。</p>	

修正案	現行	備考
<p>(2) 県 (略) 市町から要配慮者の二次避難に関する応援の要請を受けたときは、「広域調整マニュアル」に基づき、二次避難の受入先や、介助員となる専門的人材の確保について、広域的な調整を行う。</p> <p>8 広域避難対策</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 広域一時滞在 ア (略) イ 県は、市町から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行う。また、市町の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、被災市町からの要請を待つとまがないときは、市町の要請を待たないで、広域一時滞在のための協議を当該市町に代わって行う。 ウ (略) エ 市町は、避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。</p> <p>(4) (略)</p> <p>9 帰宅困難者対策 県及び市町は、施設管理者や事業者等と連携し、大規模災害時により交通が途絶したときは、「むやみに移動しない」という基本原則の広報等により、一斉帰宅の抑制を図るとともに、通勤、通学者や観光客等の徒歩での帰宅や移動を支援するため、次の協定により協力を要請するなど、必要な帰宅困難者対策に努める。 また、必要に応じて、滞在場所の確保等の支援を行うとともに、滞在場所の確保に当たっては、男女のニーズの違いや、要配慮者の多様なニーズに配慮した滞在場所の運営に努める。</p>	<p>(2) 県 (略) 市町から要援護者の二次避難に関する応援の要請を受けたときは、「広域調整マニュアル」に基づき、二次避難の受入先や、介助員となる専門的人材の確保について、広域的な調整を行う。</p> <p>8 広域避難対策</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 広域一時滞在 ア (略) イ 県は、市町から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行う。また、市町の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、被災市町からの要請を待つとまがないときは、市町の要請を待たないで、広域一時滞在のための要求を当該市町に代わって行う。 ウ (略) エ 市町は、避難場所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。</p> <p>(4) (略)</p> <p>9 帰宅困難者対策 県及び市町は、施設管理者や事業者等と連携し、大規模災害時により交通が途絶したときは、「むやみに移動しない」という基本原則の広報等により、一斉帰宅の抑制を図るとともに、通勤、通学者や観光客等の徒歩での帰宅や移動を支援するため、次の協定により協力を要請するなど、必要な帰宅困難者対策に努める。</p>	

修正案

第10節 要配慮者の安全確保

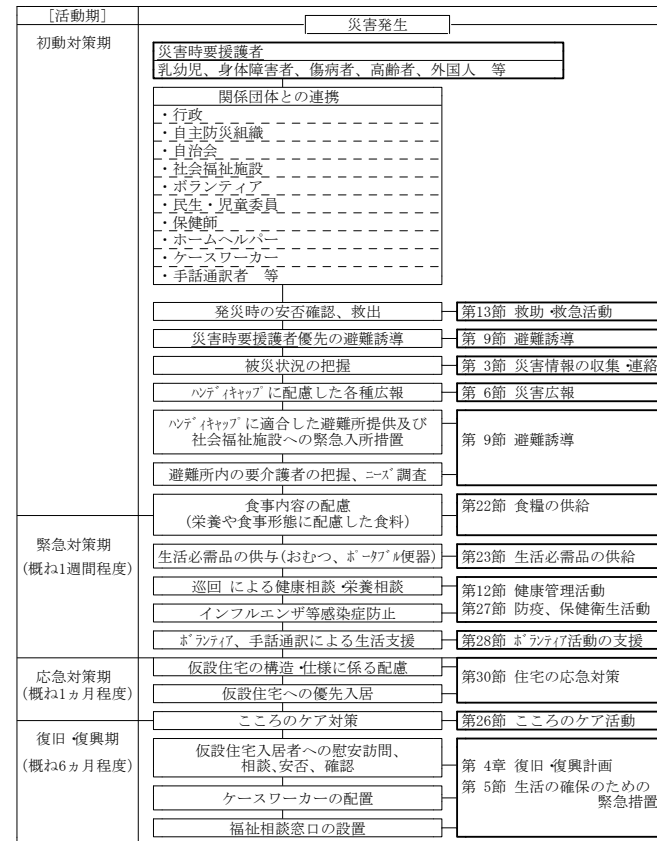
要配慮者の安全確保のフロー



現行

第10節 災害時要援護者の安全確保

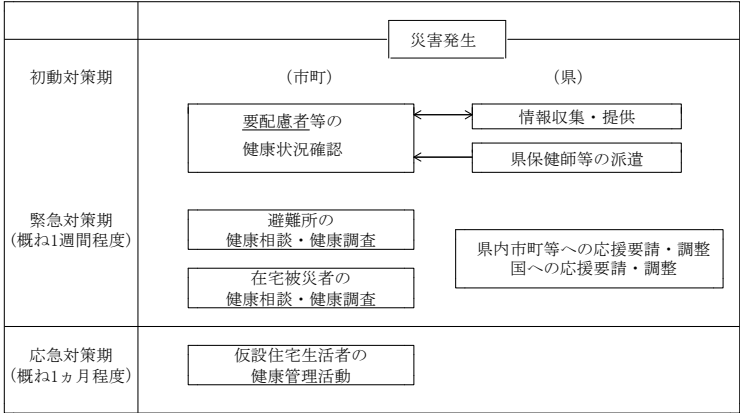
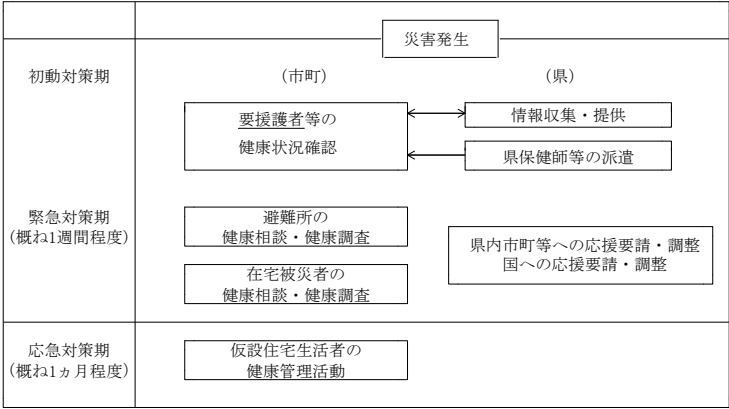
災害時要援護者の安全確保のフロー



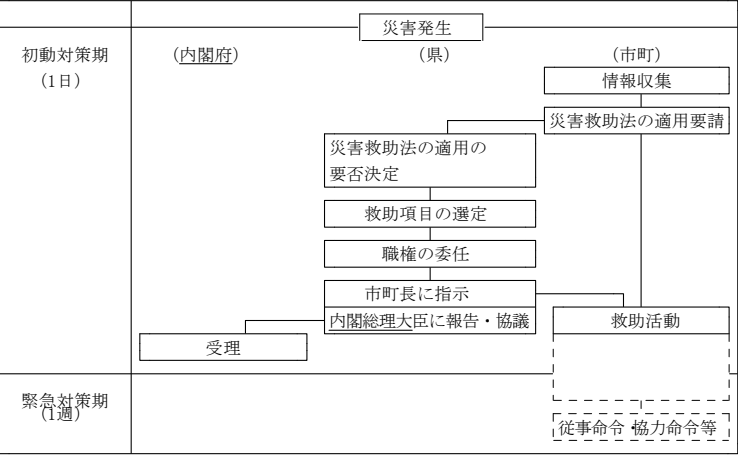
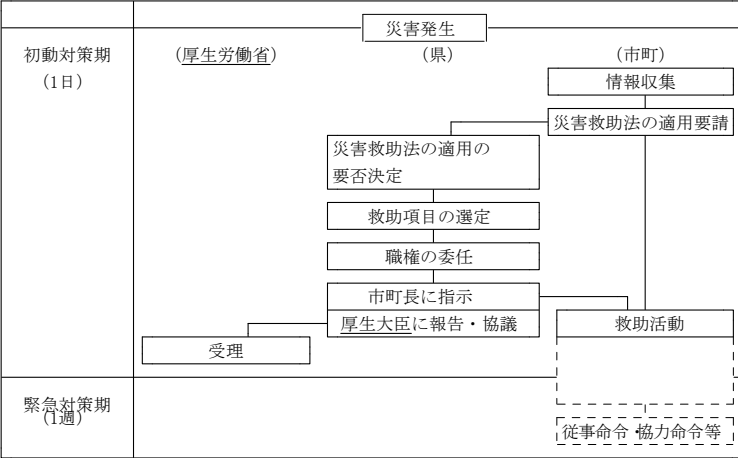
修正案	現行	備考
<p>1 基本方針 津波災害時には、乳幼児、身体障害者、知的障害者、精神障害者、病人、高齢者、妊婦、外国人等の要配慮者は、災害の認識や災害情報の受理、自力避難などが困難な状況にある。 市町及び社会福祉施設等の管理者は、地域住民等の協力を得て迅速かつ適切な要配慮者の安全避難を実施するとともに、安否確認及び避難生活状況等の継続的な把握により必要な対策を講ずる。</p> <p>2 在宅の要配慮者に対する対策</p> <p>(1) 災害発生後の安否確認 市町は、<u>避難行動要支援者の避難所への収容状況及び在宅状況等を確認し、その安否確認に努める。</u> また、<u>発災時に、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努め、必要に応じて自治会長、民生・児童委員、介護職員、近隣の住民、自主防災組織等の協力を得る。</u></p> <p>(2) 避難 地震により住民避難が必要となった場合、市町は、<u>避難行動要支援者の避難に当たっては、近隣住民や自主防災組織等の協力を得るとともに、避難行動要支援者が属する町内会等を単位とした集団避難を行うよう努める。</u> 避難誘導の際は、<u>避難行動要支援者を優先するとともに、身体等の特性に合わせて、必要に応じて自動車を活用する等、適切な誘導を考慮する。</u></p> <p>(3) 被災状況等の把握及び日常生活支援 県及び市町は、次により<u>要配慮者の被災状況等を把握し、日常生活の支援に努める。</u>その際、地元事情に精通した医療救護・福祉関係の専門家の配置に努めるとともに、必要に応じて各専門分野の地元退職者の活用を図る。</p> <p>ア 被災状況等の把握 避難所及び<u>要配慮者の自宅等に保健師や看護師等を派遣し、被災状況、生活環境等を把握する。</u></p>	<p>1 基本方針 津波災害時には、乳幼児、身体障害者、知的障害者、精神障害者、病人、高齢者、妊婦、外国人等の災害時要援護者は、災害の認識や災害情報の受理、自力避難などが困難な状況にある。 市町及び社会福祉施設等の管理者は、地域住民等の協力を得て迅速かつ適切な災害時要援護者の安全避難を実施するとともに、安否確認及び避難生活状況等の継続的な把握により必要な対策を講ずる。</p> <p>2 在宅災害時要援護者に対する対策</p> <p>(1) 災害発生後の安否確認 市町は、<u>災害時要援護者の避難所への収容状況及び在宅状況等を確認し、その安否確認に努める。</u> 安否確認に当たっては、<u>災害時要援護者名簿の活用や、必要に応じて自治会長、民生・児童委員、介護職員、近隣の住民、自主防災組織等の協力を得る。</u></p> <p>(2) 避難 地震により住民避難が必要となった場合、市町は、<u>災害時要援護者の避難に当たっては、近隣住民や自主防災組織等の協力を得るとともに、災害時要援護者が属する町内会等を単位とした集団避難を行うよう努める。</u> 避難誘導の際は、<u>災害時要援護者を優先するとともに、身体等の特性に合わせて、必要に応じて自動車を活用する等、適切な誘導を考慮する。</u></p> <p>(3) 被災状況等の把握及び日常生活支援 県及び市町は、次により<u>災害時要援護者の被災状況等を把握し、日常生活の支援に努める。</u>その際、地元事情に精通した医療救護・福祉関係の専門家の配置に努めるとともに、必要に応じて各専門分野の地元退職者の活用を図る。</p> <p>ア 被災状況等の把握 避難所及び<u>災害時要援護者の自宅等に保健師や看護師等を派遣し、被災状況、生活環境等を把握する。</u></p>	

修正案	現行	備考
<p>イ 被災後の日常生活支援 市町は、県の協力のもとに在宅の要配慮者の被災状況に応じて、避難所への入所、施設への緊急入所、ホームヘルパー等の派遣、栄養や食事形態に配慮した食料及び必要な日常生活用具（品）の供与等の措置を講じるとともに、災害情報、生活情報等の継続的な提供に努める。</p> <p>(4) 二次避難支援の実施</p> <p>ア 市町 市町は、二次避難支援マニュアルに基づき、避難所での要配慮者の状況に応じ、福祉避難所への避難や、社会福祉施設への緊急入所等を行う。</p> <p>また、福祉避難所への避難後も、在宅で受けていた福祉サービス等が継続して提供されるよう、必要な手続きや関係機関との調整等を行う。 二次避難が必要な要配慮者の受入先や介助員となる専門的人材の確保について、必要に応じ、広域的な調整を県に要請する。</p> <p>イ 県 市町から要配慮者の二次避難に関する応援の要請を受けたときは、「広域調整マニュアル」に基づき、二次避難の受入先や、介助員となる専門的人材の確保について、広域的な調整を行う。</p> <p>3 社会福祉施設等における対策 (1) 施設被災時の安全確認及び避難等 (略) また、施設管理者は、施設の被災状況に応じて、適切な避難場所等への避難誘導を行う。 (略) (2)～(3) (略)</p> <p>4 医療機関における対策 (1) 医療機関被災時の安全確認及び避難等 (略) また、管理者は、施設の被災状況に応じて、適切な避難場所等への避難誘導を行う。 (2)～(3) (略)</p> <p>5 (略)</p>	<p>イ 被災後の日常生活支援 市町は、県の協力のもとに在宅の災害時要援護者の被災状況に応じて、避難所への入所、施設への緊急入所、ホームヘルパー等の派遣、栄養や食事形態に配慮した食料及び必要な日常生活用具（品）の供与等の措置を講じるとともに、災害情報、生活情報等の継続的な提供に努める。</p> <p>(4) 二次避難支援の実施</p> <p>ア 市町 市町は、二次避難支援マニュアルに基づき、避難所での災害時要援護者の状況に応じ、福祉避難所への避難や、社会福祉施設への緊急入所等を行う。</p> <p>また、福祉避難所への避難後も、在宅で受けていた福祉サービス等が継続して提供されるよう、必要な手続きや関係機関との調整等を行う。 二次避難が必要な要援護者の受入先や介助員となる専門的人材の確保について、必要に応じ、広域的な調整を県に要請する。</p> <p>イ 県 市町から要援護者の二次避難に関する応援の要請を受けたときは、「広域調整マニュアル」に基づき、二次避難の受入先や、介助員となる専門的人材の確保について、広域的な調整を行う。</p> <p>3 社会福祉施設等における対策 (1) 施設被災時の安全確認及び避難等 (略) また、施設管理者は、施設の被災状況に応じて、適切な避難場所等への避難誘導を行う。 (略) (2)～(3) (略)</p> <p>4 医療機関における対策 (1) 医療機関被災時の安全確認及び避難等 (略) また、管理者は、施設の被災状況に応じて、適切な避難場所等への避難誘導を行う。 (2)～(3) (略)</p> <p>5 (略)</p>	

修正案	現行	備考																																																																			
<p>第11節 災害医療及び救急医療 1～2 (略) 3 DMAT・医療救護班派遣・受入体制 (1)～(2) (略) (3) 石川DMAT指定病院 ア～イ (略)</p> <p>石川DMATの出動に関する協定書</p> <table border="1" data-bbox="271 480 723 836"> <thead> <tr> <th colspan="2">協定者</th> <th>協定締結日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td rowspan="12">石川県</td><td>金沢大学附属病院</td><td>H22.4.1</td></tr> <tr><td>金沢医科大学病院</td><td>H22.4.1</td></tr> <tr><td>国立病院機構金沢医療センター</td><td>H22.4.1</td></tr> <tr><td>公立能登総合病院</td><td>H22.4.1</td></tr> <tr><td>県立中央病院</td><td>H22.4.1</td></tr> <tr><td>金沢赤十字病院</td><td>H25.3.1</td></tr> <tr><td>金沢市立病院</td><td>H25.3.1</td></tr> <tr><td>市立輪島病院</td><td>H25.3.1</td></tr> <tr><td>小松市民病院</td><td>H25.3.1</td></tr> <tr><td>公立松任石川中央病院</td><td>H26.4.1</td></tr> <tr><td>公立羽咋病院</td><td>H26.4.1</td></tr> </tbody> </table> <p>ウ～オ (略) (4) 災害拠点病院 ア (略)</p> <p>災害拠点病院</p> <table border="1" data-bbox="280 1031 712 1433"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>病院名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基幹災害拠点病院</td> <td>県立中央病院</td> </tr> <tr> <td rowspan="9">地域災害拠点病院</td> <td>小松市民病院</td> </tr> <tr><td>国立病院機構金沢医療センター</td></tr> <tr><td>金沢市立病院</td></tr> <tr><td>金沢赤十字病院</td></tr> <tr><td>公立能登総合病院</td></tr> <tr><td>公立羽咋病院</td></tr> <tr><td>市立輪島病院</td></tr> <tr><td>珠洲市総合病院</td></tr> <tr><td>公立松任石川中央病院</td></tr> </tbody> </table>	協定者		協定締結日	石川県	金沢大学附属病院	H22.4.1	金沢医科大学病院	H22.4.1	国立病院機構金沢医療センター	H22.4.1	公立能登総合病院	H22.4.1	県立中央病院	H22.4.1	金沢赤十字病院	H25.3.1	金沢市立病院	H25.3.1	市立輪島病院	H25.3.1	小松市民病院	H25.3.1	公立松任石川中央病院	H26.4.1	公立羽咋病院	H26.4.1	種別	病院名	基幹災害拠点病院	県立中央病院	地域災害拠点病院	小松市民病院	国立病院機構金沢医療センター	金沢市立病院	金沢赤十字病院	公立能登総合病院	公立羽咋病院	市立輪島病院	珠洲市総合病院	公立松任石川中央病院	<p>第11節 災害医療及び救急医療 1～2 (略) 3 DMAT・医療救護班派遣・受入体制 (1)～(2) (略) (3) 石川DMAT指定病院 ア～イ (略)</p> <p>石川DMATの出動に関する協定書</p> <table border="1" data-bbox="1171 515 1839 722"> <thead> <tr> <th colspan="2">協定者</th> <th>協定締結日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td rowspan="5">石川県</td><td>金沢大学附属病院</td><td>H22.4.1</td></tr> <tr><td>金沢医科大学病院</td><td>H22.4.1</td></tr> <tr><td>国立病院機構金沢医療センター</td><td>H22.4.1</td></tr> <tr><td>公立能登総合病院</td><td>H22.4.1</td></tr> <tr><td>県立中央病院</td><td>H22.4.1</td></tr> </tbody> </table> <p>ウ～オ (略) (4) 災害拠点病院 ア (略)</p> <p>災害拠点病院</p> <table border="1" data-bbox="1288 1042 1765 1449"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>病院名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基幹災害拠点病院</td> <td>県立中央病院</td> </tr> <tr> <td rowspan="9">地域災害拠点病院</td> <td>小松市民病院</td> </tr> <tr><td>国立病院機構金沢医療センター</td></tr> <tr><td>金沢市立病院</td></tr> <tr><td>金沢赤十字病院</td></tr> <tr><td>公立能登総合病院</td></tr> <tr><td>公立羽咋病院</td></tr> <tr><td>市立輪島病院</td></tr> <tr><td>珠洲市総合病院</td></tr> </tbody> </table>	協定者		協定締結日	石川県	金沢大学附属病院	H22.4.1	金沢医科大学病院	H22.4.1	国立病院機構金沢医療センター	H22.4.1	公立能登総合病院	H22.4.1	県立中央病院	H22.4.1	種別	病院名	基幹災害拠点病院	県立中央病院	地域災害拠点病院	小松市民病院	国立病院機構金沢医療センター	金沢市立病院	金沢赤十字病院	公立能登総合病院	公立羽咋病院	市立輪島病院	珠洲市総合病院	
協定者		協定締結日																																																																			
石川県	金沢大学附属病院	H22.4.1																																																																			
	金沢医科大学病院	H22.4.1																																																																			
	国立病院機構金沢医療センター	H22.4.1																																																																			
	公立能登総合病院	H22.4.1																																																																			
	県立中央病院	H22.4.1																																																																			
	金沢赤十字病院	H25.3.1																																																																			
	金沢市立病院	H25.3.1																																																																			
	市立輪島病院	H25.3.1																																																																			
	小松市民病院	H25.3.1																																																																			
	公立松任石川中央病院	H26.4.1																																																																			
	公立羽咋病院	H26.4.1																																																																			
	種別	病院名																																																																			
基幹災害拠点病院	県立中央病院																																																																				
地域災害拠点病院	小松市民病院																																																																				
	国立病院機構金沢医療センター																																																																				
	金沢市立病院																																																																				
	金沢赤十字病院																																																																				
	公立能登総合病院																																																																				
	公立羽咋病院																																																																				
	市立輪島病院																																																																				
	珠洲市総合病院																																																																				
	公立松任石川中央病院																																																																				
協定者		協定締結日																																																																			
石川県	金沢大学附属病院	H22.4.1																																																																			
	金沢医科大学病院	H22.4.1																																																																			
	国立病院機構金沢医療センター	H22.4.1																																																																			
	公立能登総合病院	H22.4.1																																																																			
	県立中央病院	H22.4.1																																																																			
種別	病院名																																																																				
基幹災害拠点病院	県立中央病院																																																																				
地域災害拠点病院	小松市民病院																																																																				
	国立病院機構金沢医療センター																																																																				
	金沢市立病院																																																																				
	金沢赤十字病院																																																																				
	公立能登総合病院																																																																				
	公立羽咋病院																																																																				
	市立輪島病院																																																																				
	珠洲市総合病院																																																																				

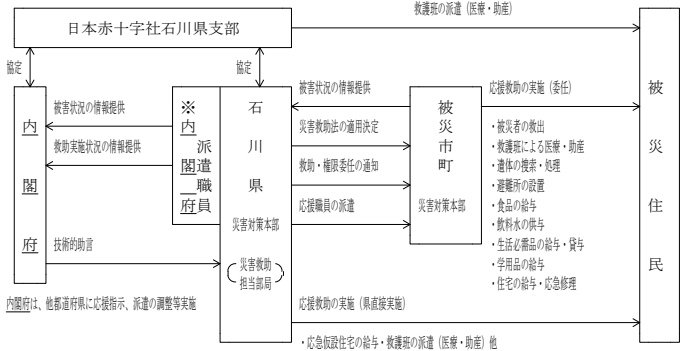
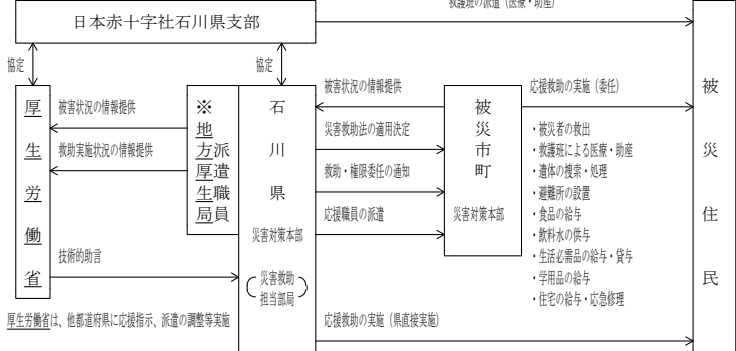
修正案	現行	備考
<p>イ～エ (略) (5)～(6) (略)</p> <p>4～12 (略)</p> <p>第12節 健康管理活動</p> <p>健康管理活動のフロー</p>  <p>1～3 (略)</p> <p>4 健康管理活動 (1) 健康管理活動にあたっては、民生委員、介護支援専門員等との協力のもと、要配慮者、在宅患者等の健康状況を確認し、必要な介護、医療が受けられるよう対処する。</p> <p>(2)～(3) (略)</p>	<p>イ～エ (略) (5)～(6) (略)</p> <p>4～12 (略)</p> <p>第12節 健康管理活動</p> <p>健康管理活動のフロー</p>  <p>1～3 (略)</p> <p>4 健康管理活動 (1) 健康管理活動にあたっては、民生委員、介護支援専門員等との協力のもと、要援護者、在宅患者等の健康状況を確認し、必要な介護、医療が受けられるよう対処する。</p> <p>(2)～(3) (略)</p>	

修正案	現行	備考
<p>第13節 救助・救急活動</p> <p>1 基本方針 大規模津波の発生時には、流失した家屋の下敷等による負傷者など、救助・救急を要する事案が数多く現出するものと考えられることから、県、市町及び防災関係機関は、相互に連携して県民、自主防災組織及び事業所に協力を呼びかけ、生命、身体が危険となった者を直ちに救助・救急し、負傷者を医療機関に搬送する。 <u>また、必要に応じ、現地対策本部との合同会議を活用する等により、非常本部等、現地対策本部、国の各機関や他の地方公共団体に応援を要請する。</u></p> <p>2 実施体制 (1)～(2) (3) 県 ア～イ (略) <u>ウ 県は、道の駅等を警察機関、消防機関及び自衛隊の部隊の展開、宿営、物資輸送設備等の拠点として使用させるなど、救助・救命活動への支援を行う。</u> エ (略) (4) (略)</p> <p>3～5 (略)</p> <p>第14節 水防活動</p> <p>1 (略)</p> <p>2 監視、警戒活動 大津波警報・津波警報・注意報が発表された時、又は地震、津波による災害が発生した場合は、河川、海岸堤防等の損壊によって水害の危険がある各種施設等の監視、警戒及び水門、樋門、えん堤、ため池等の操作等を「石川県水防計画」の定めにより行う（「第2節大津波警報・津波警報・注意報の発表」参照）。</p>	<p>第13節 救助・救急活動</p> <p>1 基本方針 大規模津波の発生時には、流失した家屋の下敷等による負傷者など、救助・救急を要する事案が数多く現出するものと考えられることから、県、市町及び防災関係機関は、相互に連携して県民、自主防災組織及び事業所に協力を呼びかけ、生命、身体が危険となった者を直ちに救助・救急し、負傷者を医療機関に搬送する。</p> <p>2 実施体制 (1)～(2) (3) 県 ア～イ (略) ウ (略) (4) (略)</p> <p>3～5 (略)</p> <p>第14節 水防活動</p> <p>1 (略)</p> <p>2 監視、警戒活動 津波警報・注意報が発表された時、又は地震、津波による災害が発生した場合は、河川、海岸堤防等の損壊によって水害の危険がある各種施設等の監視、警戒及び水門、樋門、えん堤、ため池等の操作等を「石川県水防計画」の定めにより行う（「第2節津波警報・注意報の発令」参照）。</p>	

修正案	現 行	備 考
<p>3 応急復旧 <u>水防計画に基づき、市町等の水防管理者が行う巡視により地震、津波災害により堤防等に応急措置の必要が生じたときは、河川管理者等の各施設管理者に通報し、協力して迅速かつ的確に応急復旧を実施する。</u></p> <p>第15節 災害救助法の適用 災害救助法の適用のフロー</p>  <p>The flowchart shows the process starting with '災害発生' (Disaster Occurrence) at the top. It is divided into '初動対策期 (1日)' (Initial Response Period, 1 day) and '緊急対策期 (1週)' (Emergency Response Period, 1 week). In the initial period, '情報収集' (Information Collection) is done by '市町' (Municipalities). '災害救助法の適用要請' (Request for Application of Disaster Relief Law) is sent from '市町' to '(内閣府) (県)' (Cabinet Office/City). '(内閣府) (県)' then performs '災害救助法の適用の要否決定' (Decision on Necessity of Application), '救助項目の選定' (Selection of Relief Items), and '職権の委任' (Delegation of Authority). '市町長に指示' (Instruction to Municipal Mayor) is issued, and '内閣総理大臣に報告・協議' (Report and Consultation to Prime Minister) is conducted. '受理' (Acceptance) occurs at the '(内閣府) (県)' level. '救助活動' (Relief Activities) are carried out by '市町' (Municipalities). In the emergency period, '従事命令 協力命令等' (Orders to Perform/Cooperate, etc.) are issued.</p>	<p>3 応急復旧 地震、津波災害により堤防等に応急措置の必要が生じたときは、各施設の管理者は迅速かつ的確に応急復旧を実施する。</p> <p>第15節 災害救助法の適用 災害救助法の適用のフロー</p>  <p>The flowchart shows the process starting with '災害発生' (Disaster Occurrence) at the top. It is divided into '初動対策期 (1日)' (Initial Response Period, 1 day) and '緊急対策期 (1週)' (Emergency Response Period, 1 week). In the initial period, '情報収集' (Information Collection) is done by '市町' (Municipalities). '災害救助法の適用要請' (Request for Application of Disaster Relief Law) is sent from '市町' to '(県)' (City). '(県)' then performs '災害救助法の適用の要否決定' (Decision on Necessity of Application), '救助項目の選定' (Selection of Relief Items), and '職権の委任' (Delegation of Authority). '市町長に指示' (Instruction to Municipal Mayor) is issued, and '厚生大臣に報告・協議' (Report and Consultation to Minister of Health, Labour and Welfare) is conducted. '受理' (Acceptance) occurs at the '(県)' level. '救助活動' (Relief Activities) are carried out by '市町' (Municipalities). In the emergency period, '従事命令 協力命令等' (Orders to Perform/Cooperate, etc.) are issued.</p>	

修正案	現行	備考																																																								
<p>1 (略)</p> <p>2 適用基準（災害救助法施行令） （略） (1)～(4) (略)</p> <p>(5) 多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じた場合であって、以下の内閣府令（平成25年10月第68号）で定める基準に該当するとき。 （令第1条第1項第4号）</p> <p>ア 災害が発生し又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。（内閣府令第2条第1号）</p> <p>イ 災害にかかった者について、食品の給与等に特殊の補給方法を必要とし、又は救出に特殊の技術を必要とすること。（内閣府令第2条第2号）</p> <p>（略）</p> <p>適用基準</p> <table border="1" data-bbox="125 911 853 1377"> <thead> <tr> <th>市町の人口</th> <th>A 〔当該市町の 住家減失世 帯数〕</th> <th>B 〔県区域内の 住家減失世帯 総数1,500世 帯以上の場合〕</th> <th>（参考） 人口対象市町 〔平成22年10月1日 国勢調査人口〕</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5,000人以上 15,000人未満</td> <td>40世帯</td> <td>20世帯</td> <td>川北町、宝達志水町、穴水町</td> </tr> <tr> <td>15,000人以上 30,000人未満</td> <td>50 "</td> <td>25 "</td> <td>輪島市、珠洲市、羽咋市、 内灘町、志賀町、中能登町、 能登町</td> </tr> <tr> <td>30,000人以上 50,000人未満</td> <td>60 "</td> <td>30 "</td> <td>能美市、かほく市、津幡町</td> </tr> <tr> <td>50,000人以上 100,000人未満</td> <td>80 "</td> <td>40 "</td> <td>加賀市、七尾市、野々市市</td> </tr> <tr> <td>100,000人以上 300,000人未満</td> <td>100 "</td> <td>50 "</td> <td>小松市、白山市</td> </tr> <tr> <td>300,000人以上</td> <td>150 "</td> <td>75 "</td> <td>金沢市</td> </tr> </tbody> </table> <p>（注）市町の人口は、直近の国勢調査による。</p>	市町の人口	A 〔当該市町の 住家減失世 帯数〕	B 〔県区域内の 住家減失世帯 総数1,500世 帯以上の場合〕	（参考） 人口対象市町 〔平成22年10月1日 国勢調査人口〕	5,000人以上 15,000人未満	40世帯	20世帯	川北町、宝達志水町、穴水町	15,000人以上 30,000人未満	50 "	25 "	輪島市、珠洲市、羽咋市、 内灘町、志賀町、中能登町、 能登町	30,000人以上 50,000人未満	60 "	30 "	能美市、かほく市、津幡町	50,000人以上 100,000人未満	80 "	40 "	加賀市、七尾市、野々市市	100,000人以上 300,000人未満	100 "	50 "	小松市、白山市	300,000人以上	150 "	75 "	金沢市	<p>1 (略)</p> <p>2 適用基準（災害救助法施行令） （略） (1)～(4) (略)</p> <p>(5) 多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じた場合であって、以下の厚生労働省令（平成12年3月31日第86号）で定める基準に該当するとき。（令第1条第1項第4号）</p> <p>ア 災害が発生し又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。（厚生労働省令第2条第1号）</p> <p>イ 災害にかかった者について、食品の給与等に特殊の補給方法を必要とし、又は救出に特殊の技術を必要とすること。（厚生労働省令第2条第2号）</p> <p>（略）</p> <p>適用基準</p> <table border="1" data-bbox="1122 906 1912 1377"> <thead> <tr> <th>市町の人口</th> <th>A 〔当該市町の 住家減失世 帯数〕</th> <th>B 〔県区域内の 住家減失世帯 総数1,500世 帯以上の場合〕</th> <th>（参考） 人口対象市町 〔平成17年10月1日 国勢調査人口〕</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5,000人以上 15,000人未満</td> <td>40世帯</td> <td>20世帯</td> <td>川北町、穴水町</td> </tr> <tr> <td>15,000人以上 30,000人未満</td> <td>50 "</td> <td>25 "</td> <td>珠洲市、羽咋市、内灘町 宝達志水町、志賀町 中能登町、能登町</td> </tr> <tr> <td>30,000人以上 50,000人未満</td> <td>60 "</td> <td>30 "</td> <td>輪島市、能美市、かほく市 野々市市、津幡町</td> </tr> <tr> <td>50,000人以上 100,000人未満</td> <td>80 "</td> <td>40 "</td> <td>加賀市、七尾市</td> </tr> <tr> <td>100,000人以上 300,000人未満</td> <td>100 "</td> <td>50 "</td> <td>小松市、白山市</td> </tr> <tr> <td>300,000人以上</td> <td>150 "</td> <td>75 "</td> <td>金沢市</td> </tr> </tbody> </table> <p>（注）市町の人口は、直近の国勢調査による。</p>	市町の人口	A 〔当該市町の 住家減失世 帯数〕	B 〔県区域内の 住家減失世帯 総数1,500世 帯以上の場合〕	（参考） 人口対象市町 〔平成17年10月1日 国勢調査人口〕	5,000人以上 15,000人未満	40世帯	20世帯	川北町、穴水町	15,000人以上 30,000人未満	50 "	25 "	珠洲市、羽咋市、内灘町 宝達志水町、志賀町 中能登町、能登町	30,000人以上 50,000人未満	60 "	30 "	輪島市、能美市、かほく市 野々市市、津幡町	50,000人以上 100,000人未満	80 "	40 "	加賀市、七尾市	100,000人以上 300,000人未満	100 "	50 "	小松市、白山市	300,000人以上	150 "	75 "	金沢市	
市町の人口	A 〔当該市町の 住家減失世 帯数〕	B 〔県区域内の 住家減失世帯 総数1,500世 帯以上の場合〕	（参考） 人口対象市町 〔平成22年10月1日 国勢調査人口〕																																																							
5,000人以上 15,000人未満	40世帯	20世帯	川北町、宝達志水町、穴水町																																																							
15,000人以上 30,000人未満	50 "	25 "	輪島市、珠洲市、羽咋市、 内灘町、志賀町、中能登町、 能登町																																																							
30,000人以上 50,000人未満	60 "	30 "	能美市、かほく市、津幡町																																																							
50,000人以上 100,000人未満	80 "	40 "	加賀市、七尾市、野々市市																																																							
100,000人以上 300,000人未満	100 "	50 "	小松市、白山市																																																							
300,000人以上	150 "	75 "	金沢市																																																							
市町の人口	A 〔当該市町の 住家減失世 帯数〕	B 〔県区域内の 住家減失世帯 総数1,500世 帯以上の場合〕	（参考） 人口対象市町 〔平成17年10月1日 国勢調査人口〕																																																							
5,000人以上 15,000人未満	40世帯	20世帯	川北町、穴水町																																																							
15,000人以上 30,000人未満	50 "	25 "	珠洲市、羽咋市、内灘町 宝達志水町、志賀町 中能登町、能登町																																																							
30,000人以上 50,000人未満	60 "	30 "	輪島市、能美市、かほく市 野々市市、津幡町																																																							
50,000人以上 100,000人未満	80 "	40 "	加賀市、七尾市																																																							
100,000人以上 300,000人未満	100 "	50 "	小松市、白山市																																																							
300,000人以上	150 "	75 "	金沢市																																																							

修正案	現行	備考
<p>3 適用手続 (1)～(2) (略)</p> <p>(3) 知事は、災害救助法を適用する必要があると認めるときは、直ちに法に基づく救助の実施について当該市町長及び関係機関に指示するとともに、<u>内閣総理大臣</u>に報告する。</p> <p>4 災害救助法に基づく救助の種類 (略) 但し、この基準によって救助の適切な実施が困難な場合には、知事は、<u>内閣総理大臣</u>に協議し、同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。(令<u>3</u>条第2項)</p> <p>5 災害救助法に基づく救助の実施 (1) (略)</p> <p>(2) 別紙「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準について」の番号1、3から8まで及び10から14までに定める救助の他、知事が必要と認めるものについては、知事は救助の内容及び当該救助を行う期間を通知し、市町長が行うこととする。 この場合においては、市町村長は、当該期間において当該事務を行わなければならない。(令第<u>17</u>条第1項)</p> <p>(3) 知事は、前項(2)の通知をしたときは、直ちにその旨を公示しなければならない。(令<u>17</u>条第2項)</p> <p>(4) (略)</p> <p>6 従事命令等 知事は、救助を行うため、特に必要があると認めるときは、災害救助法第<u>7</u>条、第<u>8</u>条及び第<u>9</u>条の定めるところにより、従事命令又は協力命令若しくは保管命令を発することができる。</p>	<p>3 適用手続 (1)～(2) (略)</p> <p>(3) 知事は、災害救助法を適用する必要があると認めるときは、直ちに法に基づく救助の実施について当該市町長及び関係機関に指示するとともに、<u>厚生労働大臣</u>に報告する。</p> <p>4 災害救助法に基づく救助の種類 (略) 但し、この基準によって救助の適切な実施が困難な場合には、知事は、<u>厚生労働大臣</u>に協議し、同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。(令<u>9</u>条第2項)</p> <p>5 災害救助法に基づく救助の実施 (1) (略)</p> <p>(2) 別紙「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準について」の番号1、3から8まで及び10から14までに定める救助の他、知事が必要と認めるものについては、知事は救助の内容及び当該救助を行う期間を通知し、市町長が行うこととする。 この場合においては、市町村長は、当該期間において当該事務を行わなければならない。(令第<u>23</u>条第1項)</p> <p>(3) 知事は、前項(2)の通知をしたときは、直ちにその旨を公示しなければならない。(令<u>23</u>条第2項)</p> <p>(4) (略)</p> <p>6 従事命令等 知事は、救助を行うため、特に必要があると認めるときは、災害救助法第<u>24</u>条、第<u>25</u>条及び第<u>26</u>条の定めるところにより、従事命令又は協力命令若しくは保管命令を発することができる。</p>	

修正案	現行	備考
<p>7 災害救助法が適用されない場合の救助（略） 災害発生からの応急救助までのフロー</p>  <p>※ 災害発生時、内閣府は、現地連絡担当者を危機対策課へ派遣し、本省と危機対策課との連絡調整に当る。</p>	<p>7 災害救助法が適用されない場合の救助（略） 災害発生からの応急救助までのフロー</p>  <p>※ 災害発生時、厚生労働省からの指示により、地方厚生局は、現地連絡担当者を危機対策課へ派遣し、本省と危機対策課との連絡調整に当る。</p>	

修正案

別紙
災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準について

平成25年10月1日現在

番号	救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
1	避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を収容する。	(基本額) 避難所設置費 1人、1日当たり 300円以内 (加算額) 冬季別に定める額を加算 高齢者等の要配慮者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上
2	応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができない者	1 規格 1戸当たり平均29.7㎡(9坪)を基準とする 2 限度額 1戸当たり2,401,000円以内 3 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会所等に利用するための施設を設置できる。(規模、費用は別に定めるところによる。)	災害発生の日から20日以内着工	1 平均1戸当たり29.7㎡、2,401,000円以内であればよい。 2 高齢者等の要配慮者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 3 給与期間 最高2年以内 4 民間賃貸住宅の借り上げによる設置も対象とする。

(略)

	範囲	費用の限度額	期間	備考
実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事の総括する都道府県の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途定める額

※ この基準によっては、救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

現行

別紙
災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準について

平成24年4月6日現在

番号	救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
1	避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を収容する。	(基本額) 避難所設置費 1人、1日当たり 300円以内 (加算額) 冬季別に定める額を加算 高齢者等の要配慮者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上
2	応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができない者	1 規格 1戸当たり平均29.7㎡(9坪)を基準とする 2 限度額 1戸当たり2,401,000円以内 3 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会所等に利用するための施設を設置できる。(規模、費用は別に定めるところによる。)	災害発生の日から20日以内着工	1 平均1戸当たり29.7㎡、2,401,000円以内であればよい。 2 高齢者等の要配慮者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 3 給与期間 最高2年以内 4 民間賃貸住宅の借り上げによる設置も対象とする。


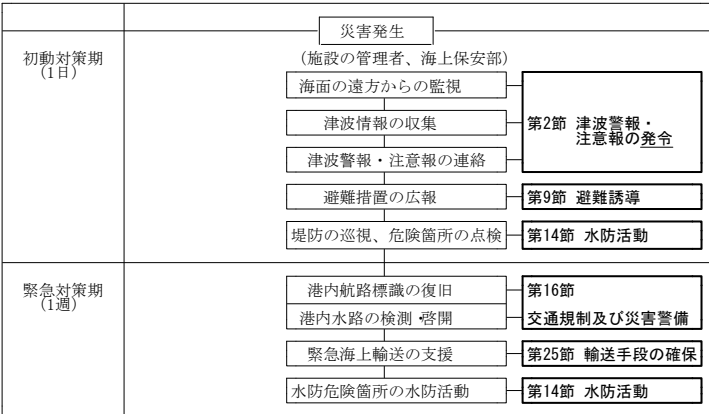
(略)

	範囲	費用の限度額	期間	備考
実費弁償	災害救助法施行令第10条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第24条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事の総括する都道府県の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途定める額

※ この基準によっては、救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、厚生労働大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

修 正 案	現 行	備 考
<p>第16節 災害警備及び交通規制</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 交通政策</p> <p>(1) 陸上交通規制 ア～イ</p> <p>ウ 各実施責任者の実施要領 (略)</p> <p>(7) 道路管理者 (略)</p> <p>a～b (略)</p> <p>c <u>道路交通の規制の措置を講じた場合、標示板の掲示、報道機関及びインターネット等を通じて、交通関係者、一般通行者等に対する広報を実施するとともに、適当な迂回路を設定して、できる限り交通に支障のないように努める。</u></p> <p>(イ)～(ウ) (略)</p> <p>エ～オ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>第17節 行方不明者の捜索、遺体の収容・埋葬</p> <p>1～5 (略)</p> <p>6 警察の措置</p> <p>(1) 身元不明者に対する措置 警察は、知事又は市町長と緊密に連携し、県、市町の行う身元不明者の措置について協力する。 <u>なお、必要に応じ、医師等の協力を得て、遺体の検視・死体調査、身元確認等を行う。また、身元確認に必要な資料の重要性を踏まえ、効果的な身元確認が行えるよう県、市町、指定公共機関等と密接に連携する。</u></p>	<p>第16節 災害警備及び交通規制</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 交通政策</p> <p>(1) 陸上交通規制 ア～イ</p> <p>ウ 各実施責任者の実施要領 (略)</p> <p>(7) 道路管理者 (略)</p> <p>a～b (略)</p> <p>c <u>道路交通の規制の措置を講じた場合、標示板の掲示及び報道機関を通じて、交通関係者、一般通行者等に対する広報を実施するとともに、適当な迂回路を設定して、できる限り交通に支障のないように努める。</u></p> <p>(イ)～(ウ) (略)</p> <p>エ～オ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>第17節 行方不明者の捜索、遺体の収容・埋葬</p> <p>1～5 (略)</p> <p>6 警察の措置</p> <p>(1) 身元不明者に対する措置 警察本部長又は警察署長は、知事又は市町長と緊密に連携し、県、市町の行う身元不明者の措置について協力する。 <u>この場合身元不明者の所持品、着衣、人相、特徴等を写真に収め、関係方面に手配するとともに、死者の写真の掲示、縦覧などを行い、早期に確認できるように努力する。</u></p>	

修 正 案	現 行	備 考
<p>(2) 遺体の捜索及び収容に対する協力 警察は、震災時において救助活動、遺体及び行方不明者の捜索、又は遺体の搬送、収容活動等を関係機関と協力して行う。</p> <p>7～8 (略)</p> <p>第18節 (略)</p> <p>第19節 ライフライン施設の応急対策</p> <div data-bbox="114 624 985 683" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>危機管理監室、市町、北陸電力、NTT西日本、ガス事業者、</p> </div> <p>1 基本方針 電力施設、通信施設、都市ガス施設、下水道施設のライフライン施設は、津波により被害を受けた場合、大きな混乱を招くほか、各種の応急対策上大きな障害となるおそれがある。 このため、これらの施設管理者及び関係機関は、応急措置を講ずるとともに、早期の復旧に努める。 また、県及び市町は、情報収集で得た航空写真・画像等については、<u>ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じ、情報提供に努める。</u> (以下略)</p> <p>第20節 公共土木施設等の応急対策</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 河川、海岸、漁港、漁港等施設</p>	<p>(2) 遺体の捜索及び収容に対する協力 警察官は、震災時において救助活動と併せて関係機関の行う遺体及び行方不明者の捜索、又は遺体の搬送、収容活動に対して、必要な協力を行う。</p> <p>7～8 (略)</p> <p>第18節 (略)</p> <p>第19節 ライフライン施設の応急対策</p> <div data-bbox="1066 624 1574 683" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>北陸電力、NTT西日本、ガス事業者、</p> </div> <p>1 基本方針 電力施設、通信施設、都市ガス施設、下水道施設のライフライン施設は、津波により被害を受けた場合、大きな混乱を招くほか、各種の応急対策上大きな障害となるおそれがある。 このため、これらの施設管理者及び関係機関は、応急措置を講ずるとともに、早期の復旧に努める。</p> <p>第20節 公共土木施設等の応急対策</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 河川、海岸、漁港、漁港等施設</p>	

修正案	現 行	備 考
<p>河川、海岸、港湾、漁港等施設の応急対策のフロー (土木部、農林水産部、市町、防災関係機関)</p>  <p>初動対策期 (1日)</p> <ul style="list-style-type: none"> 災害発生 (施設の管理者、海上保安部) 海面の遠方からの監視 津波情報の収集 大津波警報・津波警報・注意報の連絡 避難措置の広報 堤防の巡視、危険箇所の点検 <p>緊急対策期 (1週)</p> <ul style="list-style-type: none"> 港内航路標識の復旧 港内水路の検測・啓開 緊急海上輸送の支援 水防危険箇所の水防活動 <p>第2節 大津波警報・津波警報・注意報の発表</p> <p>第9節 避難誘導</p> <p>第14節 水防活動</p> <p>第16節</p> <p>交通規制及び災害警備</p> <p>第25節 輸送手段の確保</p> <p>第14節 水防活動</p> <p>(1) 応急措置 ア (略) イ 市町、海上保安部等は、<u>大津波警報・津波警報・注意報の伝達を受けた場合、市町地域防災計画等に定めるところにより速やかに関係機関、船舶等に伝達し、避難の措置等の広報を行う。</u></p> <p>ウ <u>水防計画等に基づき、市町等の水防管理者は、施設管理者等と協力し、防災対応にあたる者の安全が確保されることを前提としたうえで、予想される津波到達時間も考慮しつつ、河川堤防等の河川管理施設、海岸保全施設、砂防施設、港湾・漁港等の水域施設、外郭施設、係留施設等の巡視を行い、危険箇所の点検等を行う。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>4～9 (略)</p> <p>第2 1 節 給水活動</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 応急給水活動 (略) (1) (略)</p>	<p>河川、海岸、港湾、漁港等施設の応急対策のフロー (土木部、農林水産部、市町、防災関係機関)</p>  <p>初動対策期 (1日)</p> <ul style="list-style-type: none"> 災害発生 (施設の管理者、海上保安部) 海面の遠方からの監視 津波情報の収集 津波警報・注意報の連絡 避難措置の広報 堤防の巡視、危険箇所の点検 <p>緊急対策期 (1週)</p> <ul style="list-style-type: none"> 港内航路標識の復旧 港内水路の検測・啓開 緊急海上輸送の支援 水防危険箇所の水防活動 <p>第2節 津波警報・注意報の発令</p> <p>第9節 避難誘導</p> <p>第14節 水防活動</p> <p>第16節</p> <p>交通規制及び災害警備</p> <p>第25節 輸送手段の確保</p> <p>第14節 水防活動</p> <p>(1) 応急措置 ア (略) イ 市町、海上保安部等は、津波警報・注意報の伝達を受けた場合、市町地域防災計画等に定めるところにより速やかに関係機関、船舶等に伝達し、避難の措置等の広報を行う。</p> <p>ウ 施設管理者は、防災対応にあたる者の安全が確保されることを前提としたうえで、予想される津波到達時間も考慮しつつ、水防計画等に基づき、河川堤防等の河川管理施設、海岸保全施設、砂防施設、港湾・漁港等の水域施設、外郭施設、係留施設等の巡視を行い、危険箇所の点検等を行う。</p> <p>(2) (略)</p> <p>4～9 (略)</p> <p>第2 1 節 給水活動</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 応急給水活動 (略) (1) (略)</p>	

修正案	現行	備考
<p>(2) 市町(水道事業者) ア 給水の拠点 (略)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <ul style="list-style-type: none"> ○ 初期の応急給水活動は、小中学校などの拠点避難場所等及び病院・医療施設、防災関係機関、給食施設、老人保健・福祉施設等を中心に行う。 ○ 以後、応援体制を整え次第、順次公園や集会場所等の避難場所等に給水拠点を拡大する。 ○ 拠点への給水は、給水車による運搬給水を主体に給水需要に応じて効率的な応急給水を行う。 </div> <p>イ～ウ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>4～5 (略)</p> <p>第22節 食料の供給</p> <p>1 基本方針 県及び市町は、被災者及び災害応急対策現地従事者等に対して、食料を調達し、炊出し等で給食の供給を実施する。なおこの際、<u>要配慮者</u>への配慮及び食料の質の確保に留意する。</p> <p>2 実施体制 (1) (略) (2) 市町は、被災者及び災害応急対策現地従事者等に対して、必要に応じて食料の確保状況等の情報を提供するとともに、炊出し等で給食の供給を実施する。 なお、実施にあたっては、<u>在宅被災者など、避難所以外に避難している被災者に対する食料の配布にも努める。</u></p> <p>3 主食の供給 (1)～(2) (略) (3) おにぎり・パン等の供給 県は、市町から要請のあった場合、又は災害の状況により必要と認める場合は、被災者等におにぎり等を供給するため、あらかじめ供給協定を締結した製造業者等から供給あっせんを行う。この際、<u>要配慮者</u>への配慮及び食料の質の確保に留意する。</p>	<p>(2) 市町(水道事業者) ア 給水の拠点 (略)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <ul style="list-style-type: none"> ○ 初期の応急給水活動は、小中学校などの拠点避難場所及び病院・医療施設、防災関係機関、給食施設、老人保健・福祉施設等を中心に行う。 ○ 以後、応援体制を整え次第、順次公園や集会場所等の避難場所などに給水拠点を拡大する。 ○ 拠点への給水は、給水車による運搬給水を主体に給水需要に応じて効率的な応急給水を行う。 </div> <p>イ～ウ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>4～5 (略)</p> <p>第22節 食料の供給</p> <p>1 基本方針 県及び市町は、被災者及び災害応急対策現地従事者等に対して、食料を調達し、炊出し等で給食の供給を実施する。なおこの際、<u>要援護者</u>への配慮及び食料の質の確保に留意する。</p> <p>2 実施体制 (1) (略) (2) 市町は、被災者及び災害応急対策現地従事者等に対して、必要に応じて食料の確保状況等の情報を提供するとともに、炊出し等で給食の供給を実施する。</p> <p>3 主食の供給 (1)～(2) (略) (3) おにぎり・パン等の供給 県は、市町から要請のあった場合、又は災害の状況により必要と認める場合は、被災者等におにぎり等を供給するため、あらかじめ供給協定を締結した製造業者等から供給あっせんを行う。この際、<u>要援護者</u>への配慮及び食料の質の確保に留意する。</p>	

修正案	現行	備考
<p>4 副食及び調味料の供給</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 県及び市町は、食料等の調達、供給にあたり、<u>要配慮者</u>への配慮及び食料の質の確保のため、以下に留意する。</p> <p>ア 避難者の健康障害を防ぐため、できるだけ早期にたんぱく質等不足しがちな栄養素等の確保を図るとともに、<u>要配慮者</u>に対しては、食事形態等にも配慮する。</p> <p>イ～ウ (略)</p> <p>5～6 (略)</p> <p>第23節 生活必需品の供給</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 生活必需品等の確保</p> <p>(1) 必要量の把握</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意する。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、<u>要配慮者</u>等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮する。</p> <p>ウ (略)</p> <p>(2) 情報の提供 (略)</p>	<p>4 副食及び調味料の供給</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 県及び市町は、食料等の調達、供給にあたり、<u>要援護者</u>への配慮及び食料の質の確保のため、以下に留意する。</p> <p>ア 避難者の健康障害を防ぐため、できるだけ早期にたんぱく質等不足しがちな栄養素等の確保を図るとともに、<u>要援護者</u>に対しては、食事形態等にも配慮する。</p> <p>イ～ウ (略)</p> <p>5～6 (略)</p> <p>第23節 生活必需品の供給</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 生活必需品等の確保</p> <p>(1) 必要量の把握</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意する。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、<u>災害時要援護者</u>等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮する。</p> <p>ウ (略)</p> <p>(2) 情報の提供 (略)</p>	

修正案		現行				備考																																																																				
生活必需品の確保に関する協定		生活必需品の確保に関する協定																																																																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>協定者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石川</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>川</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>県</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(有)スーパーしんや</td> <td>H14. 5. 1</td> <td>0768-74-0305</td> <td>0768-74-0353</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>㈱セブシーレブス・ジャパン</td> <td>H25.12. 5</td> <td>076-237-0615</td> <td>076-237-0661</td> </tr> </tbody> </table>		協定者	協定締結日	TEL	FAX	石川	(略)	(略)	(略)	川	(略)	(略)	(略)	県	(略)	(略)	(略)					(有)スーパーしんや	H14. 5. 1	0768-74-0305	0768-74-0353					(略)	(略)	(略)	(略)	㈱セブシーレブス・ジャパン	H25.12. 5	076-237-0615	076-237-0661	<table border="1"> <thead> <tr> <th>協定者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石川</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>川</td> <td>㈱長崎屋金沢店</td> <td>H14. 4. 1</td> <td>076-247-3810</td> </tr> <tr> <td>県</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>㈱輪島マーケット</td> <td>H14. 4. 30</td> <td>0768-22-1339</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(有)スーパーしんや</td> <td>H14. 5. 1</td> <td>0768-74-0305</td> </tr> <tr> <td></td> <td>㈱浜国マーケット</td> <td>H14. 5. 1</td> <td>0767-66-6800</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>				協定者	協定締結日	TEL	FAX	石川	(略)	(略)	(略)	川	㈱長崎屋金沢店	H14. 4. 1	076-247-3810	県	(略)	(略)	(略)		㈱輪島マーケット	H14. 4. 30	0768-22-1339		(有)スーパーしんや	H14. 5. 1	0768-74-0305		㈱浜国マーケット	H14. 5. 1	0767-66-6800		(略)	(略)	(略)	
協定者	協定締結日	TEL	FAX																																																																							
石川	(略)	(略)	(略)																																																																							
川	(略)	(略)	(略)																																																																							
県	(略)	(略)	(略)																																																																							
(有)スーパーしんや	H14. 5. 1	0768-74-0305	0768-74-0353																																																																							
(略)	(略)	(略)	(略)																																																																							
㈱セブシーレブス・ジャパン	H25.12. 5	076-237-0615	076-237-0661																																																																							
協定者	協定締結日	TEL	FAX																																																																							
石川	(略)	(略)	(略)																																																																							
川	㈱長崎屋金沢店	H14. 4. 1	076-247-3810																																																																							
県	(略)	(略)	(略)																																																																							
	㈱輪島マーケット	H14. 4. 30	0768-22-1339																																																																							
	(有)スーパーしんや	H14. 5. 1	0768-74-0305																																																																							
	㈱浜国マーケット	H14. 5. 1	0767-66-6800																																																																							
	(略)	(略)	(略)																																																																							
4～5 (略)		4～5 (略)																																																																								
第24節 障害物の除去		第24節 障害物の除去																																																																								
1～2 (略)		1～2 (略)																																																																								
3 障害物除去の実施基準		3 障害物除去の実施基準																																																																								
(略)		(略)																																																																								
(1) (略)		(1) (略)																																																																								
(2) 河川の氾濫、護岸決壊の防止、その他水防活動の実施のため除去を必要とするとき		(2) 河川のはん濫、護岸決壊の防止、その他水防活動の実施のため除去を必要とするとき																																																																								
(3)～(5) (略)		(3)～(5) (略)																																																																								
4～10 (略)		4～10 (略)																																																																								
第25節 輸送手段の確保		第25節 輸送手段の確保																																																																								
1～2 (略)		1～2 (略)																																																																								
3 実施機関		3 実施機関																																																																								
(1) (略)		(1) (略)																																																																								

修正案	現行	備考														
<p>(2) 県は、災害応急対策の実施や被災者保護のため緊急の必要があると認めるときは、<u>運送事業者である指定公共機関等</u>に対し、<u>運送すべき人、物資又は資材並びに運送すべき場所及び期日</u>を示して、当該災害応急対策の実施に必要な人、物資又は資材の運送を要請する。運送事業者である指定公共機関等が正当な理由が無いのに要請に応じないときは、災害応急対策の実施のために特に必要があるときに限り、県は、当該事業者に対し、当該災害応急対策の実施に必要な人、物資又は資材の運送を行うべきことを指示する。</p> <p>(3) (略)</p> <p>4 要員、物資輸送車両等の確保</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 海上輸送 (略)</p> <p><u>災害時等における海上緊急輸送業務に関する協定</u></p> <table border="1" data-bbox="185 970 893 1098"> <thead> <tr> <th colspan="2">協定者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">石川県</td> <td>石川県漁業協同組合</td> <td>H25.9.19</td> <td>076-234-8815</td> <td>076-265-5204</td> </tr> <tr> <td>北陸信越旅客船協会</td> <td>H25.9.19</td> <td>025-245-3455</td> <td>025-247-0453</td> </tr> </tbody> </table> <p>5～6 (略)</p> <p>第26節 (略)</p>	協定者		協定締結日	TEL	FAX	石川県	石川県漁業協同組合	H25.9.19	076-234-8815	076-265-5204	北陸信越旅客船協会	H25.9.19	025-245-3455	025-247-0453	<p>(2) 県は、災害応急対策の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関等に対し、運送すべき物資又は資材並びに運送すべき場所又は期日を示して、当該災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送を要請する。運送事業者である指定公共機関等が正当な理由が無いのに要請に応じないときは、災害応急対策の実施のために特に必要があるときに限り、県は、当該事業者に対し、当該災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送を行うべきことを指示する。</p> <p>(3) (略)</p> <p>4 要員、物資輸送車両等の確保</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 海上輸送 (略)</p> <p>5～6 (略)</p> <p>第26節 (略)</p>	
協定者		協定締結日	TEL	FAX												
石川県	石川県漁業協同組合	H25.9.19	076-234-8815	076-265-5204												
	北陸信越旅客船協会	H25.9.19	025-245-3455	025-247-0453												

修正案	現行	備考
<p>第27節 防疫、保健衛生活動</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 避難所の防疫措置 (略)</p> <p>(1) 市町 避難所内に手洗い消毒液を配置するとともに、<u>仮設トイレやマンホールトイレ等の消毒を行う。</u></p> <p>4～5 (略)</p> <p>6 ペット動物の保護対策</p> <p>(1) 避難所におけるペット動物の適正な飼育 県は、避難所を設置する市町、動物愛護ボランティア等と協力して、飼養者に同行したペット動物の飼育に関し、飼養者に適正飼育の指導を行い、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。</p> <p>(2) (略)</p> <p>7 (略)</p> <p>第28節 ボランティア活動の支援</p> <p>1 (略)</p> <p>2 ボランティアの受け入れ</p> <p>(1) 災害対策ボランティア本部の設置 県が災害対策本部を設置したときは、<u>県民ボランティアセンターは、被害の規模、被災地の状況等に対応した、適切なボランティアの配置、安全の確保及び効果的な活動ができるように、ボランティア受け入れのための総合調整を行う災害対策ボランティア本部（以下「ボランティア本部」という。）を設置する。</u> (略)</p>	<p>第27節 防疫、保健衛生活動</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 避難所の防疫措置 (略)</p> <p>(1) 市町 避難所内に手洗い消毒液を配置するとともに、<u>簡易トイレ等の消毒を行う。</u></p> <p>4～5 (略)</p> <p>6 ペット動物の保護対策</p> <p>(1) 避難所におけるペット動物の適正な飼育 県は、避難所を設置する市町、動物愛護ボランティア等と協力して、飼養者に同伴したペット動物の飼育に関し、飼養者に適正飼育の指導を行い、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。</p> <p>(2) (略)</p> <p>7 (略)</p> <p>第28節 ボランティア活動の支援</p> <p>1 (略)</p> <p>2 ボランティアの受け入れ</p> <p>(1) 災害対策ボランティア本部の設置 県が災害対策本部を設置したときは、<u>(財)石川県県民ボランティアセンター（以下「県民ボランティアセンター」という。）は、被害の規模、被災地の状況等に対応した、適切なボランティアの配置、安全の確保及び効果的な活動ができるように、ボランティア受け入れのための総合調整を行う災害対策ボランティア本部（以下「ボランティア本部」という。）を設置する。</u> (略)</p>	

修正案	現行	備考
<p>(2) ボランティア現地本部の設置 ボランティア本部が設置されたときは、被災地の市町及び市町社会福祉協議会は、ボランティア活動に対する支援及び調整窓口として、<u>ボランティア現地本部を設置する。</u> (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>3 ボランティア本部の機能</p> <p>(1) 情報収集及び情報提供 県ボランティア本部は、災害対策本部及びボランティア現地本部と連携し、被災地の状況、救援活動の状況及び被災者のニーズの有無などの情報を<u>絶えず把握し、マスメディアやインターネット等を用いて発信するとともに、関係機関に情報を提供する。また、ボランティアについての照会に対して、的確に情報を提供する。</u></p> <p>(2) ボランティアの募集及び誘導 災害対策本部又はボランティア現地本部から<u>次のような業務の支援要請があったときは、県、市町及び関係機関においてあらかじめ登録している防災ボランティアに活動依頼をするほか、マスメディア等を用いて要請に対応するボランティアを募集し、適切な誘導を行うなど、県及び市町の各担当部局及び関係機関とが連携して、その効果的な活用を図る。</u> (以下略)</p> <p>4 ボランティア現地本部の機能</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) ボランティアコーディネーター 被災者ニーズに対応したボランティア活動を展開するためのコーディネーターを的確に行う。 その際、<u>県、市町及び日本赤十字社等の派遣した災害ボランティアコーディネーターを活用する。</u></p> <p>(5)～(6) (略)</p> <p>(7) 継続的なボランティア活動の支援 被災者支援活動を継続的に行うため、<u>災害ボランティアの被災地までの輸送に努める。</u></p>	<p>(2) 災害対策ボランティア現地本部の設置 ボランティア本部が設置されたときは、被災地の市町及び市町社会福祉協議会は、ボランティア活動に対する支援及び調整窓口として<u>災害対策ボランティア現地本部（以下「ボランティア現地本部」という。）を設置する。</u> (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>3 ボランティア本部の機能</p> <p>(1) 情報収集及び情報提供 災害対策本部及び県ボランティア本部並びにボランティア現地本部との連携により、被災地の状況、救援活動の状況及び被災者のニーズの有無などの情報を<u>絶えず把握し、マスメディアやインターネット等を用いて発信するとともに、関係機関に情報を提供する。また、ボランティアについての照会に対して、的確に情報を提供する。</u></p> <p>(2) ボランティアの募集及び誘導 災害対策本部又はボランティア現地本部からボランティアあっせんの要請があったときは、<u>要請の内容に応じて県、市町及び関係機関においてあらかじめ登録している防災ボランティアをあっせんするほか、マスメディア等を用いて要請に対応するボランティアを募集し、適切な誘導を行う。</u> なお、<u>ボランティア活動を当面次の業務に区分し、県及び市町の各担当部局及び関係機関とが連携して、その効果的な活用を図るものとする。</u> (以下略)</p> <p>4 ボランティア現地本部の機能</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) ボランティアコーディネーター 被災者ニーズに対応したボランティアの誘導、活動プログラムの開発やボランティアへのフォローアップなど、<u>ボランティアコーディネーターを的確に行う。</u> その際、<u>県や日本赤十字社等の派遣した災害ボランティアコーディネーターを活用する。</u></p> <p>(5)～(6) (略)</p> <p>(7) 継続的なボランティア活動の支援 被災者支援活動を継続的に行うため、<u>遠隔地の被災地までのボランティアバスの運行に努める。</u></p>	

修正案	現行	備考
<p>5 ボランティアの活動拠点及び資機材の提供 (略) また、ボランティア活動に必要な事務用品や各種資機材については、可能な限り貸し出しし、ボランティアが効率的に活動できる環境づくりに努める。</p> <p>第29節 し尿、生活ごみ、がれき及び産業廃棄物の処理</p> <p>1～5 (略)</p> <p>6 野外仮設トイレの設置 (1) (略) (2) 避難所等での野外仮設トイレの設置 (略) 設置に当たっては、立地条件を考慮して漏洩等により地下水を汚染しないような場所に設けるとともに、障害者への配慮を行う。また、閉鎖に当たっては、消毒等を実施して避難所等の衛生確保を図る。 (3) (略)</p> <p>7～8 (略)</p> <p>第30節 住宅の応急対策</p> <p>1 (略)</p> <p>2 実施体制 (1)～(2) (略) (3) 応急仮設住宅の建設及び運営管理 (略) また、設置及び運営管理に関しては、安心、安全を確保し、地域コミュニティ形成や心のケアを含めた健康面に配慮するとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見の反映や、必要に応じて仮設住宅における家庭動物の受け入れに配慮するほか、要配慮者に十分配慮し、優先的入居、高齢者、障害者向け仮設住宅の設置等にも努める。 (4)～(5) (略)</p> <p>3～5 (略)</p> <p>第31節 (略)</p>	<p>5 ボランティアの活動拠点及び資機材の提供 (略) また、ボランティア活動に必要な事務用品や各種資機材については、可能な限り貸し出し、ボランティアが効率的に活動できる環境づくりに努める。</p> <p>第29節 し尿、生活ごみ、がれき及び産業廃棄物の処理</p> <p>1～5 (略)</p> <p>6 野外仮設トイレの設置 (1) (略) (2) 避難所等での野外仮設トイレの設置 (略) 設置に当たっては、立地条件を考慮して漏洩等により地下水を汚染しないような場所に設けるとともに、障害者への配慮を行う。また、閉鎖に当たっては、消毒等を実施して避難場所の衛生確保を図る。 (3) (略)</p> <p>7～8 (略)</p> <p>第30節 住宅の応急対策</p> <p>1 (略)</p> <p>2 実施体制 (1)～(2) (略) (3) 応急仮設住宅の建設及び運営管理 (略) また、設置及び運営管理に関しては、安心、安全を確保し、地域コミュニティ形成や心のケアを含めた健康面に配慮するとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見の反映や、必要に応じて仮設住宅における家庭動物の受け入れに配慮するほか、災害時要援護者に十分配慮し、優先的入居、高齢者、障害者向け仮設住宅の設置等にも努める。 (4)～(5) (略)</p> <p>3～5 (略)</p> <p>第31節 (略)</p>	

修正案	現行	備考
<p>第32節 応急金融対策</p> <p>応急金融対策のフロー</p> <p>The flowchart for the proposed emergency financial measures starts with '災害発生' (Disaster Occurs) in the '初動対策期 (1日)' (Initial Response Period, 1 day). The '緊急対策期 (1週)' (Emergency Response Period, 1 week) includes: (日本銀行、関係機関) 金融機関の現金保有状況の把握 (Check cash holdings of financial institutions); 金融機関の所要現金の確保に関する措置 (Measures to ensure required cash for financial institutions); 現金輸送の確保 (Ensure cash transport); 通信の確保 (Ensure communication); 資金決済の円滑の確保 (Ensure smooth settlement of funds); 決済システムの安定的な運行に係る措置 (Measures for stable operation of settlement systems); 金融機関への資金の貸付け (Lending of funds to financial institutions); 金融機関の業務運営の確保 (Ensure business operations of financial institutions); 早期営業開始についての措置 (Measures for early start of business); 営業時間延長および休日臨時営業の要請 (Request for extended hours and temporary business on holidays); 金融上の措置の実施 (Implementation of financial measures): (1) 預貯金通帳滅失者に対する適宜払戻し取扱 (Appropriate withdrawal handling for lost passbooks); (2) 定期預金、定期積金等の期限前払戻しまたは預貯金担保の貸出特別取扱 (Special withdrawal handling for term deposits, etc.); (3) 被災手形の呈示期間経過後交換持出ほか不渡り処分の猶予等特別措置 (Special measures for non-payment of disaster bills); (4) 損傷日本銀行券および貨幣の引換措置 (Exchange measures for damaged banknotes); (5) 災害復旧資金の融通についての措置 (Measures for disaster relief funds); 金融上の措置等に関する広報 (Publicity regarding financial measures): (1) 金融機関の営業開始、休日臨時営業 (Business start, temporary business); (2) 預貯金の便宜払戻し、被災手形の特別措置 (Convenient withdrawal, special measures); (3) 損傷日本銀行券および貨幣の引換措置 (Exchange measures); (4) 災害復旧資金融通措置 (Relief fund measures).</p>	<p>第32節 応急金融対策</p> <p>応急金融対策のフロー</p> <p>The flowchart for the current emergency financial measures starts with '災害発生' (Disaster Occurs) in the '初動対策期 (1日)' (Initial Response Period, 1 day). The '緊急対策期 (1週)' (Emergency Response Period, 1 week) includes: (日本銀行、関係機関) 金融機関の現金保有状況の把握 (Check cash holdings of financial institutions); 金融機関の必要現金の確保の要請 (Request for measures to ensure required cash for financial institutions); 現金輸送の確保 (Ensure cash transport); 通信の確保 (Ensure communication); 早期営業開始の要請 (Request for early start of business); 営業時間延長及び休日臨時営業の措置要請 (Request for measures for extended hours and temporary business); 非常金融措置の実施 (Implementation of special financial measures): ア 預貯金通帳滅失者に対する適宜払戻し取扱 (Appropriate withdrawal handling for lost passbooks); イ 定期預金・積立金の中途解約又は預貯金担保の貸出特別取扱 (Special withdrawal handling for term deposits, etc.); ウ 被災手形の呈示期間後交換持出他不渡り処分の猶予等特別措置 (Special measures for non-payment of disaster bills); エ 損傷日本銀行券及び貨幣の引換措置 (Exchange measures for damaged banknotes); 金融措置に関する広報 (Publicity regarding financial measures): ・金融機関の営業開始、休日臨時営業 (Business start, temporary business); ・預貯金の便宜払戻し措置 (Convenient withdrawal measures); ・損傷日本銀行券及び貨幣の引換措置 (Exchange measures).</p>	

修正案	現行	備考
<p>1 (略)</p> <p>2 <u>銀行券の発行ならびに通貨および金融の調節</u></p> <p>(1) <u>通貨の円滑な供給の確保</u> 被災地における金融機関の現金保有状況の把握に努め、必要に応じ被災地所在の金融機関に臨時に発行元銀行券を寄託し、あるいは既存の寄託発行元銀行券の活用を図るほか、金融機関の所要現金の確保について必要な措置を講ずること等により、通貨の円滑な供給の確保に万全の措置を講ずる。 なお、被災地における損傷日本銀行券及び損傷貨幣の引換えについては、状況に応じ職員を現地に派遣する等必要な措置を講ずる。</p> <p>(2) <u>現金供給のための輸送、通信手段の確保</u> 被災地における現金供給のため緊急に現金を輸送し又は通信を行う必要があるときは、関係行政機関等と密接に連絡のうえ、各種輸送、通信手段の活用を図る。</p> <p>(3) <u>通貨および金融の調節</u> 災害発生時等において、必要に応じ適切な通貨及び金融の調節を行う。</p> <p>3 <u>資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置</u></p> <p>(1) <u>決済システムの安定的な運行に係る措置</u> 災害発生時等において、金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を図るため、必要に応じ、日本銀行金融ネットワークシステムその他の決済システムの安定的な運行に係る措置を実施する。また、必要に応じ、関連する決済システムの運営者等に対し、参加者等の業務に支障が出ないように考慮し適切な措置を講ずることを要請する。</p>	<p>1 (略)</p> <p>2 <u>通貨の供給の確保</u></p> <p>(1) <u>通貨の確保</u> 被災地における金融機関の現金保有状況の把握に努め、必要に応じて金融機関の必要現金の確保について要請を行う。</p> <p>(2) <u>輸送、通信手段の確保</u> 被災地に対する現金供給のため、緊急に現金を輸送し、又は通信を行う必要があるときは、関係行政機関等と密接に連絡をとり、輸送、通信の確保を図る。</p> <p>(3) <u>金融機関の業務運営の確保</u> 関係行政機関と協議の上、被災金融機関が早急に営業を開始できるよう要請を行う。 また、必要に応じて金融機関の営業時間の延長及び休日臨時営業の措置をとるよう要請する。</p> <p>3 <u>非常金融措置</u></p> <p>(1) <u>非常金融措置の実施</u> 被災者の便宜を図るため、関係行政機関と協議の上、金融機関に対して次のような非常措置をとるよう要請を行う。</p> <p>ア <u>払戻しの取扱い</u> 預金通帳等を滅紛失した預貯金者に対して預貯金の適宜払戻しの取扱いを行う。</p> <p>イ <u>貸出等の特別取扱い</u> 被災者に対して定期預金、定期積立金等の中途解約又は預貯金を担保とする貸出等の特別取扱いを行う。</p>	

修正案	現行	備考
<p>(2) <u>資金の貸付け</u> <u>災害発生時等において、金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を図るため、必要に応じ、資金の貸付けを行う。</u></p> <p>4 <u>金融機関の業務運営の確保に係る措置</u> <u>関係行政機関と協議のうえ被災金融機関が早急に営業開始を行いうるよう必要な措置を講ずるほか、必要に応じ金融機関に対し、営業時間の延長又は休日臨時営業の実施に配慮するよう要請する。また、災害の状況に応じ必要の範囲で適宜業務時間の延長又は休日臨時営業を行う。</u></p> <p>5 <u>金融機関による金融上の措置の実施に係る要請</u> <u>必要に応じ関係行政機関と協議のうえ、金融機関または金融機関団体に対し、次に掲げる措置その他の金融上の措置を適切に講ずるよう要請する。</u></p> <p>(1) <u>預金通帳等を滅失した預貯金者に対し、預貯金の便宜払戻しの取扱いを行うこと。</u></p> <p>(2) <u>被災者に対して定期預金、定期積金等の期限前払戻し又は預貯金を担保とする貸出等の特別取扱いを行うこと。</u></p> <p>(3) <u>被災地の手形交換所において被災関係手形につき、呈示期間経過後の交換持出を認めるほか、不渡処分の猶予等の特別措置をとること。</u></p> <p>(4) <u>損傷日本銀行券および貨幣の引換えについて、実情に応じ必要な措置をとること。</u></p> <p>(5) <u>必要と認められる災害復旧資金の融通について、迅速かつ適切な措置をとること。</u></p>	<p>ウ <u>被災関係手形の措置</u> <u>被災地の手形交換所において、被災関係手形について、呈示期間経過後の交換持出しを認めるほか、不渡り処分の猶予等の特別措置をとる。</u></p> <p>エ <u>損傷日本銀行券及び貨幣の引換について、実情に応じて必要な措置をとる。</u></p> <p>(2) <u>金融措置に関する広報</u> <u>金融機関の営業再開、休日臨時営業、預貯金の便宜払戻措置及び損傷日本銀行券・貨幣の引換措置等については、金融機関と協力して速やかにその周知徹底を図る。</u></p>	

修正案	現行	備考
<p>6 各種措置に関する広報 <u>災害応急対策に関する情報について、新聞、放送、インターネットその他の適切な方法により、迅速に国民に提供するよう努める。とくに4. および5で定める要請を行ったときは、関係行政機関と協議のうえ、金融機関および放送事業者と協力してすみやかにその周知徹底を図る。</u></p> <p style="text-align: center;">第4章 復旧・復興計画</p> <p>被災地の復旧・復興については、住民の意向を尊重し、県及び市町が主体的に取り組むとともに、国がそれを支援する等適切な役割分担の下、被災者の生活の再建及び経済の復興、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域づくりを目指すこと、また、災害により地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図る。</p> <p>第1節 公共施設災害の復旧</p> <p>1 (略)</p> <p>2 実施責任者 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、市町長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関その他法令の規定により災害復旧の実施について責任を有する者が実施する。 <u>なお、県は、特定大規模災害等を受けた市町から要請があり、かつ当該市町の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲で、当該市町に代わって工事を行う。</u></p> <p>3～5 (略)</p> <p>第2節 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 激甚災害に係る財政援助措置 (略)</p>	<p style="text-align: center;">第4章 復旧・復興計画</p> <p>第1節 公共施設災害の復旧</p> <p>1 (略)</p> <p>2 実施責任者 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、<u>地方公共団体の長</u>その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関その他法令の規定により災害復旧の実施について責任を有する者が実施する。</p> <p>3～5 (略)</p> <p>第2節 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 激甚災害に係る財政援助措置 (略)</p>	

修正案	現行	備考
<p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) その他の特別の財政援助及び助成 ア～オ (略)</p> <p>カ <u>罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例</u> (激基法第22条)</p> <p>キ～ク (略)</p> <p>第3節 (略)</p> <p>第4節 被災者への支援 1～9 (略)</p> <p>10 被災者生活再建支援金の支給 県は、被災者生活再建支援法(平成10年法律第66号)に定める自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金による被災者生活再建支援金を支給し、生活の再建を支援する。 市町は、被災者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため、<u>申請書等の確認及び県への送付に関する業務の実施体制の整備等を図る。</u></p> <p>11 (略)</p> <p>第5節 被災者の生活確保のための緊急措置</p> <p>1 (略)</p> <p>2 <u>被災者台帳の作成</u> 市町は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。 県は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する市町からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供する。</p> <p>3～4 (略)</p> <p>5 <u>罹災証明の交付</u> 市町は、被災者の各種支援措置を早期に実施するため、地震発生後早期に罹災証明の交付体制を確立し、被災者に罹災証明を交付する。このため次の措置を講ずる。 (1) (略) (2) 県は、市町から要請があった場合は、円滑な罹災証明の交付が図られるよう支援する。また、県は、罹災証明を円滑に発行するため、平時から被害認定調査講習会を開催するよう努めるとともに、<u>罹災証明について、住民への周知徹底に努める。</u></p>	<p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) その他の特別の財政援助及び助成 ア～オ (略)</p> <p>カ <u>り災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例</u> (激基法第22条)</p> <p>キ～ク (略)</p> <p>第3節 (略)</p> <p>第4節 被災者への支援 1～9 (略)</p> <p>10 被災者生活再建支援金の支給 県は、被災者生活再建支援法(平成10年法律第66号)に定める自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金による被災者生活再建支援金を支給し、生活の再建を支援する。 市町は、被災者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため、体制の整備等を図る。</p> <p>11 (略)</p> <p>第5節 被災者の生活確保のための緊急措置</p> <p>1 (略)</p> <p>2～3 (略)</p> <p>4 <u>り災証明の交付</u> 市町は、被災者の各種支援措置を早期に実施するため、地震発生後早期にり災証明の交付体制を確立し、被災者に<u>り災証明</u>を交付する。このため次の措置を講ずる。 (1) (略) (2) 県は、市町から要請があった場合は、円滑なり災証明の交付が図られるよう支援する。また、県は、<u>り災証明</u>を円滑に発行するため、平時から被害認定調査講習会を開催するよう努めるとともに、<u>り災証明について、住民への周知徹底に努める。</u></p>	

修正案	現行	備考
<p>6～9 (略)</p> <p>10 災害廃棄物の処理等 <u>市町等は、事前に策定した災害廃棄物処理計画に基づき、必要に応じて広域処理を含め、災害廃棄物の処理方法を確立するとともに、仮置き場、最終処分場を確保し、計画的な収集、運搬及び処分方法を図ることにより、災害廃棄物の迅速かつ適正な処理を行う。</u> <u>また、一般廃棄物処理施設については、災害廃棄物を処理しつつ、電力供給や熱供給等の拠点としても活用する。</u></p> <p>第6節 (略)</p> <p>第7節 復興計画</p> <p>1 (略)</p> <p>2 基本方向の決定 (略) <u>また、その際、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進する。併せて、障害者、高齢者等の要配慮者の参画を促進する。</u> <u>なお、特定大規模災害による被害を受けた市町は、必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本方針等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図ることができる。</u></p> <p>3 計画的復興の進め方 (1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>県は、特定大規模災害等を受けた市町から要請があり、かつ、地域の実情を勘案して必要と認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該市町に代わって、円滑かつ迅速な復興を図るために必要な都市計画の決定等を行う。</u></p> <p>(6) <u>県は、特定大規模災害からの復興のために必要な場合、関係行政機関又は関係地方行政機関に対し、職員の派遣を要請するものとする。同様に、市町は、必要な場合、関係地方行政機関に対し、職員の派遣を要請するものとし、この場合、県は、必要に応じて、職員の派遣に係るあつせんに努める。</u></p>	<p>5～8 (略)</p> <p>第6節 (略)</p> <p>第7節 復興計画</p> <p>1 (略)</p> <p>2 基本方向の決定 (略) <u>なお、その際、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進する。併せて、障害者、高齢者等の災害時要援護者の参画を促進する。</u></p> <p>3 計画的復興の進め方 (1)～(4) (略)</p>	

修正案	現行	備考
<p style="text-align: center;">第5章 複合災害対策</p> <p>第1節～第2節 (略)</p> <p>第3節 災害応急対策</p> <p>1 活動体制の確立</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 複合災害が発生した場合において、対策本部が複数設置された場合は、重複する要員の所在調整、情報の収集・連絡・調整のための要員の相互派遣、合同会議の開催等に努める。対策本部事務局の担当部局が異なる場合には、統合を含めた具体的な連携方策をあらかじめ定めておく。現地対策本部についても、必要に応じて、<u>国の現地対策本部や市町の災害対策本部との合同会議を行うなど、同様の配慮を行う。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 避難対策</p> <p>(1) 県及び関係市町は、情報収集により得られた道路や避難場所等の被災状況をもとに、代替となる避難経路及び避難場所等の確保を図る。</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>4～5 (略)</p> <p>第4節 (略)</p>	<p style="text-align: center;">第5章 複合災害対策</p> <p>第1節～第2節 (略)</p> <p>第3節 災害応急対策</p> <p>1 活動体制の確立</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 複合災害が発生した場合において、対策本部が複数設置された場合は、重複する要員の所在調整、情報の収集・連絡・調整のための要員の相互派遣、合同会議の開催等に努める。対策本部事務局の担当部局が異なる場合には、統合を含めた具体的な連携方策をあらかじめ定めておく。現地対策本部についても、必要に応じて、同様の配慮を行う。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 避難対策</p> <p>(1) 県及び関係市町は、情報収集により得られた道路や避難場所等の被災状況をもとに、代替となる避難経路及び避難場所の確保を図る。</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>4～5 (略)</p> <p>第4節 (略)</p>	